

N P T 発効50年：

「核のある世界」

に立ち向かう

2020年7月 REC -PP-11

RECNA Policy Paper

レクナ ポリシーペーパー



Research Center for
Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

N P T 発効 5 0 年： 「核のある世界」 に立ち向かう

2020 年 7 月 REC-PP-11

吉田 文彦	センター長・教授
鈴木 達治郎	副センター長・教授
広瀬 訓	副センター長・教授
中村 桂子	准教授
朝長 万左男	客員教授
宮崎 智三	中国新聞論説主幹
河合 公明	戸田記念国際平和研究所主任研究員

※本稿で述べている見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織を代表するものではありません。



2015 年 NPT 再検討会議の会議風景
(2015 年 4 月、ニューヨーク国連本部。撮影：RECNA)

はじめに

発効 50 年の NPT：軍備管理条約と安全保障条約の 2 つの顔

核不拡散条約（NPT）が発効してから半世紀が過ぎた。

NPT は条約交渉の時点ですでに核武装していた米国、ソ連（ロシア）、英国、フランス、中国のみを NPT 上の「核兵器国」として、すくなくとも一定期間は「公認」した。その他の諸国は「非核兵器国」として NPT に加わることを求める不平等な構造になっている。それでも多くの諸国が NPT に入って支持してきたのは、核拡散を防ぐことの意義を共有したのと、第 6 条の「誠実な軍縮交渉義務」に基づいて「公認」核兵器国が軍縮を進めて核廃絶という最終目標に近づけるとの期待を込めてのことだった。

NPT が、少なくとも相当程度、核軍縮・不拡散に貢献してきたことは評価されるべきである。NPT 発効の 2 年後には最初の米ソの戦略核兵器制限条約が署名された。冷戦終結を受けてさらに核軍縮は進み、現在の総核弾頭数はピーク時の 6 分の 1 ほどにまで削減された。核不拡散について米ケネディ大統領は 1963 年 3 月の記者会見で、「悪くすれば 1970 年までに 10 カ国、1975 年までに 15-20 カ国の核保有国が存在することになるかも知れない」¹との懸念を表明していたが、NPT 発効後に核武装した国はこれまで（核保有宣言はしていないイスラエルも含めて）4 カ国にとどまっている。非核兵器国が核保有に向かわない理由は NPT の存在以外にも考えられるため、NPT の功績がどこまであったかを厳密に評価するのは難しいが、相当程度の貢献を果たしてきたことは間違いないだろう。「公認」核兵器国に軍縮交渉を義務付けた唯一の条約であることの価値も大きい。

ただ、どんな条約であれ、50 年後、100 年後を見通した内容を盛り込めるものではない。NPT の場合、第 10 条 2 項（発効の 25 年後に、NPT を無期限又は一定期間存続させるかを決定することを明記）に従い、1995 年に条約の期限の延長に関して、締約国による会議が開催された。その結果、NPT の条文を無修正のまま、無期限に延長することが決定された。そして、その際に、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」および再検討プロセスの強化についても合意された²。それにより、NPT およびその再検討プロセスは、広くグローバルな核不拡散および核軍縮の基盤となっていることが再確認された。その結果 NPT の再検討プロセスは、単に条約の運用を検討するだけでなく、実質的に核軍縮と核不拡散について包括的に協議するために定期的に行われる最大の国際会議としての性格を強く帯びることになった。また、この NPT を基盤とした国際的な核軍縮・不拡散に対する取り組みを指して、NPT レジームと呼ばれることも少なくない。しかし、この半世紀に国際情勢や世界の安全保障制度も大きく変容し、NPT レジームが対応できているのかとの厳しい指摘があるのも

¹ John F Kennedy, "The President's News Conference," March 21, 1963. 一問一答の全文は以下の URL に掲載。 <https://www.jfklibrary.org/archives/other-resources/john-f-kennedy-press-conferences/news-conference-52>

² さらに中東非大量破壊兵器地帯の設置へ向けても同時に合意されている。

現実である。

では、NPT そのものと、NPT を基盤にした核軍縮・不拡散政策はどのような課題に直面しているのか。

NPT の「ふたつの顔」

ふり返ってみると、NPT は「ふたつの顔」を持ってきた。ひとつは、核軍縮・不拡散を徹底する「核廃絶に向けた軍備管理条約」としての顔。もうひとつは、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」としての顔である。

NPT は、①「公認」核兵器国が同盟国に拡大核抑止（核の傘）を提供すること、②核の傘国内で核兵器国が核配備することも禁止しておらず、核抑止に依存する集団防衛制度、二国間防衛制度を容認する形となった。その意味で NPT は、「公認」核兵器国とその核抑止に依存する核の傘国にとっては安全保障上、好都合な条約となったわけである。

NPT の第 1 の課題は、NPT の現状が残念ながら、「核廃絶に向けた軍備管理条約」の特徴がかすんでしまうほどに、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」としての顔が強面でせり出している点だ。これは「公認」核兵器国と同盟国が核依存を強めていることの反映であり、NPT の理想が遠のく結果を招いている。

この第 1 の課題は、第 2 の課題につながっていく。「公認」核兵器国と同盟国が核依存を強化してきたのは、言い換えると、核を「Currency of Power」（力の尺度）として重視し続けている表れでもある。世界の力の尺度が核だという考えが続くならば、力をつけたいとの野心を抱く国が「公認」核兵器国を模倣するが如くに核武装をめざすようになり、それがまた、NPT が持つ軍備管理条約の側面を弱める結果を招いている。冷戦期には中東紛争を抱えるイスラエルが、大国が地域紛争を抑える力が弱まった冷戦後には、先鋭化した地域対立を抱えるインド、パキスタンが核実験に踏み切り、北朝鮮も度重なる核実験の末に核武装宣言を出した。

では、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」としての側面が強まるばかりなのか。それは必ずしもそうではない。「公認」核兵器国と同盟国の核抑止依存にも、課題や限界が続出しているからだ。核抑止は核テロ防止には無力に近いし、人工知能（AI）やサイバー、宇宙技術、ドローン、ナノテク等の最先端技術の進歩・拡散で、核兵器システム自体が標的になる危険性が高まってきている。つまり総じて、核抑止論自体も脆弱性が高まっている。加えて、冷戦終結後には人道主義の観点から、「公認」核兵器国・核の傘国・NPT 外の核武装国の核依存への批判が強まっているのも大きな特徴で、それが核兵器禁止条約（TPNW）という究極の核軍備管理条約誕生への動因ともなった。

こうした安全環境、人道主義、軍備管理環境の大きな変化の中で、NPT に基づく政策はどう対処していくべきなのか。「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」の側面をただちに消せないまでも、「核廃絶に向けた軍備管理条約」の側面を強化していくには、何をどのように進めていけばいいのか。

NPT 発効 50 年に合わせて北大西洋条約機構（NATO）は「数々の業績を残してきたとは言え、NPT が永続的に成功して当たり前などと考えてはならず、持続的な努力が求められている」との声明を出した³。では、時代の変化に合わせて、具体的にどのような「持続的な努力」が必要なのか。この RECNA ポリシーペーパーでは、NPT の成果と限界、課題等を分析するとともに、NPT を足場に核廃絶へと近づいていく方策について考える。NPT の未来を考察するにあたっては、日本の外務省が設置した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の議長レポート（2019 年 10 月）も参考にする。

委細は各論考にゆだねるが、「はじめに」で言えることは――必要なのは、NPT という条約の運用検討（Review）だけではなく、核廃絶に向けた NPT と NPT を基盤にした核軍縮・不拡散政策、さらには核抑止依存そのものの再検討（Review）である。

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）
センター長・教授 吉田 文彦

³ 以下の“North Atlantic Council Statement on the 50th Anniversary of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons”より引用。

https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_174104.htm

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	吉田 文彦	
要旨	・・・・・・・・・・	吉田 文彦	1
I 章 NPT 論：この 50 年から何を学び、活かすか			
1. NPT の成果と課題	・・・・・・・・	吉田 文彦、広瀬 訓	6
2. 核兵器禁止条約（TPNW）と NPT	・・・・・・・・	中村 桂子	11
3. 原子力平和利用の課題と挑戦：NPT を超えた新たな枠組み作りへ	・・・・・・・・	鈴木 達治郎	19
II 章 安全保障論：核兵器依存からどう脱するか			
1. 核抑止論の限界と危険	・・・・・・・・	吉田 文彦	26
2. 先端技術がもたらす核抑止依存のリスク	・・・・・・・・	鈴木 達治郎	32
3. 日米同盟と核の傘	・・・・・・・・	吉田 文彦	37
4. 核使用・威嚇の違法性	・・・・・・・・	広瀬 訓	44
5. 北東アジア非核兵器地帯と地域安全保障	・・・・・・・・	吉田 文彦、鈴木 達治郎	50
III 章 アクター論：誰がどう行動するのか			
1. 核保有国、核の傘国、核兵器禁止条約支持国	・・・・・・・・	吉田 文彦	57
2. これから被爆地が果たすべき役割	・・・・・・・・	朝長 万左男	63
3. 被爆した新聞社の使命	・・・・・・・・	宮崎 智三	67
4. 安全保障政策と市民社会：核兵器廃絶日本 NGO 連絡会を事例として	・・・・・・・・	河合 公明	70
IV 章 未来構想論	・・・・・・・・	吉田 文彦、鈴木 達治郎、広瀬 訓、中村 桂子	75
資料	1. 核関連年表	・・・・・・・・	83
	2. 核兵器の不拡散に関する条約	・・・・・・・・	85
著者紹介	・・・・・・・・		88

要 旨

吉田 文彦

「RECNA ポリシーペーパー No.11」として刊行するこの論考集のメインタイトルは、「NPT 発効 50 年：『核のある世界』に立ち向かう」である。「はじめに」で記しているように核不拡散条約（NPT）は、核軍縮・不拡散を徹底する「核廃絶に向けた軍備管理条約」と、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」の、両側面を持つ。ところが近年、安全保障条約の側面が強くなり、核廃絶に向けて不可欠な軍備管理条約の側面がどんどん弱体化している。

では、どうしていけばいいのか。本ポリシーペーパーでは、①NPT の限界も冷静に見つめながら、NPT を基盤とした核軍縮・不拡散政策をどのように復権させていくか、②NPT と核兵器禁止条約（TPNW）の関係をどう考えていくべきなのか、③核廃絶にとっての最大の壁である核抑止論にどう向き合っていけばいいのか、④政府だけでなく NGO、企業、メディアなどの市民社会がどう行動していけばいいのか——といった命題を主要な考察対象にしている。以下で各章の要点を概括しておきたい。

I 章 NPT 論：この 50 年から何を学び、活かすか

この半世紀の NPT に基づく核軍縮・不拡散政策に対するプラス・マイナス両面の評価と今後の課題、NPT と TPNW の関係に焦点を当てている。最初の「NPT の成果と課題」（吉田文彦、広瀬訓）は NPT が核不拡散に相当程度の効果を発揮してきたことを評価する一方で、NPT 第 6 条で約束された核軍縮努力の停滞を厳しく批判。NPT が本当に核廃絶に向けた軍備管理条約なのかどうか、「厳しく問われているのが実情であり、問われて当然にも思える」と論じている。

次の「核兵器禁止条約（TPNW）と NPT」（中村桂子）は、TPNW に収められた「人道アプローチ」は、「まさに時代の要求であり、人類の生存をかけた問いに対する必然的結論であった」との見方を示している。核保有国・核の傘国は、自分たちが交渉に参加しなかった TPNW を国際社会「分断」の要因になると反発している。これに対して、「長期的には、TPNW 推進派が主張するように、条約発効を受けて核兵器を非正当化する国際世論が高まり、核兵器国と核の傘依存国への圧力となって NPT 第 6 条の履行推進を後押しすることが期待される」と結論づけている。また、より短期的な課題として、条約発効後の締約国会合を睨み、非締約国を交えて核軍縮検証や被害者支援等の議論を深めていくことが、TPNW の正当性の強化につながると論じている。

「原子力平和利用の課題と挑戦：NPT を超えた新たな枠組み作りへ」（鈴木達治郎）は、「原子力平和利用」とその軍事転用を防ぐために重要な仕組みや制度について、過去 50 年間の教訓と今後の課題について検討している。もともと欧米中心に原子力平和利用を促す計算があったが、「世界の原子力発電の大勢は既存の原発先進国から新興国にシフトしてい

くことが明らか」なのが現状だ。加えて、核物質の増加や核物質を生産しうるウラン濃縮・再処理技術・施設の拡散、核セキュリティ（核テロ防止）対策など、NPT だけではカバーできない課題が増加している。新たな国際環境のもとで、保障措置など NPT に基づく核不拡散制度の維持・強化が重要だが、それに加えて、新たな脅威に対応する NPT 外の国際的枠組みの在り方を検討していくことも必要と強調している。

II 章 安全保障論：核兵器依存からどう脱するか

核廃絶を実現していくプロセス、つまり NPT 第 6 条履行のプロセスにおいて避けて通れないのが、核抑止論をいかにして乗り越えるかという問題である。

核抑止から脱却していくには、そのリスクや矛盾を認識することが先決だ。「核抑止論の限界と危険」（吉田文彦）では、核戦略の弱点を考察した。核抑止は長年にわたり、相互確証破壊（MAD）論をベースにしてきた。だが、MAD 論のみでは全面核戦争に発展しやすい。そこで、限られた地域での核使用にとどめる限定核戦争論を組み合わせてきたが、いったん核戦争が始まれば全面的な核戦争に拡大するリスクからは逃れられない。もうひとつの大きな問題は、核抑止に寄りかかるあまり、核抑止が崩れて核使用された後の安全保障政策を用意しないままの状態が続いている現実である。だが、核兵器国にも同盟国にも明答はない。

このように核抑止のリスクは明らかだが、「先端技術がもたらす核抑止依存のリスク」（鈴木達治郎）は、サイバーや人工知能（AI）などの先端技術が軍事応用されると、核抑止依存のリスクがさらに高まると指摘する。核抑止の「安定性」は、先に核攻撃されたら核で確実に報復するという論理に基づいているが、先端技術によって核兵器システムを混乱させれば、先制攻撃が有利になる事態も考えられ、「今や全く新たな時代に入りつつあることを認識すべきだ」と警告している。

核抑止論一般についての考察も重要だが、日本がいる核の傘の問題点も直視する必要がある。「日米同盟と核の傘」（吉田文彦）は、核の傘に依存すればするほど、対立する核武装国のミサイルの標的になるリスクが高まりかねないと指摘し、「核の傘は本当に日本の安全や安心に資するのか、かえって日本を危うい状態に追い込むのではないかといった問いかけがもっと必要だろう」と強調している。

「核使用・威嚇の違法性」（広瀬訓）は、国際法、特に国際人道法の視点から核使用の問題点を分析したあと、核の傘にいる日本が考えるべき論点をあげている。第一に日本は 1949 年のジュネーブ 4 条約および 1977 年の第一追加議定書を批准している。米国の核使用を要望したり、それに協力したりして、文民や医療関係者たちに大きな被害が及んだとすれば、国際司法裁判所（ICJ）への提訴など、法的な責任を追及される可能性がある。日本はまた、人道犯罪・戦争犯罪を裁く国際刑事裁判所（ICC）の締約国でもある。核兵器使用の最終判断者は米国大統領だが、意思決定の過程で、「日本の関係者が一定の役割を果たしたとみなされて法的な責任が追及されるような事態が発生」すれば、「首相や外相、防衛相が被疑者

に含まれる可能性も否定できない」と指摘している。

日本が核の傘から抜け出ていく方策として、何があるのか。「北東アジア非核兵器地帯と地域安全保障」（吉田文彦、鈴木達治郎）は、朝鮮半島の非核化とその延長として北東アジア非核兵器地帯（NEA-NWFZ）設置、地域の新たな安全保障枠組みの構築を重要な選択肢と位置づけた。非核兵器地帯の条約は一般に、核兵器国が地帯内の非核兵器国を核攻撃しない消極的安全保証を法的に義務付ける議定書を伴っている。NEA-NWFZ の議定書に、中国やロシアが加われば日本に対する核使用はこの法的義務によって抑止される。そうなれば、核の傘が日米同盟の中心的存在となっている現在の状態は様変わりし、同盟関係は維持しつつも「日本における安全保障上の核の傘依存度は大きく減少」するだろう。NEA-NWFZ は、NPT を「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」へと軌道修正していく目的にも資すると考えられる。

Ⅲ章 アクター論：誰がどう行動するのか

NPT を活用した核廃絶へのプロセスでは主権国家に加えて、さまざまなアクター（行動主体）の役割が一段と重みを増している。

「核保有国、核の傘国、核兵器禁止条約支持国」（吉田文彦）はまず、主権国家の役割に焦点をあてた。主権国家のうち、核保有国に必要なのは、NPT が「核廃絶に向けた軍備管理条約」である点をもっと自覚し、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」への偏りを是正することである。核の傘国も、最終目標が核廃絶であることは共有しており、核抑止依存からの脱却を真剣に検討せざるを得ない。「どの時点でどのように核の傘国の立場を変え、核の傘国ではない非核兵器国と連携して核廃絶に進んでいくか」について、いずれは決断する必要がある。TPNW 支持国は、NPT 対 TPNW といった分断の図式を避けていくうえで、できるだけ多くの核の傘国との連携強化が必要だろう。TPNW 締約国会議に多くの核の傘国がオブザーバーとして参加できるようにし、連携に向けた率直な意見交換をすべきだろう。

「これから被爆地が果たすべき役割」（朝長万左男）は、「国連の核軍縮の討議への市民社会の広範な参画は、TPNW の提案から採択に至る約 5 年間の最終ステージにおいて、その規模（人員）と影響力の強さにおいて、国連史上最高のレベルに達したことは間違いない」としながらも、核保有国・核の傘国と TPNW 支持国の間の「『分断』の克服は容易ならざるテーマになるであろう」との見方を示している。そのうえで、「TPNW の禁止事項は NPT において欠落している部分であり、相互補完は、核軍縮の枠組みを完全なものとする」と、非核兵器国や核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が主張している点に着目し、「このような補完体制あり方の議論をどのような国際会議として行うか、市民社会を含む会議体制の確立は重要である。ヒバクシャからも進んで提案すべきである。これがこれからの核軍縮運動の新ステージである」と説いている。

「被爆した新聞社の使命」（宮崎智三）では、従業員のおよそ 3 分の 1 が原爆で命を失っ

た中国新聞の原爆・核報道に関する基本姿勢を紐解いている。「原爆や核による被害の実態、つまりは人間的悲慘さを掘り起こし、広く国内外に伝えていくという、そんな重い責任を背負っている」との考えから、被爆地に関する報道はもちろんのこと、その他の放射線被害の調査報道にも力を入れ、ウラン採掘や原発などによる被曝者を取材した企画「世界のヒバクシャ」を長期連載した。インターネット時代になってからはウェブサイト「ヒロシマ平和メディアセンター」を開設し、原爆・平和関連の中国新聞の記事や被爆者の証言、論評、コラムなどを外国語訳して載せている。その根底にあるのは、先輩論説主幹（故人）の「原爆は威力として知られたか。人間的悲慘さとして知られたか」との問いかけである。

「安全保障政策と市民社会：核兵器廃絶日本 NGO 連絡会を事例として」（河合公明）は、日本の NGO のこれまでの活動を総括する中で、核廃絶への「働きかけの対象」はもはや「政府セクターに限らない」のが実情であり、「市場・経済セクターへの働きかけもある」と論じている。また、「現今の新型コロナウイルス感染症の問題は、安全保障とは何かについて深く考える機会を提供している」とし、「国家や国民にとって重要なのは、生命や幸福といった価値だということである。そうした状況下で、核兵器がこうした価値に奉仕するのかという問いは、新鮮な響きを生むであろう」と展望している。

IV章 未来構想論

グローバルな核軍縮・不拡散政策の基盤である NPT の今後についての基本的問題認識と、実行すべき政策を整理すると、以下のようにまとめられる。

基本的問題認識

- ・ NPT 運用について、本来の軍備管理条約の路線強化へと軌道修正を急ぐ必要がある。
- ・ 核兵器国・核の傘国は、核抑止依存そのものが国や人々の安全をかえって危うくしかねない状況を直視し、核抑止に対する考え方の洗い直しを急ぐべきだ。
- ・ 「原子力平和利用と核不拡散」についても、見直しの時期に来ている。ウラン濃縮・再処理技術・施設の拡散防止や核セキュリティ強化など、NPT だけでは対応できない課題について、新たな国際協力や国際規範が必要とされている。
- ・ 北東アジア非核兵器地帯の設置も含めて、この地域の安全保障環境を改善し、脱核抑止に近づける政策構想や行動計画を日本が自ら発信していく。
- ・ TPNW は国際社会を分断すると主張して、TPNW を敵視するような核兵器国・核の傘国の姿勢はむしろ、NPT を傷めかねない。NPT と TPNW が併存する時代が近づく今、核廃絶へのプロセスを今まで以上に具体的に議論していく時期に来ている。
- ・ 外務省が設置した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の議長レポート（2019 年 10 月）には、広島、長崎以降の「核兵器不使用の規範」維持の重要性と、核抑止が「世界の安全保障にとって危険な基盤」との認識が記されている。この 2 点を基本原則にして、日本は核軍縮・不拡散政策を進めるべきである。

- ・これらに基づいて政策を決定・実行していくことが、唯一の戦争被爆国としての責任ある選択と考える。

実行すべき政策

上記の議長レポートの中で、2025 年の NPT 再検討会議までに二段階で講じるべき対策が列挙されており、いずれも速やかに実行することが大切だ。その際、①コンセンサス（全会一致）方式のジュネーブの軍縮会議（CD）だけでなく、別の場での条約交渉も柔軟に模索すべきである、②条約にできるものは条約をめざすという原則は維持しながらも、早めに効果を発揮させるために、政府間合意、行動規範（Code of Conduct）に基づく政策実行も積極的に進めるべきだ、③NGO や企業を含めた市民社会の活動と並行して、専門家集団が政治家や政党・官僚組織などと政策論議を重ね、核廃絶に必要な様々な政策を具体化し、優先順位をつけながら実現していく努力が必要である。

パンデミックの教訓

新型コロナウイルスによるパンデミックが今後、実際にどのように国際安全保障、国家安全保障に影響を与えるかは未知数ではある。だが、中満泉・国連事務次長が「軍縮を進めるためには、安全保障の概念、考え方の中心に人間を据えていかなければいけない」「領土保全だけの安全保障だけではなく、人間の安全保障をもっと真剣に考える必要がある。これもコロナ危機の大きな教訓だった」と指摘しているように、「安全保障観」のパラダイムシフトを加速させる好機と考える。

I章 NPT 論：この 50 年から何を学び、活かすか

1. NPT の成果と課題

吉田 文彦、広瀬 訓

1. 「ハイブリッド効果」を期待した条約

「はじめに」では、核不拡散条約（NPT）が軍備管理条約と安全保障条約の「ふたつの顔」を持ってきたことを記した。核依存が強まって安全保障条約の側面が強まるにつれて、軍備管理条約としての NPT のパワーが減衰する傾向があることも指摘した。こうした基本的傾向を踏まえながら、NPT 体制の成果と限界、今後の課題についてより詳しく見ていくことにしたい。

国際社会において核拡散防止の中心的な国際法規となってきた NPT は、1968 年に署名開放され、1970 年に発効した。1967 年段階で核保有国になっていた米国、ソ連（ロシア）、英国、フランス、中国を核保有国として認めただけで、条約の第 1 条においてこれら 5 カ国に対して、核兵器の製造または取得に関して、いかなる者にも援助、奨励又は勧誘を行わないことを義務づけている。第 2 条では、非核兵器国は核兵器をいかなる手段によっても取得しないことを定めている。

これだけでは主に 5 カ国を利する不平等条約そのものになることから、第 4 条において、平和的目的の原子力研究、生産、利用は、すべての締約国の「奪い得ない権利」と定め、原子力の平和的利用のために設備、資材、科学的・技術的情報の交換を行う権利を認めている。さらに第 6 条において、核保有国を含む締約国が核軍縮交渉を誠実に行う義務を定めて、NPT が核兵器国、非核兵器国双方の利益になるよう工夫されている。その一方で、核保有国とその同盟国への配慮から、拡大核抑止（核の傘）には触れずじまいで、もちろん禁じることはしなかった。

以上のように、核軍縮・不拡散という軍備管理面での効果と、核保有国・核の傘国の核抑止依存を特定の期限を設定することなく容認する安全保障面での効果の両方を併せ持ってきたのが、NPT である。しかも、核武装する野心がないことを国際原子力機関（IAEA）の保障措置などで証明する非核兵器国には、原子力民生利用での協力という利点を提供することも約束している。つまり、NPT は、より多くの国を引き寄せる「ハイブリッド効果」を期待した条約であり、どの効果にどのような優先順位をつけるかは、参加国によって異なることが当初から想像できた条約であるとも言える。

2. 目立つ「甘えの構造」

こうした特徴を持つ NPT だが、この半世紀の「実績」をどう評価すべきか。

「はじめに」で記したように、米ロ（米ソ）が核軍備管理に関する二国間・多国間条約に加わってきたのも、NPT 第 6 条の存在を意識してきたからだろう。NPT 発効後に核武装し

た国が4カ国にとどまっていることにもNPTの貢献があるだろう。NPT交渉が妥結する寸前、米国の国務省高官に届けられた専門家の分析が公開されているが、そこでは、原子力民生利用国がウラン濃縮や使用済み核燃料再処理（プルトニウム抽出）の施設を獲得していけば、その気になればNPT脱退後に「数カ月程度」で核武装が可能になるとの懸念が記されている⁴。50年以上前のこの専門家の懸念は今も消えてはいないものの、NPTに加盟後、ずっと条約内にとどまってきた原子力利用国が一国たりとも核武装にいたっていない現実、NPTの存在が相当程度、核拡散に対する抑止力になってきたことの証左と言えるだろう。

NPTが核の傘を容認したことも実は、核不拡散の大きな要因となってきた。NPT発効時はまだ、冷戦の最中だった。米国を頂点とした北大西洋条約機構（NATO）とソ連がトップのワルシャワ条約機構（WTO）がそれぞれに同盟国（核の傘国）を要しながら、対峙かつ共存する形で世界秩序を維持する。そんな冷戦構造の中で誕生したのがNPTだった。この同盟体制を維持するには、米ソにとって、同盟国の核武装を阻止し、軍事同盟に基づく核の傘に依存させ続けることが得策だった。現在にいたるまで、こうしたNPTによる同盟管理機能の目的は基本的に維持されており、その意味においてNPTは米ソ、冷戦後においてはとくに、多くの同盟国を持つ米国にとって戦略的価値の高い条約である。

その一方で、NPTに期待された「ハイブリッド効果」がいくつもの限界に直面していることも、隠せない現実だ。それはNPTの制度疲労というよりはむしろ、昨今の国際情勢の推移もあって構造的な問題点がより一層拡大してきたことが原因と言えるだろう。

第一の問題点は、まるで核軍縮の約束などないかのように、米国は、ロシアによる条約違反や中国抜きの条約であることを理由に、米ロ間の中距離核戦力（INF）全廃条約を2019年夏に廃棄した。ロシアも同条約に拘束されなくなった。これにより米ロとも、大型戦略核よりも「使いやすい核」として今後、新たなINFの開発・配備を模索する可能性が高まった。米国のトランプ政権は、2021年2月に期限が迫った新戦略兵器削減条約（新START）の延長にも消極的な態度を示しており、仮にこの条約が失効すると、約半世紀ぶりに米ロ（米ソ）は二国間の核軍備管理条約が存在しない時代に直面することになる。そもそも米ソの二国間条約交渉がNPT第6条を背景にして進められたことを考えわせると、新START失効が現実になってしまえばNPT第6条の力の後退を象徴するような出来事となるだろう。

そんな懸念をよそに、米中ロでは核軍縮どころか、核兵器の近代化計画が進められている。米ロでは「使いやすい核」の導入競争に拍車がかかっており、中国は潜水艦発射型弾道ミサ

⁴ 国務長官宛てに回された国務省内の専門家の分析報告、US Department of State, Policy Planning Council, “After NPT, What?”, 1968年5月28日付
<https://nsarchive2.gwu.edu/nukevault/ebb253/doc27.pdf>

イル (SLBM) の配備に動くなど、核戦力全体の強化が進んでいる。米ロは中国も含めた核軍縮を提唱しているが、米ロが世界の核弾頭の 9 割以上を占めている現状では中国が応じる気配はない。さらに米中ロとも、核弾頭・通常弾頭のいずれも搭載可能な新型のミサイルの開発も進めており、通常戦力による戦闘のつもりが核攻撃だと誤解されて、核戦争に拡大する新たなリスクも懸念材料となっている。

こうした核軍拡路線に引きずられて、NPT 第 6 条軽視の基調がこのまま固定化していくのか。そんな疑念を抱かせるのが、米国が 2018 年に打ち出した「核軍縮のための環境作り (CEND)」イニシアティブだ。端的に言うと、現在の国際環境下では核軍縮を進めること自体が不可能であり、まずはそれが実現できるような環境を整えるべきという主張である。これは、米国に核軍縮を求めるのなら、国際社会が力を合わせて核軍縮をできるような安全保障環境をつくってもらいたいとの開き直ったような姿勢にも見える。もし第 6 条軽視が固定化するならば、NPT を「核保有国・核の傘国の安全保障条約」にとどまるのではなく、「核廃絶に向けた軍備管理条約」と受け止めてきた多くの非核国に対する背信行為と言っても過言ではないだろう。

二つ目は、核の傘国に関する問題である。非核兵器国の中で、NATO 諸国や日本、韓国のように米国の核の傘の下にいる国が果たすべき責任を指摘しておかなければならない。

核の傘の中の同盟国との関係強化に NPT を活用できたことは、前述のように、核保有国にとって NPT がもたらした重要な成果であった。だが、核の傘国はそもそも非核国であり、NPT が軍備管理条約であることを求め続けて然るべき立ち位置にあるのを忘れてはいけない。だが実際には、核の傘のもとにある現実が重しになって、この問いに正面から向き合っていない。NPT は発効当初から核兵器の廃絶を目指す機能を期待されてきたが、「核の傘の容認＝非核国による核抑止依存の許容」という、「間隙」を設けてしまった。その「間隙」を活用する形で、核の傘国が核抑止を享受し、時には核保有国の核軍縮の足かせにもなってきた側面もある。たとえば、NPT では核保有国から非核兵器国への核兵器の移譲などは禁止だが、配備は容認されている。NATO に関しては「核の共有」(核シェアリング) まで許容し、現在にいたっている⁵。

こうした現在の米国の同盟国の「甘えの構造」が、核保有国・核の傘国と TPNW 支持の非核兵器国の間の分断を深める作用さえもたらしている。1970 年当時と違って、印パ、北朝鮮への核拡散、中国の核近代化という「新たな安全保障環境」のもとで、米国の同盟国である日本や韓国は核依存を強める傾向にある。NPT 第 6 条をどう履行していくかは核の傘国にも大きな責任があるが、それを果たしているとは言い難い状況にある。増してや、仮に米国が核先制不使用(核の役割を低め、偶発的な核使用のリスクを低くする重要な手段)への転換を検討した際に、「そんなことをすれば核抑止が弱まる」などと異を唱

⁵ 「核の共有」(非核保有国であっても、核保有国の核政策に参加し、核兵器搭載可能な爆撃機の技術・装備を保持し、核兵器を自国内に配備することを容認すること)に対してはロシア、中国とも NPT 違反であるとの非難を強めている。

えるようでは、「甘えの構造」の中での身勝手さが際立つことだろう。

3. 弱まりつつある求心力

三つ目は、NPT 非加盟の諸国で核武装が続出したことも衰退の要因になってきた。これも「はじめに」で記したが、イスラエル、インド、パキスタンという非加盟国、脱退した北朝鮮は NPT の枠外で核開発・核武装を進め、現時点で NPT に参加する見込みもない。しかし、それらの国々に対して NPT 参加へ向けて十分な働きかけがなされてきたかといえ、大いに疑問が残るところだ。米印原子力協定締結、さらには日印原子力協定締結に代表されるように、NPT に参加しないで核開発・核武装を進めてもさほど不利益を被らないどころか、原子力使用でも協力を得られる先例をつくってしまった。これが容認されるのであれば、自国の安全保障に懸念を抱いたまま NPT に残留するメリットを感じられない国が出てきてもおかしくない。

四つ目は、消極的安全保証に関する問題がある。消極的安全保証とは、核保有国が非核兵器国を核攻撃や威嚇をしないという保証を意味している。非核兵器国に対する消極的安全保証が不十分であるという批判が 50 年を経て強まっているにもかかわらず、それに対応する手立ては追いついていない。

2010 年の NPT 再検討会議の「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」は、「NPT 加盟国である非核兵器国に対し、核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという条件付あるいは無条件の安全の保証を供与するという、核兵器国による[消極的安全保証の]一方的宣言に留意する」とした国連安保理決議 984 (1995) を想起する」との文言を盛り込んだ。消極的安全保証の供与に尊重な態度を変えない核保有国の意見を反映する形になっており、極めて弱い政治的宣言にとどまっている。

米国のオバマ政権は 2010 年の核態勢見直し (NPR) の中で、①米国の核兵器の基本的役割は米国や同盟国への核攻撃を抑止することにある、②NPT 加盟の非核兵器国が NPT やその他の核不拡散規則などを順守している限りは、それらの国が仮に米国やその同盟国に生物・化学兵器攻撃を加えても米国は核兵器で報復使用しない、との基本方針を示した。「生物兵器の脅威が高まった場合にはこの方針を見直すことや、核保有国や NPT を順守しない非核兵器国からの非核攻撃に核兵器で対応する可能性、すなわち核の先制使用の可能性を排除していない」ものの、米国の核使用は「米国や同盟国・パートナー国の死活的利益 (vital interests) を守るという極限状況 (in extreme circumstances) においてのみ」との見解も示していた⁶。

こうした 2010NPR の基本方針は、米国による消極的安全保証を従来より高める方向のものであったが、トランプ政権はこれを大きく修正して、さまざまな大規模な非核攻撃に対し

⁶ 小川伸一「核の先制不使用に関する議論の経緯と課題」

https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20101001026.pdf

て核報復する考えを明確にし、消極的安全保証からは距離を置いている。ロシアも核先制使用が選択肢の中にあることを明言しており、やはり消極的安全保証に積極的に取り組む姿勢は見せないはまだ。

五つ目は、NPT 第 4 条の効果の減衰だ。原子力民生利用での協力で非核兵器国を NPT 内にとどめおくには、エネルギー源として原発に魅力が必要だが、NPT 発効当時と比べて、「原子力発電の魅力は大幅に減少している」のが現状である。「福島原発事故以降、原子力発電の競争力が衰え、安全性や廃棄物処分に対する不安が増大している点」が大きく影響しており、その結果、NPT に加わって核不拡散を堅持していく「『飴』（動機付け）」としての原子力発電はその魅力を失いつつある」のが実情なのである⁷。

4. 平等性の欠如と普遍性の不足

以上のように、さまざまな側面で NPT に期待された「ハイブリッド効果」の浸食が進んでいるのは否めない。一連の問題の根本にあるのが、NPT に内在する「持てる国」と「持てない国」という線引きに象徴的に表れている平等性の欠如と普遍性の不足である。従来の米ロ二国間核軍縮時代が転機に入っている中、核保有国・核の傘国にとって都合のいい形で核不拡散ばかりが強調される現況にどのように評価を下すのか。さらに、NPT が本当に核廃絶に向けた軍備管理条約なのかどうか、厳しく問われているのが実情であり、問われて当然にも思える。

条文・前文の基本姿勢に示されているように、核不拡散と核軍縮条約の両方を重視した軍備管理条約であり続けるのか。それとも不拡散を旨とした核保有国・核の傘国にとって都合のいい安全保障条約へとさらにシフトしていくのか。

安全保障条約へのシフトへの強まりへの反発も作用して誕生したのが、TPNW である。NPT は「核不拡散+核軍縮条約」の徹底であるべきという軍備管理条約派（主に TPNW 支持国）と、「核軍縮は安全保障環境をみながら現実的、段階的に」と主張しながら、強力な核不拡散措置の維持・発展を求める安全保障条約派（主に核保有国・核の傘国）との分断・対立構造が鮮明化する中、その距離をどう埋めていくのか。

タリク・ラウフは「核軍備管理のアーキテクチャー（基本構造）の崩壊とともに、分断によって、NPT が変曲点に直面する事態に及んでいる」⁸と指摘している。

それが、発効から 50 年を迎えた NPT の現在地である。

⁷ 鈴木 達治郎「NPT50 年：原子力平和利用と核拡散問題の課題と展望」RECNA 『核不拡散条約（NPT）50 年の節目：再検討会議延期を受けて』、2020 年 4 月 3 日
<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/eyes/no18-jp>

⁸ Tariq Rauf, “Analysis: The NPT at 50 — Perish or Survive?”. 全文は以下の URL.
<http://www.luxembourgforum.org/en/library/publications/analysis-npt-50-perish-or-survive/>

2. 核兵器禁止条約（TPNW）と NPT

中村 桂子

1. 「核のある世界」と TPNW

2020 年 1 月 23 日、「終末時計」の針は、人類滅亡まで過去最短となる「残り 100 秒」へと進められた。米科学誌「原子力科学者会報」が 1947 年から発表しているこの「時計」は、核戦争などによる破滅の時を午前零時になぞらえ、それまでの残り時間をもって世界の危機的状況に警鐘を鳴らそうとする試みである。

冷戦時代よりも進んだ「残り 100 秒」に至った要因の一つは、遅々として進まない保有国の核軍縮と、核兵器が実際に使用されるリスクの増大にある。数だけ見れば、冷戦時代のピーク時に世界に 7 万発以上存在した核弾頭は、2020 年 6 月現在、推定 13,410 発にまで大きく減少した⁹。削減分の多くは、総数の 9 割以上を占める米ソ（ロ）の核弾頭である。しかし、とりわけ 2000 年代以降、その削減ペースは鈍化の一途を辿っている。

加えて近年、巨額を投じて老朽化した核兵器システムを刷新していく「近代化計画」が耳目を集めてきた。低威力核弾頭や極超音速ミサイルなど、新しい、より使いやすい核兵器の開発や配備が進み、核使用の「しきい」の低下が憂慮されている。米ロを筆頭に大国間の関係悪化は重要な軍縮・軍備管理条約体制の崩壊を招き、南アジア、中東など、各地においても核戦争の火種はくすぶり続けている。

このような現状の中で、条約発効 50 年を迎える核不拡散条約（NPT）はかつてないほどの崖っぷちに立たされている。もちろん NPT が、国際的な核軍縮・不拡散の要として、引き続き重要な役割を担っていることは言を俟たない。しかし、NPT の根幹を成す「持つ国」と「持たざる国」の取引（グランドバーゲン）に基づく核軍縮義務が守られず、意図的・偶発的を問わず核使用リスクが現実問題として迫る中で、NPT 体制の限界は誰の目にも明らかとなった。

こうした中、核保有国の核軍縮義務不履行に対する不満と、増大する核使用リスクに対する危機感を背景に核兵器禁止条約（TPNW）採択に至る「人道アプローチ」が台頭したことは、まさに時代の要求であり、人類の生存をかけた問いに対する必然的結論であったと言える。核兵器使用の非人道性を根拠に、その開発、保有、使用及び使用の威嚇等を全面的に違法とした TPNW の誕生¹⁰は、特定のカテゴリーの兵器の禁止を定めた国際条約が一つ増えた以上の意味を持っている。なぜならば、条約が人々に求めているのは、核を筆頭に軍事力に依存した従前の安全保障観を根底から問い直し、国家中心から、人間を中心に据えた新

⁹ 長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）「世界の核弾頭一覧」2020 年 6 月更新。

https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202006

¹⁰ TPNW の条約交渉の経緯や条約の内容、意義については、RECNA Policy Paper No. 6 「核兵器禁止条約採択の意義と課題」（2017 年 8 月）を参照のこと。<http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf>

しい安全保障観に転換する作業であるからだ。本稿では、こうしたいわば「安全保障観のリトマス試験紙」である TPNW について概観するとともに、NPT を基盤とした核軍縮・不拡散体制の今後についてあらためて考えてみることにする。

2. TPNW と NPT

2017 年 7 月 7 日に、ニューヨーク国連本部で、非核兵器国 122 カ国の支持を得て採択された TPNW は先ごろ、3 周年を迎えた。TPNW は 50 カ国目の批准書寄託後、90 日で発効すると定められている。2020 年 7 月 8 日現在、81 カ国が署名、39 カ国が批准を済ませた。地域別にみると、北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国を多く含む欧州や、不安定な情勢を抱える中東において署名・批准の遅れが目立つ傾向があるが、アジア、大洋州、中南米、アフリカの諸国においては署名・批准が徐々に進んできた。署名・批准の拡大に対して核保有国からの圧力が存在すること、またとりわけ途上国においては他の優先課題が多く存在するために国内批准手続きがなかなか進まないことなどが指摘されており、加えて、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大も署名・批准国数の伸びの鈍化の一端を担っているとの見方もあるが、いずれにせよ条約発効が時間の問題であることは変わらない。

他方、9 つの核保有国ならびにその核同盟国、すなわち日本など核の傘の下の国々の反対姿勢は一貫して変わっていない。また、スウェーデン、スイスなど、TPNW 採択において賛成に回ったいわゆる中間的なポジションをとる国々においては、その後の国内議論を経て、TPNW への署名・批准により慎重な姿勢へと傾斜している¹¹。その理由としていずれの国も自国の安全保障上の懸念を挙げているが、米ロ間で進む軍拡競争への警戒感は間違いなくこうした消極姿勢を後押しするものとなっているだろう。

TPNW 反対勢力における最大の批判ポイントの一つが、NPT との関係である。核保有国や核の傘の下の国々は、事あるごとに TPNW が現行の NPT 体制を損なわせると主張してきた¹²。核保有国の参加の見通しが立たない TPNW を支持することは、既に存在している保有国と非保有国間の分断をさらに深め、国際社会に取り返しのつかない二極化を生むことで、核軍縮のさらなる停滞を生む、という立場である。

こうした考えを基盤として、前回 2010 年の NPT 再検討会議以降、TPNW 不支持国から

¹¹ 2019 年 7 月 12 日、スウェーデンのウォールストローム外相は、専門家を交えた国内議論の結果として、スウェーデンが当面 TPNW に署名しない意向であることを発表した。ただし今後の TPNW をめぐる国際議論を注視するとしており、将来において方針を見直す可能性も示唆した。

<https://www.government.se/articles/2019/07/the-governments-continued-work-for-nuclear-disarmament/>

¹² たとえば、2019 年 4～5 月にかけてニューヨーク国連本部で開催された 2020 年核不拡散条約 (NPT) 再検討会議第 3 回準備委員会の場で、恒例の P5 (NPT 参加の 5 つの核兵器国) ステートメントを読み上げた中国が「TPNW は NPT と矛盾しており、NPT を損なわせうる」と、P5 の総意として反対の立場をあらためて明言した (「核兵器国を代表した中国によるステートメント」2019 年 5 月 1 日)

<https://statements.unmeetings.org/media2/21491982/china-behalfofthep5states-general-debate.pdf>

は、分断が進む国際社会の「橋渡し」役を自任し、核軍縮の前進に向けた努力を標榜した活動も展開されてきた。日本の「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」、スウェーデンの掲げた「ステッピング・ストーン（踏み石）アプローチ」とそれに基づく「核軍縮と NPT に関するストックホルム会合」、そして米国主導の「核軍縮のための環境作り（CEND）」がそれに当たる。しかしながら、総じてこれらの取り組みは核軍縮をめぐる現状の行き詰まりの打開に向けた決定打にはなっていない。アイデアは示されても、核軍縮の実行へと現実が動いていないからだ。とりわけ「現在の国際安全保障環境では核軍縮を進めること自体が不可能」との立場をとる CEND に対しては、核軍縮義務を定めた NPT 第 6 条ならびに過去の NPT 合意文書に背くものとして、非核兵器国から厳しい批判の声が上がっている。

3. 「すべての人類の安全保障」

TPNW が NPT を阻害するとの批判に対し、TPNW 推進の立場をとる非核兵器国や国際 NGO など市民社会は真っ向から反論してきた。TPNW は第 6 条の謳う「効果的な措置」の一つであり、NPT と目指すところは何ら矛盾してはいない、前文に明記されたように TPNW は NPT の重要性を認識し、両者は補強・補完関係にある、という立場だ。さらに、TPNW は NPT より弱い検証基準に留まっており、核不拡散体制を後退させる、TPNW を理由に核開発疑惑国の NPT 脱退を促進させうる等の批判に対してもさまざまな機会に反論がなされてきた。

もちろん前述したように、TPNW に核保有国や核の傘の下の国々が参加する見通しは現状では極めて低い。その意味では、常に TPNW は核をめぐる国際議論において対立点とならざるを得ないし、核保有国が参加しなければ条約によって一つの核兵器もなくなならないという指摘自体は事実である。

しかし、それをもって TPNW の実効性が否定されるものではない、というのが、推進派の主張である。条約交渉時から一貫して強調されてきたのは、TPNW の規範面における意義や役割であった。条約が核兵器を「国際法違反の非人道兵器」と明確に位置付けることによって、核兵器に「悪の烙印」が押され(stigmatize)、その使用や保有が非正当化(delegitimize)され、よって保有国や「核の傘」国家の政策に対する圧力となり、結果として核軍縮の促進につながる、という考え方である。条約の早期発効は、こうした規範力の高まりに一層の勢いを与えるものとなる。

TPNW 反対勢力は、「人道アプローチ」の台頭に対し、「人道面が大事なのはわかるが、厳しい安全保障環境を鑑みれば当面は核兵器に頼らざるを得ない」という論陣を張ってきた。核兵器使用の非人道性に一定の理解を示す国々も、それに依拠した政策をとることは情緒的、非現実な行動であり、厳しい安全保障環境においては核抑止力に頼る安全保障政策こそが冷徹な現実を見据えた道、との姿勢である。

しかし人道アプローチを掲げる国家が強調してきたのは、「人道性」「安全保障」の 2 つの観点が二律背反的ではなく、むしろ「安全保障」の観点が重要であるからこそ、核兵器の存

在がもたらすリスクは看過できず、よって核兵器廃絶は不可避の選択である、という点であった¹³。この認識は、条約前文において以下のように成文化されている。

「事故、誤算または設計による核兵器の爆発から生じるものを含め、核兵器が継続して存在することがもたらす危険性に留意し、また、これらの危険性がすべての人類の安全保障（security of all humanity）に関わること及びすべての国があらゆる核兵器の使用を防止するための責任を共有することを強調し」（前文第3項）

核兵器が存在する限り、それが使われる危険性から逃れることはできず、いったん使用されればこの地球上すべての人類に負の影響を与える。「核戦争に勝者はいない」は冷戦終結に結び付いた米ソ首脳という言葉であるが、核兵器が存在する世界では「誰もが敗者」に、それも突然に、核保有・核の傘国の判断だけで、なりうる。だからこそ、核の危険性が「人類の安全保障」に関わり、核使用を防止する責任は「すべての国」が共有すべきとの考えを示しているのである。

前文に結実した危機意識の高まりが背景にあったからだろう。TPNW 採択に至る過程では、大半がいわゆる中小国を占める非核兵器国の発言力が増した。そうした国家間の連携、さらには国家と国際赤十字委員会（ICRC）などの国際機関、広範な市民社会グループとの連携が強化されたことも特徴であった。

こうした流れの前提として、1997 年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）や 2008 年のクラスター弾禁止条約（オスロ条約）成立に向けた国際社会の経験の蓄積が重要な役割を果たしたことが指摘されている。同じ「人道的軍縮」の部類に入る TPNW は、オタワ条約、オスロ条約とは異なる困難さにも直面してきた。世界のわずか 9 カ国に保有が集中し、うち 5 カ国が国連安保理常任理事国という極めて特殊な状況下で、核をめぐる国際議論はこれまで核兵器国主導で動いてきた。そうした歴史的背景を鑑みれば、今回の TPNW をめぐっては、非核兵器国主導のうねりが実を結ぶまで、過去に成立した条約とは異なる形で大きなハードルがあったことは想像に難くない。「すべての人類の安全保障」が脅かされているという切迫した危機感、そして核使用防止で共通の責任があるという当事者意識こそが、少なくとも条約の採択、近いうちの発効という段階をみると、この困難な仕事を可能にした原動力であったといえる。

¹³ たとえば、2016 年にジュネーブ国連欧州本部で開催された公開作業部会（OEWG）に提出の作業文書「核兵器と安全保障：人道的観点」で、オーストリアは、人道アプローチこそ、まさに安全保障の問題を「議論の中心に据え」たものとし、同アプローチがこの間の議論が導いてきた結論は、「核兵器と核抑止によって安全が保障されるというより狭い意味で安全保障をとらえる見方に対して、異議を申し立てるもの」であると述べた。

[https://www.unog.ch/80256EDD006B8954/%28httpAssets%29/6CDE866E9BC471FAC1257FA3002B96DA/\\$file/A+AC.286+WP.22.pdf](https://www.unog.ch/80256EDD006B8954/%28httpAssets%29/6CDE866E9BC471FAC1257FA3002B96DA/$file/A+AC.286+WP.22.pdf)

4. NPT と TPNW が並走するこれから

前述したように、TPNW の発効は遅かれ早かれ実現すると言ってよい。条約第 8 条 2 項は、国連事務総長が招集する形で、発効後一年以内に第 1 回締約国会合が、その後は原則 2 年ごとに定例の締約国会合が開催すると規定している。したがって、2025 年の次々回再検討会議までには、私たちの世界は、NPT 再検討会議と TPNW 締約国会合の両プロセスが並走する新たなフェーズに入っている見込みが高い。

こうした状況は、国際的な核軍縮・不拡散体制をめぐる議論にいかなる影響を与えるのだろうか。

TPNW の実現が現実味を帯びて以来、NPT 再検討会議や準備委員会において、核兵器禁止の法的枠組みの是非、さらにはその在り方は主たる論点の一つであり、しばしば核兵器国と非核兵器国との対立軸として浮上した。しかし、2017 年 7 月の採択以降に開催された準備委員会では、TPNW をめぐる議論について、核兵器国側と非核兵器国側ともに言及を控え、あえて中心的議題にしないという抑制的な態度が見られた。それは NPT そのものを重要視し、合意形成を最優先とする両者の建設的な姿勢のあらわれとみるべきであろう¹⁴。

そうした動きはあるにしても、TPNW 発効は、NPT 再検討プロセスにおける本質的な議論の動向に、少なくとも短期的にはあまり大きな影響を与えることはないと思われる。TPNW の発効如何にかかわらず、現行の NPT 再検討プロセスが続く限り、核兵器国及び核の傘依存国と、非核兵器国との間の溝は存在し続けるし、核兵器国が現在のように核軍縮義務に背を向け続ける限り、それらは深まっていくに違いない。TPNW 反対勢力の主張の一つに、TPNW が NPT 締約国の脱退を誘発するというものがあるが、もし今後そのような国が現れるとしたら、それは TPNW のせいではなく、核兵器国の核軍縮義務の不履行に対する非核兵器国の強い不満がもたらしたものに他ならないだろう。

他方、長期的には、TPNW 推進派が主張するように、条約発効を受けて核兵器を非正当化する国際世論が高まり、核兵器国と核の傘依存国への圧力となって NPT 第 6 条の履行推進を後押しすることが期待される。事実、本ポリシーペーパーⅢ章にあるように、そうした国際世論の変化は市民社会レベルにおいて散見されるようになっている。

5. TPNW の当面の重要課題

しかし、そうした長期的課題への取り組みと並行して、来る第 1 回締約国会合に向けて、TPNW により強固な実効性、妥当性、正当性を持たせるための議論が急がれるところだ。前述したように、TPNW はその規範的性格を優先させた条約であり、また条約交渉過程においてもタイミング重視の速やかな採択が目指されたという経緯がある。それゆえに、重要

¹⁴ 詳しい議論の経過については RECNA「NPT ブログ」（2017 年～19 年）を参照のこと。

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nptblog>

な部分において十分な議論が尽くされていないとの批判を絶えず受けてきた。それは核保有国や核の傘依存国にとって反対を続ける上での格好の論拠となるだけでなく、中間派の国々が二の足を踏む要因となってきた。

第 1 回締約国会合からさっそく詰めていくべき実質的課題の一つが「検証体制の確立」である。TPNW は第 4 条において、核保有国が条約に参加する際の手順を規定しているが、その検証を担う具体的な機関については「権限のある国際的な当局」と名指しせず、今後の締約国間の議論に委ねている。第 1 回締約国会議における中心議題の一つはまさにこの点になるであろう。

「権限のある国際的な当局」について、NPT の検証措置を担う国際原子力機関（IAEA）はその候補の筆頭ではあるが、同機関は民生用核分裂性物質や核施設の軍事転用を防ぐための監視を主任務としており、TPNW の求めるような配備・備蓄の核弾頭を含む核兵器計画（及び核兵器関連施設）の不可逆的廃棄については十分な経験や知見を有していない。こうした問題を乗り越えるべく様々な提案がなされているが、たとえば Patton、Philippe & Mian は、IAEA や包括的核実験禁止条約（CTBT）機関といった既存の組織に政治的、技術的、制度的限界があることを認識したうえで、条約の履行・検証努力を支援する新しい組織を作することを提案している¹⁵。

また、こうした核軍縮検討のための方途や技術の開発については、「核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）」をはじめ、国際社会にはすでに核兵器国と非核兵器国が協働した取り組みの実績がある。核兵器国以外にも、ノルウェーやスウェーデンなど TPNW 核軍縮検証の研究に実績を持つ締約国以外の国々がオブザーバーとして締約国会合に参加することで、これまでに蓄積した知見を TPNW 検証規定の強化に活かしていくことができると考えられる。また、北朝鮮の非核化プロセスにおける検証や、交渉開始が長年待たれている兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT）の検証をめぐる議論の進展も、TPNW の検証制度に大きな示唆を与える可能性がある。

第 1 回締約国会議に向けて、もう一つ予備的議論を加速させるべきテーマが「被害者援助」である。対人地雷禁止条約、クラスター弾禁止条約をはじめとする過去の人道軍縮条約の例に倣い、TPNW は核被害者の権利を認識し、その援助措置を規定しているところに大きな特徴がある。条約第 6 条は締約国に対し、核兵器使用・実験によって影響を受けた自国の被害者に対する援助の提供や社会的・経済的な包摂を規定している。また、汚染地域の環境修復のための措置を求めている。加えて第 7 条は、そうした努力が国際的に行われるべきこと、また核兵器使用国が被害者援助、環境修復を行う責任を有することを明記している。

こうした被害者援助についても、その具体的履行に向けた方途が締約国会合の議題となるであろう。他の人道軍縮条約の例に倣って、と前述したが、当然ながら核兵器使用におい

¹⁵ Patton, Tamara, Philippe, Sebastien & Mian, Zia 2019: “Fit for Purpose: An Evolutionary Strategy for the Implementation and Verification of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, doi: 10.1080/25751654.2019.1666699, pp.387-409

ては、他の通常兵器の場合とは異なる特異な性質の人的影響が存在することが長年の研究から明らかになっている。しかしながら、広島、長崎の被爆者の症例も示しているように、核兵器使用の人体や環境に対する影響そのものが現在の科学的知見においてもまだ完全には解明されていない中で、そもそも被害者とは誰を指すのか、どのように線引きするのかの定義から始まるであろう被爆者援助の取り組みが、多くの困難な課題を抱えていることは想像に難くない。さらに、条約が定めるように、被害者支援は医療的、リハビリ的問題だけでなく、被害者の人権を守り、完全なる社会参加を可能とするための国家あるいは国際レベルでの制度的、法的、政治的変革を伴うものである。とりわけ先住民や少数民族が被害を受けてきた核実験の歴史を考えれば、被害者援助は単なる補償問題に留まらず、国家の根深いところにメスを入れるものとなりうる。その意味でも、この残されてきた大きな「宿題」に、TPNW 発効を好機として、すべての人類が共通の重要課題として真剣に取り組むことには大きな意義がある。

ここでも検証問題の場合と同じく、TPNW 締約国間の協力だけでなく、非締約国を含めた経験や知見の共有が重要となってくる。とりわけ、この分野において、広島、長崎、そして福島の実験を持つ日本が貢献できる範囲は大きいであろう。当面において TPNW に署名・批准することは難しいという政府の判断であっても、オブザーバー国として締約国会合の議論に参加し、重要課題の前進に向けて役割を果たすことは十分に可能である。それは、TPNW の妥当性、正当性を高めることに繋がり、ひいては国際的な核軍縮・不拡散体制そのものの前進に貢献することになる。

6. おわりに

TPNW の誕生は、多くの非核国で共有された「安全保障観」におけるパラダイムシフトの産物であった。過去半世紀にわたって続いてきた NPT を中心とする核軍縮・不拡散体制の重要性や意義を認めつつもその限界を痛感した非核兵器国が至った「すべての人類の安全保障」という理念が TPNW を構成する軸の一つである。

しかし、核抑止力という、より狭い安全保障概念に固執する核兵器国と核の傘依存国の姿勢は当面変わらないと思われる。これらの国々は TPNW が NPT を阻害し、国際社会の分断をさらに広げると一貫して主張してきた。

一方で TPNW の発効は時間の問題となっている。数年以内には、NPT、TPNW という2つの条約プロセスが並走する時代に突入していくことだろう。現行の NPT 再検討プロセスが TPNW の発効により破綻に向かうという状況は極めて考えにくい。短期的には、現状とほとんど変わらない基本構造が維持されると思われるが、TPNW に期待される規範的効果はもっと長期的な視野に立ったものとなる。TPNW 発効と国際的な規範的影響力の増大は NPT 第6条義務履行の強化に繋がるものであるが、それには非核兵器国側のいっそう継続的な努力が必要であり、国際機関、企業、国際 NGO などの市民社会を含めた広範なアクターの関与が不可欠である。

他方、当面の課題として、TPNW の第 1 回締約国会議を念頭に、条約のいわば「弱点」を強化する議論を加速することが肝要である。本稿では、検証体制と被害者援助の 2 つの問題を取り上げたが、いずれも TPNW 締約国間の協力に加え、非締約国の経験や知見も取り入れていく努力がカギを握ると思われる。すでにスウェーデンやスイスといった国々は TPNW への当面の署名・批准は否定しているものの、オブザーバーとして締約国会議の議論に参加する意向を表明している。唯一の戦争被爆国である日本についても関与に向けた積極姿勢を速やかに表明し、TPNW プロセスに対して実質的な貢献をしていくことが、日本の掲げる「橋渡し」の役割の起点になりうると思われる。

3. 原子力平和利用の課題と挑戦：NPT を超えた新たな枠組み作りへ

鈴木 達治郎

本節では、NPT の重要な柱の一つである、「原子力平和利用」とその軍事転用を防ぐために重要な仕組みや制度について、過去 50 年間の教訓と今後の課題について検討する。NPT がグローバルな核軍縮・不拡散政策の基盤として重要である点是不変のもの、今後考えられる新たな課題にむけて、既存制度や国際規範をどう強化していくのか。既存の政策、方策で対応できない課題は何かを明らかにする。

1. 縮小する原子力先進国と台頭する新たな供給国

50 年前、1970 年代は原子力発電にとって輝く未来が期待されていた。1975 年時点での国際原子力機関 (IAEA) の予測では、2000 年までに 2,100GWe まで成長するとされていた¹⁶。2020 年 6 月現在の世界の原子力発電容量はわずかその 5 分の 1 (390GWe) にとどまっている¹⁷。さらに、世界の総発電量に占める原子力発電の比率も、1990 年代前半のピーク (17.5%) から徐々に減少を続け、2018 年には 10.2% にまで下がってしまった¹⁸。

2050 年までの IAEA 予測を見ると、2015 年版の 964GWe から 19 年版では 715GWe にまで低下している¹⁹。この背景には、原子力先進国での原子力発電の伸びが停滞したことが大きな要因である。現時点では、運転中の原発のほぼ 5 割を OECD 諸国が占めているが、建設中の原発を見ると、中国、インド、ロシア、韓国、UAE がトップ 5 で、ほぼ 4 分の 3 を占める。この数字が物語るように、世界の原子力発電の大勢は既存の原発先進国から新興国にシフトしていくことが明らかである。

これらの状況から、NPT にとっては重要な示唆を見ることができる²⁰。

第一に、原子力発電の役割が大きく減少していることである。NPT の 3 本柱の一つとして、原子力平和利用は「奪いえない権利」として明記されており、その権利を獲得できることが、NPT に参加する大きなインセンティブとなっていた。エネルギー源としての期待は明らかに減少しており、インセンティブとしての原子力発電の魅力は 50 年前とは大きく異

¹⁶ R. B. Fitts and H. Fujii, “Fuel Cycle Demand and Supply and Cost Trends”, IAEA Bulletin 18, no. 1 (1975). 1 GWe は 100 万キロワットの意味。大型の火力・原子力発電所 1 基分に相当する。

¹⁷ International Atomic Energy Agency (IAEA), Power Reactor Information System (PRIS), website, <https://pris.iaea.org/PRIS/home.aspx>

¹⁸ M. Schneider, A. Froggatt, J. Hazemann, T. Katsuta, A. Lovis, M.V. Ramana, C. von Hirshhausen, B. Wealer, A. Stienne, F. Meinass, “World Nuclear Industry Status Report 2019”, September 2019. <https://www.worldnuclearreport.org/-World-Nuclear-Industry-Status-Report-2019-.html>

¹⁹ IAEA, “Nuclear Power Reactors in the World”, 2019 edition, Reference Data Series No. 2, 2019. https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/RDS-2-39_web.pdf

²⁰ Steven Miller and Scott Sagan, “Nuclear power without nuclear proliferation?”, Daedalus, Fall 2009, pp. 7-19. <https://www.mitpressjournals.org/doi/pdfplus/10.1162/daed.2009.138.4.7>

なる点に留意すべきだ。

第二に、世界全体で見た場合の原子力発電の伸びは停滞しても、参入国は増加する傾向にある点だ。原子力導入に関心を持っている国として、南米ではエルサルバドル、チリ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、東欧ではベラルーシ、クロアチア、ギリシャ、中央・南アジアではバングラデシュ、カザフスタン、そして中東ではサウジアラビア、エジプト、シリア、といった国が挙げられている。これらの国はおそらく規模としては小規模な導入となるだろうが、たとえ小規模であっても核不拡散の視点からは重要な懸念の対象となりうる。

第三に世界の原子力市場の主導権が、米国を中心とした OECD 先進国から中国・ロシア・インドといった新興国にシフトしていくことである。原子力発電だけではなく、天然ウラン市場や、ウラン濃縮市場にも新興国が進出し始めている。これは、原子力供給国グループ（NSG）などの輸出管理分野でも重要な課題として認識されは始めている。NPT においても原子力市場の主導権が変化することで、核不拡散の規範や規制分野に影響が出てくることを想定しておく必要がある。

こういった新たな課題を、NPT とそれに基づく核軍縮・不拡散政策は抱えていくことに留意しなくてはならない。

2. 保障措置の新たな課題

NPT における最も重要な規制の一つが、保障措置である。非核保有国の平和利用核物質や核施設が軍事転用されないよう監視・検知する制度である。保障措置制度にとって、重要な課題は次の 3 点と考えられる。

第一に、新興国の増加による作業量の増加と予算の制約である。2015 年時点で、全世界で IAEA は 1286 の核施設（大学や研究施設を含む）、2118 の査察、967 の核物質サンプルの採取と分析、1416 の監視カメラ、20 カ所の研究所ネットワーク、407 の衛星写真分析などを行った²¹。2010 年から 2015 年の 5 年間に、7 カ国と新たな保障措置協定を結び、23 の新たな追加議定書協定を結んだ。保障措置の対象となる核物質量は 17% も増加し、核施設の数も 5% 増加した。この傾向は原子力発電所や研究プログラムが増加することで、今後も継続するとみられる。一方で、予算の増加は見送られており、この増加する保障措置需要に効果的にこたえるため、IAEA は先進技術を用いて、その実効性を維持すべく努力しているが、引き続き検討が必要だ²²。今後は、さらに新興国も含めて、保障措置の負担額の根本的な見直しなどが議論の対象になる可能性もありうる。

第二が、遵守違反（non-compliance）問題である。表-1 は過去の保障措置違反に関する

²¹ International Atomic Energy Agency, “IAEA Safeguards: Preventing the spread of nuclear weapons”, IAEA Bulletin, June 2016. https://www.iaea.org/sites/default/files/bull572-june2016_0.pdf

²² Tero Varjoranta, Deputy Director General and Head of Safeguards Department, “Optimizing IAEA Safeguards”, in “IAEA Safeguards: Preventing the spread of nuclear weapons”, IAEA Bulletin, June 2016. https://www.iaea.org/sites/default/files/bull572-june2016_0.pdf

報告書のリストであるが、最終的に国連安全保障理事会の制裁対象にならないものも多く存在することがわかる。遵守違反を最終的に判断するのは、IAEA 理事会の責任であり、IAEA 事務局はその情報を客観的に提供することがその使命である。しかし、現実には、このプロセス自体がきわめて複雑で政治的なものである。その結果、IAEA の最終的判断が、「政治的でバイアスがかかっている」との批判を受けることが多い。今後は、このプロセスの信頼性を向上させることが必要であり、その一つの対策として透明性の向上が考えられる。表-1にあるように、保障措置の遵守違反報告書の多くが非公開にされている点は今後検討されるべきであろう。

第三に、通常の保障措置とは異なる、特別な保障措置への対応だ。最近では、イラン核合意 (JCPOA) における保障措置への対応がそのよい例である。JCPOA では、NPT で求められている保障措置より、厳しい措置が導入されている²³。

これらの新しい保障措置の実績は、今後の IAEA 保障措置活動に大きな経験となると思われ、今後北朝鮮の非核化検証措置などにも参考になると思われる。

3. 核セキュリティの新たな課題

NPT の下では、「核セキュリティ」(核兵器または核物質が非合法的手段で盗難されたり、核爆発装置に悪用されたりすることを防止する仕組み) は直接対象にはされていない²⁴。しかし世界では、現実には核テロリズムの脅威が増していることから、核物質防護条約 (CPPNM) の改正や、IAEA による国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) などの制度を拡充してきた。さらに、オバマ前米大統領が提唱した「核セキュリティサミット」は、2010 年から 16 年まで、4 回開催されて、それなりの成果を上げてきたが、まだ残された課題も多い²⁵。

第一に、兵器転用可能な核物質 (高濃縮ウラン [HEU] と分離プルトニウム) の増加である。2018 年 12 月末時点で、高濃縮ウランとプルトニウムの合計は 1885 トン、広島・長崎型原爆に換算して 10 万 9 千発分以上に上っており、2017 年末に比べ 960 発分の増加となる。内訳をみると、高濃縮ウランは減少傾向にあるが、プルトニウムの増加傾向が止まっ

²³ The White House, “The Iran Nuclear Deal: What you need to know about the JCPOA”, 2015.

https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/docs/jcpoa_what_you_need_to_know.pdf 具体的には；1) イランの原子力活動への恒常的アクセス (通常の査察のみならず、ウラン鉱山から貯蔵施設までのすべての活動を常時監視する権限を持つ)、2) 疑わしい施設へのタイムリーなアクセス権の保証 (もしイランが IAEA の査察要求を拒否した場合、JCPOA の下で設置された合同委員会に報告され、そこで解決しない場合、イランはその施設へのアクセスを 3 日以内に認めなければならない)、3) 過去の軍事関係情報への検証。

²⁴ 2010 年の NPT 再検討会議で合意された最終文書には核セキュリティへのコミットメント及び実施の確保が行動計画に含まれている。

²⁵ Tatsujiro Suzuki, “Nuclear Security Policy of the Obama Administration – Its Achievements and issues Left Behind: An Interview with Laura Holgate”, *The Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, October 25, 2018. <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2018.1526283>

ていない。2018 年末では、530 トン（長崎原爆型約 88,000 発分）に上り、その中でも非軍事用は 380 トンに上り、2007 年に比べ 50 トンも増加している²⁶。非軍事用のプルトニウム増加は、原子力発電から発生する使用済み燃料を再処理して回収された分離プルトニウム量が増加しているためであり、この増加傾向を食い止めることが肝要である。また米口の解体核兵器から回収された余剰プルトニウムについても、早急に保障措置下において、軍事転用を防止するとともに、処分を進めていくことが必要だ。

第二に、内部犯罪に対する対策の強化である。過去の核物質盗難や核施設への攻撃事例を見ても、ほとんどのケースで内部者が関与していることが明らかになっている²⁷。内部脅威に対しては、IAEA が 2011 年に発表した核物質防護に関する新たなガイドライン（INFCIRC/225/Rev.5）²⁸にも対策の強化が含まれており、なかでも「従業員信頼性確認制度」の充実が不可欠である。また、核セキュリティサミットにおいても、「内部脅威の削減」と題する声明が発表され 24 カ国が署名している。この声明は各国が採用すべき施策例が含まれており、そのまま IAEA のガイドライン（INFCIRC/908）として公表されている²⁹。今後さらに、各国の施策の強化と協力が必要だ。

第三に、サイバーやドローンといった、先進技術による核テロリズムのリスクが増している点だ。先進技術と核リスクについては、第 II 章 4 節で詳細に扱うが、核施設に対するサイバー攻撃やドローンによる攻撃は、もはや絵空事ではなく、現実のリスクとして対処する必要がある。

これら、新たな核セキュリティの脅威に対する施策の強化が、各国ごとにまた国際協力が進めていくことが必要である。

4. 濃縮、再処理問題

NPT の下では、ほとんどの国が条約を順守してきたが、上記に挙げたように一部の国が「遵守違反」の疑いを招いている。その事例で重要な共通項目として挙げられるのが、大規模な原子力発電計画を持たなくても核兵器を所有するには十分な技術を確認することができるという事実だ。言い換えれば、核物質を生産することのできる「ウラン濃縮」と「再処

²⁶ RECNA, 「2020 年版世界の核物質データポスター」、<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/24827>、記者会見資料。2020 年 6 月 9 日。https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/FMhandout_20200609.pdf

²⁷ Matthew Bunn and Scott Sagan, edit., “Insider Threats”, Ithaca, Cornell University, 2017.

²⁸ IAEA, “Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities”, INFCIRC/225/Revision 5. 2011. <https://www.iaea.org/publications/8629/nuclear-security-recommendations-on-physical-protection-of-nuclear-material-and-nuclear-facilities-infcirc/225/revision-5>

²⁹ IAEA, “Communication dated 22 December 2016 received from the Permanent Mission of the United States of America concerning a Joint Statement on Mitigating Insider Threats: Joint Statement on Mitigating Insider Threats”, INFCIRC/908, January 9, 2017. <https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/2017/infcirc908.pdf>

理」技術こそが、原子力平和利用と核拡散をつなぐ接点であり、その拡散を防ぐことが最も重要な課題なのである。原子力平和利用の権利を認めつつ、どのようにして、「ウラン濃縮」と「再処理」の技術拡散を防ぐか。これが大きな課題として浮かび上がる。

NPT では、「平和利用の奪いえない権利」が保証されているため、ウラン濃縮も再処理もその移転や開発は禁止されていない。しかし、現実には、二国間協定などの手段を用いて、これら機微技術の移転や活動の制限を加えてきているのも事実だ。その対応策として、エルバラダイ元 IAEA 事務総長が提案したのが「多国間管理アプローチ」であり、2005 年には IAEA が専門家パネルによる報告書を発表した³⁰ ³¹。その後さまざまな提案がなされたが、実現したのは、「濃縮ウランバンク」構想、すなわち濃縮ウランを備蓄して、非常時にその濃縮ウランを提供することにより、濃縮ウランの供給保証を与えようとするものである³²。この供給保証があれば、国内に新たな濃縮施設を建設する動機が減るであろう、との狙いだ。しかし、その実効性はまだ証明されていない。

これに対し、再処理施設の新設は日本（建設中、2021 年に運転予定）、中国（計画中）のみであるが、再処理に関心を持つ国は韓国、イラン、トルコなどがあげられている。原子力発電にとって、必ずしも不可欠ではないうえに、経済性で疑問がかけられており、今後は国際的に再処理を抑制していくことが望ましい³³。

5. 新たな国際協力や国際規範の必要性

以上、NPT 体制が直面する原子力平和利用にかかわる課題について、整理してきた。NPT は原子力平和利用については、「奪いえない権利」をメンバー国に与えてきており、原子力発電も着実に拡大してきた。しかし、50 年前の期待の大きさを考えれば、現実は期待を大きく裏切るものだったといえる。一方、軍事転用を疑わせる遵守違反は全体としては少数だが、最近増加傾向にあり、予算制約の下にあって、核物質や核施設の拡大は IAEA にとって大きなチャレンジとなっている。

さらに、核セキュリティなど NPT だけではカバーできない課題が増加している。特に、軍事転用可能な核物質（HEU とプルトニウム）とその生産技術・施設にかかわる新たな脅威に対応する国際協力や新たな国際規範を検討していくことが必要である。

具体的には、以下のような枠組みが検討に値すると考えられる。

³⁰ Expert Group Report to the Director General of the International Atomic Energy Agency, “Multilateral Approaches to the Nuclear Fuel Cycle”, February 22, 2005. https://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/mna-2005_web.pdf

³¹ 2010 年の NPT 再検討会議で合意された最終文書には、核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論を IAEA で継続することが行動計画に含まれている。

³² 実現したのは、ロシアのアンガルスに設立された国際ウラン濃縮センター(IUEC)における備蓄と、カザフスタンにおける「低濃縮ウラン備蓄銀行」（IAEA が管理）の 2 つである。

³³ International Panel on Fissile Materials, “Plutonium Separation in Nuclear Power Programs”, July 17, 2015. http://fissilematerials.org/publications/2015/07/plutonium_separation_in_nuclea.html

① イラン核合意（JCPOA）の意義と教訓

JCPOA は、イランと P5+1 の 7 カ国・機関による合意事項であるが、NPT を強化する意味で、今後に多くの示唆を与えるものとなっている。特に「奪いえない権利」を強く主張してきたイランと、「ウラン濃縮と再処理」に強い懸念を表してきた米国が合意した意義は大きい。具体的には、1) ウラン濃縮活動は認めるが、濃縮度や在庫、研究開発に制限を加える、2) 再処理は実質当面放棄する、3) 追加議定書及びそれ以上の査察・検証措置を事実上受け入れる、などがあげられる。今後、懸念をよぶ濃縮・再処理活動を抑制する意味でも、この合意があらたな国際規範に示唆を与えるものと考えられる。

② 国際プルトニウム管理指針（INFCIRC/549）の強化と国際協力

1997 年にプルトニウム利用計画をもつ 9 カ国が合意した国際プルトニウム管理指針は見直しする時期を迎えている。透明性は高まったが、プルトニウム在庫量の増大を抑えることができていないからだ。在庫量を抑制するための新たな規範が、すでに内外の研究機関から提案されている³⁴。既存在庫量のプルトニウム処分に関する国際協力を含めて、主要プルトニウム保有国（米・ロシア・フランス・英国・日本）が国際協力の枠組みについて検討を始めることも考えられる。

③ HEU とプルトニウムの平和利用からの撤退

原子力平和利用の「奪いえない権利」は否定しないが、軍事転用に直接つながる HEU とプルトニウム利用については、今後徐々に利用を減少させ、いずれ撤退（利用全廃）につなげていくことは、決して不可能な話ではない。この構想はすでに 2003 年にエルバラダイ元 IAEA 事務総長が提案していた³⁵。当時は、まだ反対が多かったが、特にプルトニウム利用については現在も一部の国で利用を継続する政策が続いている。しかし、経済合理性や大量のプルトニウム在庫量が存在していることを考えれば、少なくとも商業用再処理事業の延期や中止は十分に説得力のある政策といえる。

④ 原子力供給の規範強化

最後に、ロシアや中国など新興国が主役になりつつある「原子力供給国」としての新たな規範も視野に入れる必要がある。ロシアは「使用済み燃料の引き取り」を原則としている唯一の国だが、これを契機にすべての原子力供給国が使用済み燃料の

³⁴ 例えば、笹川平和財団「新たな原子力・核不拡散に関するイニシアティブ研究会」、「プルトニウム国際管理に関する日本政府への提言～プルトニウム在庫量の削減を目指し、新たな国際規範を～」、2019 年 6 月。ここでは余剰プルトニウムを定義して IAEA の管理下におく提案、インド・パキスタンなど新たな生産国を含める、再処理はプルトニウム需要にあった分のみ実施する、などが提案されている。

<https://www.spf.org/security/publications/20190604.html>

³⁵ Mohamed ElBaradei, “Towards a Safer World”, The Economist, October 16, 2003.

<https://www.economist.com/by-invitation/2003/10/16/towards-a-safer-world>

引き取りを条件にするなど、使用済み燃料の取扱いについての新たな規範を作ることも検討に値する。

--

表-1 IAEA 保障措置の遵守違反報告の記録

遵守違反例	最初の報告時期	報告書数	報告書提出先	公表数と比率 (%)
イラク (91-2005)	1991 年 7 月	65	国連安全保障理事会と IAEA 理事会	65 (100%)
ルーマニア (92)	1992 年 6 月	0	理事会へ口頭報告	0
北朝鮮 (92-現在)	1992 年 6 月	57	理事会、国連総会、	23 (40%)
イラン (2002-現在)	2002 年 9 月	53	理事会、国連安全保障理事会	53 (100%)
リビア (2003-04)	2004 年 2 月	5	理事会	4 (80%)
韓国 (2004)	2004 年 8 月	1	理事会	1 (100%)
エジプト (2004-05)	2004 年 9 月	1	理事会	1 (100%)
シリア (2008-現在)	2008 年 11 月	15	理事会	15 (100%)

出所：Trevor Findlay, “Proliferation Alert! : The IAEA and Non-Compliance Reporting”,
Project on Managing the Atom, October 2015,
<https://www.belfercenter.org/sites/default/files/legacy/files/Proliferation%20Alert.pdf>

II 章 安全保障論：核兵器依存からどう脱するか

1. 核抑止論の限界と危険

吉田 文彦

「核廃絶に向けた軍備管理条約」としての特徴よりも、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」としての側面が目立つ傾向にある NPT。この流れを逆転させて、「核廃絶に向けた軍備管理条約」としてパワーアップさせていくには、何が必要か。この問いを突き詰めていくうえで避けて通れないのが、①核抑止の「効用」とその限界、②核抑止依存に付随するリスク、③核抑止に代わる安全保障政策の枠組み、といった課題である。この節では、主に①②について考察し、③に関しては、本章 5 節の「北東アジア非核兵器地帯と地域安全保障」にて論じることにする。

1. 核抑止の「効用」と限界

(a) 相互確証破壊 (MAD) の限界

核抑止論はしばしば、基本的には MAD (Mutual Assured Destruction) の考えに基づくとの説明がされる。MAD の考え方を最初に公に提起したのは、ケネディ・ジョンソン政権の国防長官だったロバート・マクナマラだった。1963 年 2 月の米国連邦議会下院軍事委員会での証言で、「奇襲攻撃を受けた後においても、明確で誤解のない能力で敵、または敵陣営に対して耐え難い損害を与える戦略をとることで、米国とその同盟国への意図的な核攻撃を抑止すること」が、MAD の基本であると説明した³⁶。MAD は、ソ連が米国に先制攻撃をかけても、ソ連に耐え難いだけの報復をしかける能力を保っておけばソ連は先制核攻撃を思いとどまるという論理、想定に基づいてきた。

米国では、MAD が採用されてから部分修正が加えられてきたものの、冷戦期に MAD が全否定されることはなかった。冷戦後の米口も同様に、MAD への批判がどのような形で表現されようと、根底においては MAD そのもの、ないしは MAD の作用が強い「相互抑止」(核保有国同士の抑止) が存在感を保ち続けてきた。冷戦後には核廃絶論者に転じたマクナマラ元国防長官でさえ、1996 年に「(核戦略としての) MAD は、狂っている (mad) どころか、論理的」なものと強調している³⁷。

だが、その一方で、MAD 的な発想では被害が巨大過ぎて核使用は困難であり、むしろ核抑止の信頼性が揺らぎかねないとの懸念がしばしば示されてきた。

こうした懸念の背景には核兵器は抑止兵器なのか、実際に使用できる防衛兵器なのかという、容易には回答を見出し難い問いの存在がある。抑止兵器としては爆発規模の拡大がブ

³⁶ Alain C. Enthoven and Wayne K. Smith, *How Much Is Enough?* Harper & Row 1971, p.174.

³⁷ Robert McNamara, "CNN Interview for episodes of Cold War," June 1996. インタビューの全文は以下の URL に掲載。 <http://www.cnn.com/SPECIALS/cold.war/episodes/12/interviews/mcnamara/>

ラスに作用するが、爆発規模が巨大過ぎて使用不可能となると今度は、抑止の信頼性が侵食される。逆に、核兵器の使用に関する戦略は実行可能なものでなければならないと考えるならば、核兵器は実際に使用されうる防衛兵器でなければならない。そうすると核兵器は、相手に与える損害がより小規模なものの方が戦略的には好都合となる。

実は、抑止兵器か防衛兵器かの議論は明確な決着をみた試しがない。核抑止の基本的な目的は、相手がこちらに害を与えるような行動をとった場合には、相手に重大な打撃を与える意思と能力を持っていることを従前から明示し、相手がそうした行動に出ることを思いとどまらせることにある。したがって、核兵器は相手の行動を思いとどまらせるほどに強大な威力を持っていなければならない。論理がそうした MAD 的な発想に戻ると、今度は、核兵器の破壊力が大きくなればなるほど、都市攻撃でも戦場でも使いにくくなるとの疑問・反論が再浮上する。では、核兵器は防衛兵器である方がよいのか・・・MAD 的な発想はそうした、堂々巡りのようなパラドックスに直面し、そこから抜け出せないままにここまできたのが現実である。

(b) 限定核戦争論の不確実性

MAD に代表されるような全面核戦争論の弱点を補完していくにはどうすればいいか。思案の末に持ち出されてきたのが、限定核戦争論だ。ヘンリー・キッシンジャーの「核兵器と外交政策」(1957 年)で学術的に分析されたほか、トルーマン政権以降の米国歴代政権では多かれ少なかれ、限定核戦争論が採用されてきた。つまり、MAD を採用したジョンソン政権以降の歴代政権では MAD を基本に置きつつも、実際の核戦争計画には限定核戦争論も組み込んでおくといった選択が繰り返されてきたのである。

では、そもそも限定核戦争論とは、どんなものなのか。米ソ(ロ)が互いに相手を破壊するような大型の戦略核は使わず、欧州やアジアなどにおいて軍事衝突した場合には、戦術核や、中距離核戦力(INF)によって戦場・戦域限定型の核戦争を遂行する、というのが基本的な考え方である。限定核戦争論には、核兵器を抑止兵器としてだけではなく防衛兵器としても明確に位置づけることで、核抑止の信頼性を高める戦略的なねらいが込められていた。オバマ政権は限定核戦争論からかなり距離を置いたが、トランプ政権はほとんど正反対の立場をとり、ロシアとの INF 全廃条約も破棄して限定核戦争用の核兵器開発に力を入れている。

ただ、限定核戦争論には致命的とも言える弱みがある。一国が核戦争を限られた地域で限定的な核使用にとどめようとしても、相手も同様に考えている保証はなく、全面的な核戦争に拡大するリスクがついて回るのだ。たとえば、ジョージ・シュルツ元米国国務長官は、小型であっても「核兵器は核兵器」であり、「小型を使えば、それは大型の核兵器使用に移行する」として、トランプ政権の「使える核兵器」導入による限定核戦争論を批判している³⁸。

³⁸ Testimony by George Shultz at the Committee on Armed Services in the U.S. Senate, January 25, 2018.

限定核戦争論は核抑止論が直面するパラドックスを克服する試みではあるが、抑止の政策論としてはずっと、そして依然として未成熟なままである。

(c) 先制核攻撃論

核による先制攻撃によって、相手の報復能力を壊滅的なまでに破壊して報復能力を失わせる。さらには弾道ミサイル防衛（BMD）システムで迎撃態勢を強めれば、先制核攻撃によって生じる核戦争のエスカレーションを回避できる。約めて表現すると、これが先制核攻撃論の想定シナリオであり、核による先制攻撃オプションを保持する根拠ともなっている。

相手が極めて限定的な核武装しかしておらず、しかもそのわずかな核戦力を先制攻撃によって確実に破壊できる場合であれば、先制核攻撃論は理屈上、成立するかも知れない。しかし現実には、限定的な核武装国であっても完全に報復能力を破壊できる確証を得ることは極めて困難である。BMD による撃ち損じだってありうる。

たとえば、米国の大陸間弾道ミサイル（ICBM）による核先制攻撃を北朝鮮が察知した場合、あるいは察知したと「判断」した場合、米国本土からの ICBM が北朝鮮に到達する前に、短距離・中距離の核ミサイルで米国の同盟国である日本や韓国を攻撃することができる。そうした事態になれば同盟国への核被害回避は失敗に終わり、核先制攻撃そのものが少なくとも同盟国の安全保障にとっては、BMD で完全に防御できない限りは、ほとんど、あるいはまったく意味をなさなくなる。北朝鮮や中国の短距離・中距離の核ミサイルに対抗するために米国もアジアに INF を配備すべきだとの考えもあるが、INF であっても、ICBM による核先制攻撃と同様な限界に突き当たる可能性は小さくない。しかも、INF による核先制攻撃論が、小型であっても「核兵器は核兵器だ」として、限定核戦争論を戒めるシュルツ元米国国務長官の至言を突き崩すのは極めて困難に見える。

(d) 核抑止は機能するのか

そもそも核抑止論では、核を持つ国同士が「理性的な判断」をするというシナリオが想定されている。核を持つ国はその破壊力をより理解していることから、核による報復を受けた場合の被害の甚大さを勘案して、核使用も控えるという「理性的な判断」が作用するはずだとの想定である。しかしながら、核使用決定権を持つ指導者が自暴自棄の状態になったり、想定もしないような決定をする状況に陥ったりすると、「理性的な判断」シナリオは崩壊し、核抑止も機能不全になるリスクがある。

歴史的な事例が、キューバ危機の際のキューバの指導者だったフィデル・カストロ氏の行動原理・心理である。米国が把握していたのはソ連によるキューバへの中距離核ミサイルの搬入だったが、実はこの時すでに、飛距離の短いソ連製の戦術核もキューバ領内に配置され

ていた。戦術核の最終的な発射権限についてはモスクワにあったのか、キューバの現地部隊にあったのか等についてはいまだ不明確な部分が残っているが、いずれにしても、戦術核の持ち込みについて米国はまったく知らない状態だった。そうした中で米国は、ソ連が中距離核ミサイル撤去に応じない場合に備えて、キューバへの軍事作戦の準備を進めていた。しかし、カストロ氏は、仮に米国がキューバ攻撃を開始した場合、「核戦争になっていただろう。その代償は理解していたつもりで、キューバは消滅していただろう。それでも私は核使用に同意したのだろうか？答えはイエスである」と後年、述懐している³⁹。ソ連製戦術核による米軍攻撃は、米ソの核戦争へと拡大するリスクが高く、米国の知らないところでキューバ危機に内在していた核戦争リスクが極めて深刻な状態であったことを物語っている。こうしたケースを鑑みると、北朝鮮の指導部が軍事的に追い込まれた場合、当時のカストロ氏と同様な心理状態になるリスクがある点は大きな懸念材料として残り続けており、それが核抑止の限界を強く示唆している。

(e) 同盟国のために核使用するか

核の傘提供国は本当に、同盟国への核攻撃を自国への核攻撃と同等とみなし、核報復をするのだろうか。具体的な例としてしばしば語られるのが、米国はホノルルやロサンゼルスが破壊されるのを覚悟して、東京やソウルを守るために核報復するのかといった疑問である。敵からの米国への核報復（第三撃）を恐れて、敵が同盟国を核攻撃（第一撃）した場合でも核報復（第二撃）を控えるといったシナリオである。同盟国間の「デカップリング」（切り離し）と呼ばれる問題であり、核の傘受容国の中で「デカップリング」への懸念が強まれば、核の傘が空洞化する事態にさえ発展する可能性がある。

核の傘にはもともと、同盟管理の意図が込められている。同盟強化の重要な柱に核の傘が位置付けられ、同盟国間の「一心同体」感の象徴のような存在になってきた。そうした中で、「デカップリング」拡大が進むようなことになると、同盟国の不安を誘発するだけでなく、核保有国の戦略的、地政学的利害を損なうことにもなりかねない。そこで核保有国は「デカップリング」への懸念縮小のために BMD の作戦配備や INF 配備オプションの示唆などによる対応を繰り返してきた。だが、これらの対応が同時に核戦争リスクを高めかねないというジレンマも再生産してきた。すなわち、「デカップリング」にまつわる不信感を抑えるための同盟管理対策が、副産物として、安全保障上のリスク拡大要因を生み出しうるという悪循環を誘発しており、しかもそこから抜けきれない状態が続いているのである。

(f) 核抑止論護持のための核使用の危険

トランプ政権も含めて米国の歴代政権は、核先制使用の選択肢を排除してこなかった。同

³⁹ Robert S. McNamara, James G. Blight and Robert K. Brigham with Thomas J. Biesteker and Herbert Y. Schandler, “Argument Without End: In Search of Answers to the Vietnam Tragedy” を参照。

<http://movies2.nytimes.com/books/first/m/mcnamara-argument.html>

盟国の側も、核の傘の強化・信頼性維持の目的で核先制使用を辞さない方針を支持し、むしろ後押ししてきた経緯さえある。だが、この構図を頑なに維持したあげくに、約束した核先制使用政策の実行自体が目的化した核先制使用にいたる懸念も現実存在する。いわゆる「コミットメント・トラップ」（約束の罠）と呼ばれるもので、米国政府の元高官たちの中にもそうしたリスクへの警戒論がある⁴⁰。

たとえば、こんなケースが考えられる。トランプ大統領は、敵による核兵器使用以外のさまざまな事態への対処として、すべての選択肢がテーブルにあるとして核兵器使用も選択肢であるとの立場を示している。そうした中で仮に、敵が大規模な通常戦力による攻撃や生物・化学兵器による攻撃をしかけてきた場合、日米は事前の約束に基づいて核兵器によって対応しなければならないと考え、自らを核使用へと追い込んでしまう恐れがある。仮に朝鮮半島有事の際に米国が核兵器の先制使用をしたあと、北朝鮮に核の報復能力が残されていた場合には（現実的にはその可能性が小さくない）、日本や韓国に対してあらん限りの核報復をしてくるリスクがある。換言すると、核の傘を同盟の柱にしたことで「約束の罠」に陥り、北東アジアの安定や日本の国家安全保障がかえって危うくなりかねない。核の傘の強化・信頼性維持の目的で核先制使用を辞さない方針を誇示し、それに固執し続けると、むしろリスク要因でさえあることを強調しておきたい。

2. 巨大化するシステムの脆弱性

核抑止が「安定」を供与するという政策が成り立つ前提として、核兵器システムが「安定」と「安全」を保ち、信頼性が確保されることが、絶対的と呼んでいいほどの重要条件である。核兵器システムとは、①敵のミサイル発射を早期警戒衛星で探知し、地上レーダーなどで軌道を追跡する、②飛来するミサイル情報を BMD システムに伝達して迎撃する、③報復などのための指揮・命令システムの信頼性が十分に確保され、国の指導者（軍の最高司令官）が判断・指示した対応（核報復を含めて）を的確に実行できる、④敵の核攻撃、敵への核攻撃の結果を正確に迅速に見定めて、次の行動に備える——といった巨大かつ複雑なシステムだ。

委細は次節の「先端技術がもたらす核抑止依存のリスク」に委ねるが、最先端の科学技術の軍事利用によって、実は核兵器システムの脆弱性が新たな懸念材料として注目度が高まっている。たとえば、核兵器システムに対するサイバー攻撃や対人工衛星攻撃、AI（人工知能）を使ったロボット兵器による攻撃などによって核兵器システムの信頼性低下、ひいては機能不全のリスクが高まると、核抑止の脆弱性がさらに高まることになる。そうした状況のもとでトランプ政権の核態勢見直し（NPR）で示された基本方針のように核抑止の対象を拡大すると、脆弱化する核兵器システムに大規模な危害が加えられた場合の核先制使用のリスクも高まることになる。

⁴⁰ Steve Fetter and Jon Wolfsthal, “No First Use and Credible Deterrence”を参照。

<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2018.1454257>

トランプ政権は、核兵器システムへの攻撃を敵による核攻撃と同等とみなして、米国の核兵器で報復する方針を示している。こうした核戦略は核使用の敷居を低くし、米国の核使用に対する核報復が（相手が核武装国であれば）米国の同盟国に向けられるリスクもある。日本も含めた同盟国は、そうしたリスクが内在する核の傘にも無条件で賛成していくのか。核の傘の名の下でこうした核戦略を受容することは、同盟国が新たなリスクを突きつけられるだけではないのか。議論を詰めていけば、核保有国と同盟国の間での戦略的判断のズレが拡大することも考えられるが、議論は避けて通れないだろう。

3. 「核抑止失敗後」の代案不在

いったん核使用が現実になると、それは核抑止が失敗したことを意味する。核抑止崩壊の現実を目の前にすれば、核抑止に依存することの政策効果よりそのリスクの大きさがクローズアップされるだろう。核使用による大量の人命の犠牲、放射線被害などが世界中に報道されれば、反核運動も大きなうねりとしてグローバルに拡大することも予想される。そうした展開になれば、とくに民主主義国家である核保有国、核の傘受容国において核抑止依存政策の継続が政治的に極めて困難になることも考えられる。あるいは同盟の存続自体の是非が問われることも想像される。

だが、だからと言って、ポスト核抑止の安全保障政策が準備されているわけではなく、核使用によって混乱した安全保障環境・秩序が、どのようにして安定感を取り戻すかの方策は見えないままである。核戦争の戦端が開かれ、その結果として全面核戦争にまで拡大し、人類、そして文明社会が減びるような究極の事態になればポスト核抑止の安全保障を考えることなど、少なくとも即座には不可能に近い。しかしながら、「核のタブー」（核は使えない、使われないという禁忌感覚）が消滅して核使用が現実化した世界においてもなお、人類の多くが生存しているとすれば、平和や新たな国際秩序の再建が不可欠である。それをどのようにして、核兵器抜きで達成できるのか。核抑止によって核戦争は防げるとの論理で思考停止し、そこで安住するのはあまりにリスクが大きい。理論的には核使用を前提とするのが核抑止であるにもかかわらず、核兵器がいったん使用された後の安全保障政策を用意しないまま核抑止依存が継続されている。

以上のように核抑止は、重い懸念材料を抱えている。だが、いくつものリスクから目を背けるかのように、核保有国とその同盟国の安全保障政策は核抑止に大きく依存してきたのが実情で、しかも近年はその傾向が強まっている。そのことによって、「核廃絶に向けた軍備管理条約」としての NPT の特徴よりも、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」としての側面が目立つ傾向にあるのは否定できない。この流れを逆転させるには、核抑止の限界やリスクを冷静に見極め、安全保障に関する別の選択肢を模索し、そこへのシフトを準備していく必要がある。

2. 先端技術がもたらす核抑止依存のリスク

鈴木 達治郎

核兵器は20世紀の科学技術が生んだ、地球上で最も強大な破壊力を持つ兵器であり、そのリスク管理や削減にも科学技術が大きな役割を果たしてきている。しかしながら、21世紀になって、情報技術を中心とする先端技術の進歩は、軍事技術全般、とりわけ核兵器のリスクに大きな影響を与え始めている。NPT発効時に比べ、先端技術は格段にその進歩の速度を上げており、制御が困難になる可能性への懸念が高まっている。本節では、核兵器の近代化における最先端技術やサイバーなど民生用先端技術が核リスクにどのような影響を与えるかを探ってみる。

1. 安全保障と先端技術

科学技術の進歩と戦争（安全保障）の関係については、歴史的にもその相互関係が指摘されているが、21世紀における先端技術と戦争（安全保障）の関係は、本質的に変化しているといえる。ラティフは戦争と先端技術の関係は、「予測不可能な時代」に入ったとして、次のように警告している。

「テクノロジーと兵器は長きにわたる共生の歴史を持っている。ただ、こんにち世界に拡散した兵器類、そしてそれらを統御すべき人類は、これまで遭遇したよりはるかに大きな危険を今や抱えるに至った。いったん世に出れば、それらはもはや制御不能だからだ」⁴¹（斜体は筆者）

このような現実が、軍縮政策にも当然のことながら大きな影響をもたらす。国連軍縮局も、「最先端兵器技術がリスクを高めている」として、次のように述べている。

「科学技術の進歩は、戦争の手段・方法を多様化させ、非国家主体が国境を越えて攻撃する能力を高めている・・・科学技術の進歩は従来の技術についても、その障壁を下げ、軍事対立の潜在的可能性を高めることで新たなリスクを生んでいる・・・このような最新の科学技術の進歩は、国際平和と安全保障の維持にとって、深刻な課題を浮き彫りにしている」⁴²

この本質的な課題が、現実の軍事戦略として現れたのが2014年にヘーゲル国防長官が発表した「第三のオフセット（相殺）戦略」である⁴³。米国の軍事戦略の基本に、常に最先端

⁴¹ ロバート・ラティフ、平賀秀明訳、「フューチャー・ウォー」、新潮社、2018年。p.27.

⁴² United Nations Office of Disarmament Affairs, “Securing Our Common Future: An Agenda for Disarmament”, 2018. <https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2018/06/sg-disarmament-agenda-pubs-page.pdf>

⁴³ Chuck Hagel, “Reagan National Defense Forum Keynote”, as Delivered by Secretary of Defense Chuck Hagel, November 15, 2014. <https://www.defense.gov/Newsroom/Speeches/Speech/Article/606635/>

技術分野で世界のリーダーであること、をあげている⁴⁴。その特徴は、もはや国防省（軍事部門）が最先端技術のリーダーであり続けることはあり得ず、現実には産業界（民生用）や民間研究機関・ベンチャー企業などの参加が不可欠であることを強調したことだ。具体例として挙げられている先端技術は「情報テクノロジー、自律型システム、ロボット工学、サイバー技術、非致死性兵器、超高速兵器」などであった。

第 73 回国連総会に提出された事務総長の報告書「科学技術の進展状況とその国際安全保障と軍縮努力に及ぼす影響」⁴⁵にも、いくつかの最先端技術が事例として扱われている。ここでは、① 人工知能（Artificial Intelligence: AI）と自律型システム ② 生物科学と化学 ③ 最先端ミサイルとミサイル防衛技術 ④ 宇宙技術 ⑤ 電磁技術 ⑥ 材料工学、の 6 つを扱っている。また米国の外交専門雑誌「Foreign Policy」では、2018 年秋号で、「戦争の将来（The Future of WAR）」という特集を組んで、注目すべき最先端技術と戦争の未来について紹介している⁴⁶。これらの多くに共通する技術として、サイバー技術、ロボット、AI、宇宙技術といったところがやはり注目される。

ラブキン等は、最近の先端技術は戦争の被害を縮小させる肯定的な面もあるが、一方でサイバー攻撃などに対しては抑止が効かない可能性や、戦争と平常時の境界線を曖昧にするリスクもあると指摘している。また、既存の規制や国際法も、先端技術のスピードに追いついていない点を指摘している⁴⁷。

では次に、これら最先端技術のうち、特に核リスクに関係するものに焦点を当てる。

2. 先端技術と核リスク・核抑止論への影響

核兵器をめぐる国際情勢がここ数年、大きく変化している。そういった情勢を踏まえて、国連軍縮研究局（UNIDIR）の研究者たちが、「核兵器のリスクを理解する」という報告書を最近まとめた⁴⁸。

⁴⁴ 過去 2 回、革新的な技術に投資を行い、技術における世界のリーダーシップを確保したことがある。第 1 回は、1950 年代で、旧ソ連の軍事力を「オフセット」するために、核抑止力を強化した。第 2 回は、NPT 発効当時である 1970 年代に、革新的な兵器システムの開発、例えば精密誘導ミサイル、ステルス爆撃機、新たな諜報・監視技術の開発等を行った。

⁴⁵ Report of the Secretary-General, “Current developments in science and technology and their potential impact on international security and disarmament efforts”, 73rd United Nations General Assembly, item 98, 17 July 2018. <https://undocs.org/A/73/177>

⁴⁶ Foreign Policy, “The Future of War”, Fall 2018

⁴⁷ Jeremy Rabkin and John Yoo, “Striking Power: How cyber, robots and space weapons change the Rules for War”, Encounter Books, 2017.

⁴⁸ John Borrie, Time Caughley, and Wilfred Wan, Edit, “Understanding Nuclear Weapon Risks”, UNIDIR Report, 2017. <http://www.unidir.org/files/publications/pdfs/understanding-nuclear-weapon-risks-en-676.pdf>

この UNIDIR の包括的な報告書に基づき、特に核リスクをあげる可能性のある技術として、デュフォーは、次の3分野をあげている⁴⁹。

- ① 既存核兵器の近代化計画
- ② 非軍事の民生用技術で核兵器使用の可能性を高めるもの（例：極超音速兵器）
- ③ 民生用技術から軍事に転用され、核爆発を起こせるもの（例：サイバー攻撃）

核兵器近代化計画は、米口はもちろんのこと、すべての核保有国が取り組んでいるとみられている。米国では、オバマ政権時から「核弾頭の共用化（多目的に共用できる弾頭を開発することで核弾頭数の削減につながる）」やシステムの近代化を進めてきていたが、これらは核軍縮を進めるうえでの「効率化」と「核抑止力」の維持を大きな目的としていた。しかし、トランプ政権になって、近代化計画はさらに「小型で精度のよい、より使いやすい兵器」の開発とその配備に踏み込んでおり、新たな「核態勢の見直し」のもと「核使用」のリスクが高まっているといえる。

ロシアでは、米国のミサイル防衛に対抗して、音速の20倍の速度で飛行する空中発射極超音速弾道ミサイル「アバンガード」を開発し、すでに2019年12月に配備した⁵⁰。クレアによると、極超音速兵器がもたらす「応答時間」（ミサイル発射探知から、米国が報復するかどうかを決めるまでの時間）の短縮化（10分以内）は、これまでの核戦略により大きな不安定を持ち込むという⁵¹。極超音速兵器は、迎撃が不可能であることから特に「先制攻撃」に有効であり、核の先制攻撃の可能性を高める。また、この兵器は、核兵器・通常兵器の両用であるため、攻撃された側が、通常兵器か核兵器かの判断が難しいことや、何を目標として攻撃したかの判断も難しいことが、対応戦略を困難にする。さらに、応答時間が短いことから、これらの兵器にAIを導入して、自動的に対応できる核や通常兵器の開発も検討されている。

民生用技術で、現実には脅威として認識されているのがサイバー技術である。最近出された二つの報告書によると、現在の核兵器システムは「サイバー攻撃に対して、きわめて脆弱であり、攻撃された場合の結果は極めて深刻である」と結論づけられている^{52 53}。また、スト

⁴⁹ Joanne Dufour, “New Technology and Nuclear Weapon Risks”, April 11, 2018.

<https://www.uua.org/international/blog/disarmament/new-technology-and-nuclear-weapon-risks>

⁵⁰ 共同通信、「ロシア、極超音速弾頭を配備、音速の20倍、ミサイル部隊に」、2019年12月27日。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/c5deacedcddbc3da5557bf32d7deba487ef50ba9>

⁵¹ Michael Klare, “An ‘Arms Race in Speed’: Hypersonic Weapons and the Changing Calculus of Battle”, Arms Control Today, June 2019, pp. 6-13. <https://www.armscontrol.org/act/2019-06/features/arms-race-speed-hypersonic-weapons-changing-calculus-battle>

⁵² Unal, B., and Lewis, P., “Cybersecurity of Nuclear Weapons Systems: Threats, Vulnerabilities and Consequences”, The Royal Institute of International Affairs, January 2018.

<https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/publications/research/2018-01-11-cybersecurity-nuclear-weapons-unal-lewis-final.pdf>

⁵³ Stoutland, P.O and Pitts-Kiefer, S., “Nuclear Weapons in The New Cyber Age”, Report of the Cyber-

ウランド等は、サイバー兵器の登場が、核抑止・核戦略に根本的な変更を迫る可能性がある
と、次のように述べている⁵⁴。

「核兵器システムへのサイバー攻撃は、核抑止と戦略的安定性の根本を揺るがすものになりかねない。通常兵器とは異なり、サイバー攻撃に特有の不確実性が、核抑止や戦略的安定性の信頼性を根本から崩す可能性がありうる（中略）・・・核兵器を意図通りに使える能力に対する信頼、また敵国が核兵器を使用できかつ意図通りに攻撃できる能力を持つことへの信頼、が核抑止にとって不可欠な要素である。その要素が欠如した場合、戦略的安定性や核抑止への深刻な影響が考えられる。」

このような新兵器や、先端技術が核抑止論に与える影響について、深刻な警告がすでになされ始めている。リーバーとプレスは、技術革新が核抑止論の基礎を崩壊しかねない、と警告している⁵⁵。核抑止論の前提は、「相手側の核戦力を根こそぎ無力にすることはほぼ不可能であり、核攻撃は必ず相手の核攻撃をうけることになる」という保証であった。しかし、技術の発展により、この前提が崩れつつあるため、先制攻撃の可能性が増すという可能性が出てきたという。その結果、核抑止の「安定性」は、今や全く新たな時代に入りつつあることを認識すべきだ、と彼らは警告している。

最近では、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）が、「AI が戦略的安定性と核リスクの与える影響」について、4巻にわたって報告書を発表している。その要点は、AI 技術に対し、兵器に及ぼす影響を「過大・過小評価」する可能性があり、「AI 技術の限界を正しく理解すること」が重要と指摘している。また、誤算に基づく戦争を避けるためにも、「AI 導入兵器に関する情報共有や共通理解の向上が不可欠である」と指摘している⁵⁶。

3. まとめ

以上、先端技術と戦争・安全保障全般との関係の変化、並びに核リスクとの関係について概観してきた。これまでの知見は以下の様にまとめられる。

- ① 21 世紀に入っの技術進歩は、未来の戦争を革新的に変化させるだろう。中でも、脅威となるのは、そのスピードの速さと、いったん導入された後、「制御」が困難となることである。

Nuclear Weapons Study Group, Nuclear Threat Initiative (NTI), September 2018.

https://media.nti.org/documents/Cyber_report_finalsmall.pdf

⁵⁴ Stoutland et. al.

⁵⁵ K. A. Leiber and D.G. Press, “The New Era of Counterforce: Technological Change and the Future of Nuclear Deterrence”, International Security, Volume 41, Issue 4, p.9-p.49, April 25, 2017.

http://www.mitpressjournals.org/doi/full/10.1162/ISEC_a_00273

⁵⁶ Vicent Boulamin edited, “Artificial Intelligence, Strategic Stability and Nuclear Risk:”, Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), June 2020. https://www.sipri.org/sites/default/files/2020-06/artificial_intelligence_strategic_stability_and_nuclear_risk.pdf

- ② 米国が世界をリードしてきた時代は長くは続かないと考えられる。また、最新技術の特徴として、軍事技術よりも民生用技術の進歩の方が早くて多様である。今後は安全保障政策も、リスク削減のために民生用産業、すなわち一般社会との連携や関与が不可欠となる。
- ③ 特に核リスクについていえば、核兵器そのものの技術進歩に加え、極超音速兵器やミサイル防衛、宇宙、サイバー技術、そして AI など、多様な技術の進歩により、核抑止論の基盤が崩れかかっていることを認識すべきだ。

先端技術の進歩により、核抑止論や核兵器システムの信頼性が崩れるリスクに対し、軍縮どころか、かえって新たな兵器の開発や軍拡を模索する傾向がみられる。このままでは核軍縮交渉を義務付けている NPT 第 6 条の信頼はますます失われていく恐れがある。

これらの現状認識をもとに、核抑止依存の安全保障がリスクをかえって高める可能性について、慎重な検討が必要である。NPT50 年という節目に、第 6 条の遵守を目指し、関係国、特に核保有国は早急に、先端技術が核兵器システムや核戦略に与える影響について、対話を始めるべきだ。

3. 日米同盟と核の傘

吉田 文彦

「核保有国・核の傘国の安全保障条約」から「核廃絶に向けた軍備管理条約」へ。核不拡散条約（NPT）が、本来のあるべき路線に転換していくには、核保有国が思い切った核軍縮を進めることが必要だが、そのためにも、核の傘国も核抑止を再考し、依存から脱却していく道をさぐらなければならない。そうでないと、核抑止に依存する核兵器国・核の傘国と、非核保有国かつ非核の傘国である諸国との溝はなかなか埋まらないだろう。それどころか、「分断」の溝が深まりかねない。

そうした構図の中で、NPT を基盤にして核軍縮・不拡散政策を大きく進展させていく重要なポイントとして、ここでは、唯一の戦争被爆国・日本が入っている米国の核の傘が抱える課題と、核の傘からの脱却の模索に焦点を当てる。

1. 日本が入っている核の傘の特徴

日米安全保障条約第5条には、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と記されている。日本の施政下にある領域に対する武力攻撃は、日本だけでなく米国も「自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め」て、「共通の危険に対処するように行動する」ことになっている。つまり、日本への武力攻撃を米国への武力攻撃と同等とみなして米国は対処するという趣旨で、これが米国による「拡大抑止」の最大の根拠になっている。

ここで確認しておきたいのは、拡大抑止の手段として核兵器を含むことが明記されていない点であり、日米安保条約上の法的解釈からすると、拡大抑止において核兵器が不可欠な存在とは読み取れない。日米安保条約が最初に署名された1951年の段階では米ソ間で核軍拡競争が始まっており、実際にはその当時も、拡大抑止には核の傘が含まれていたと考えられるが、歴史をふりかえると、1960年代以降の日米首脳の間での共同声明などの「政治的意思」の表明によって核の傘を前面に押し出す形をとってきた経緯がある。ただ、一貫して、米国の核の傘は日米安保条約には明記されておらず、少なくとも法律上は、日米同盟＝核の傘依存という図式にはなっていない。このことは日米同盟における核の傘を精査するうえでも、別稿で詳述する北東アジアの非核兵器地帯設置や核兵器禁止条約（TPNW）に関しても重要なポイントである。

現在の日本政府の安全保障政策では、（少なくとも事実上）米国の核の傘に頼るしかないという位置づけになっている。だが、TPNWがある時代を迎えるにあたって、果たして本当にそうなのか、核の傘は本当に日本の安全や安心に資するのか、かえって日本を危うい状態に追い込むのではないかとつた問いかけがもっと必要だろう。以下では、日本が入ってい

る核の傘の特徴や、十分に考察されていない課題などに分け入ってみる。

(a) アジアの新たな戦略地図

南アジア、北東アジアを含めて考えると、このアジア地域には米国、中国、ロシア、北朝鮮、インド、パキスタンという6つの核保有・核武装国がひしめいている。核戦争が起きるリスクが他の地域に比べて高いと懸念されるのも、南アジアと北東アジアである。核を持つこの6カ国の戦略は他の核保有・核武装国と無関係に存在しているのではなく、むしろ密接なつながりを持ちながら核兵器システム調達や核配備計画を練って、実行に移している。たとえば米国とロシアは冷戦期と違って双方の核兵器だけでなく中国を強く意識した核政策に転じている。中国は米ロの動向も見据えると同時に、もうひとつの近隣大国であるインドの核兵器も気にかけている。そのインドは中国をけん制しながら、カシミール地域の帰属問題、テロ問題などで対立が続くパキスタンの核兵器にも神経をとがらせている。

そうした戦略環境のもとで、日本に提供されている核の傘はどのような特徴を有するのだろうか。最も注目すべきは、地政学的な視点から眺めると、在日米軍基地が米国の対中戦略、太平洋・インド洋戦略の軍事上の要となっていることである。米国を中心とする米日、米韓、米豪の同盟、米国やその同盟国とインドとのパートナーシップは、軍事的な台頭が目立つ中国に対応していく重要な手段になっている。とくに米国の太平洋・インド洋を視野に入れた広範囲なパワープロジェクション（軍事力の展開）能力の拠点が在日米軍基地であり、核の傘で在日米軍基地を守ることは米国にとって戦略的優先順位の高い政策である。

軍事アナリストの小川和久氏は以下のように、在日米軍基地の重要性を説明している。「日本列島は米国本土と同じ位置づけの戦略的拠点地（パワープロジェクション・プラットフォーム）を形成し、日本列島に展開する83カ所の米軍基地は太平洋の日付変更線からアフリカ南端の喜望峰までの『地球の半分』の範囲で行動する米軍を支えている」⁵⁷

(b) 米軍基地群島としてのリスク

ひとつの同盟国に、日本ほど米国の多様かつ重要な軍事基地が集中している例は他に見当たらない。敗戦後に設置された米軍基地の多くが残留した歴史的経緯があるにしても、米国の戦略的関心が欧州からアジアへ「リバランス」されている現状のもと、在日米軍基地が日本列島の主要拠点に存在し、米軍と共同作戦能力を高める自衛隊の基地も増強傾向をたどっている。小川氏は「他の同盟国は日本の代わりを果たすこと」はできず、「日米同盟解消ともなれば、米国は世界のリーダーの座から滑り落ちるおそれがある」ほどだと指摘している。

こうした状況を中国の側から見れば、核の傘のもとにある日本こそが米軍の広域的なパ

⁵⁷ 小川和久「『日本核武装論』は机上の空論である」、ポリタス（ウェブ版）、2015年6月11日
<https://politas.jp/features/6/article/387>

ワープロジェクション能力を支えているのであり、中国が想定する米国との核戦争計画には主要な在日米軍基地や、日本のミサイル防衛基地などが標的に入っていることは想像に難くない。

オバマ米前政権で核・ミサイル防衛担当を務めたブラッド・ロバーツ元国防次官補代理は「中国は大陸間弾道ミサイルの部隊は小規模だが、以前は保有していない（戦略爆撃機や大陸間・潜水艦発射弾道ミサイルなどの）戦略ミサイル攻撃能力を持ち、近代化した指揮統制や早期警戒システムを持つ。日本や在日米軍、海上の米艦艇を攻撃できる地上配備型の短・中距離弾道ミサイルを中国は約 1900 発保有しているが、米国の[地上配備型の短・中距離弾道ミサイルの]保有数はゼロだ」と指摘している⁵⁸。

日本はどう対応すべきか。意見は分かれるだろうが、ひとつ確かなことがある。核の傘のもとにある日本列島には、沖縄への集中分も合わせて、米軍の三軍（陸・海・空）と海兵隊の基地があり、さながら「米軍基地群島」となっている。自衛隊の主要基地も合わせて、中国、さらにはロシアや北朝鮮の核戦力の標的にされるリスクと隣り合わせの状態に置かれているのである。仮に、在日米軍基地に核搭載の中距離ミサイルなどの核兵器システムが配備されると、そのリスクが一段と高くなることは想像に難くない。

(c) ジレンマに悩む特殊な同盟管理

振り返ってみると、日米の同盟管理にとって核の傘の維持は常に枢要な位置を占めてきた。だが、唯一の戦争被爆国の日本では「反核感情」が強い。米国の核抑止が必要だとの政策上の判断がある一方で、多くの国民の「反核感情」も考慮しなくてはならないジレンマの中で、核の傘の維持は困難を伴ってきたのである。

広島・長崎を起点とする日本の反核運動は、主に 4 つの主張を掲げた。すなわち、①核兵器は極めて非人道的な兵器で、広島・長崎の被爆にそれは示されている、②核兵器がもし全面核戦争という形で使われれば、その被害は交戦当事国にとどまらず、人類の滅亡にもつながる、③このような特質を持つ兵器は、将来再び使われてはならず、④全面核戦争に至る可能性のある通常戦争も防止されなければならない、というものである⁵⁹。日本の反核運動には盛衰があったものの、日本国民の中の「反核感情」は根強く、首相の方針表明や国会決議などに基づいて「非核三原則」（核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず）を「国是」としてきた。

⁵⁸ 出典の URL は以下。朝日新聞、「『日本攻撃可のミサイル、中国に 2 千発』、米安保専門家」、2020 年 3 月 23 日。引用文中の[]は、筆者（吉田）が付記。

<https://digital.asahi.com/articles/ASN3Q77H0N34ULZU016.html>

⁵⁹ 荒川恵子「被爆国の逆説—1957 年から 1963 年日本の反核運動の盛衰—」一橋法学, 7(2): 頁 593-650 を参考にした。全文は以下に掲載。

<http://mail.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/15900/2/hogaku0070204090.pdf>

そうした状況も踏まえて、米国の核抑止に頼る核の傘をどう維持するか。日本政府が選択した、いわゆる核兵器に関する「密約」には、日本国民の反発をかわしながら米国の核兵器に関する作戦展開や日本に対する核の傘の維持をはかるねらいが込められていた。日本の民主党政権下での解明の結果、日本政府が国民に「密約」に関して真相を明らかにしないまま、長年にわたって核の傘維持に腐心してきたことが浮き彫りになった。その根底に横たわってきたのは、①場合によっては核兵器が沖縄に持ち込まれたり、核兵器搭載の可能性がある米国艦船が在日米軍基地に寄港したりすることがありうる、②しかし、それを公式に発表してしまうと多くの国民から反発を受ける、③したがって、持ち込みや寄港に関する米国との「密約」は伏せておこう、というのが長年にわたる日本の歴代政権の姿勢だった。

民主党政権下の解明の結果、「密約」は存在しなくなったが、「寄港」をめぐる日米間の解釈は分かれたままであることが明らかになった。それでも、日本が「非核三原則」を堅持していることは、核の陸上配備、核搭載艦船の寄港の日常化を防ぐ効果を有している。米国の核運用政策上はかなりの支障にはなっていると考えられるが、日本が中国、ロシア、さらには北朝鮮の核標的になるリスクを減らす効果をもたらしていると考えられる。ただ、トランプ政権になって、「持ちこませず」に違反する恐れがある艦船搭載型の核巡航ミサイルの復活を宣言しているほか、ロシアとの中距離核戦力（INF）全廃条約を廃棄したことから、日本にも（非核弾頭との説明の下で）核搭載可能な INF の配備を将来的に求めてくる可能性はゼロとは言いきれないだろう。そうした動きに対しては、日本が核標的になるリスクをさらに高める恐れがあると警戒しておく必要がある。

(d) 唯一の戦争被爆国としての自制

核の使用・不使用に関しては、核の傘の提供国である米国が最終決定権を有する。日本の国内の米軍基地を利用して核攻撃する場合などは、日米安保に基づいて「事前協議」の対象になる公算が大きい。米国の領域や公海から核攻撃する場合に日本に必ず協議を求めてくるとは限らない。だが現実には、日本への核の傘に関する核使用であれば、「日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する」と定めた日米安保条約第四条に沿う形で、日本との間で何らかの協議があり、日本の意見を伝える機会があることも考えられる。

では、米国から核使用について意見を求められた場合、日本はどう答えるべきなのか。さまざまなシナリオが考えられるが、ここでは核先制攻撃と核報復攻撃のふたつのケースについて考えてみる。

第一の核先制攻撃だが、何らかの事情で米国がこの選択を日本へもちかけた場合に、日本が考慮しておくべきことは何か。まずは、別稿「核抑止論の限界と危険」で示したように、そもそも先制核攻撃論には大きな限界があり、かえって日本の存続を危うくしかねないリスクがある点だ。繰り返しになるが、①先制核攻撃による核報復防止を理屈上では語れるかも知れないが、現実には非核武装国への先制核使用のハードルは高い、②しかも、相手が限

定的な核武装国であっても核戦力を完全に破壊できる確証を得ることは極めて困難である。だとすれば、日本としては自国の存続をかけて先制核攻撃を止めることが必要な事態も考えられるが、現実にはそうした選択を想定しているという情報にはなかなか触れない。それどころか日本は、一般論として核先制使用を「核抑止の信頼性」向上のために強く推しているのが現状である。

次は第二のケースである。相手の先制核攻撃（第一撃）によって日本で大きな犠牲が出れば大混乱になり、まずは大量の被爆者の救済に集中することが先決となるだろう。別稿「核抑止論の限界と危険」でも記したが、核使用による大量の人命の犠牲、放射線被害などが世界中に報道されれば、反核運動も大きなうねりとしてグローバルに拡大することも予想される。とくに唯一の戦争被爆国である日本が改めて戦争被爆国となってしまうと、核兵器への反発は想像を超えるほどの規模、かつ強烈なものになると予想される。さらに、米国の核報復（第二撃）の結果、相手が第三撃を日本に着弾させれば、核の犠牲者がさらに拡大するだけでなく想像を絶するほどの多くの被爆者が、少なくとも一定の時間は救済の手が及ばないままになる可能性さえある⁶⁰。

以上のような、比較的シンプルなふたつのケースを考えただけでも、戦争被爆国である日本が、あるいは日本の国民が、核攻撃後の次なる大規模な被爆を想定しながら核使用を認めることが、現実的に可能なのかどうかという大きな疑問にぶつかる。と同時に、核の傘国として米国の核攻撃を支持する「覚悟」は日本では十分ではないとすれば、それは、核使用を大前提にした核抑止に脆弱性が内在することを意味している。日本には被爆国として核の傘に強い違和感を持つ人々が多いが、それに加えて、安全保障戦略の面から考えてみても、日本にとって核の傘は極めて不向きなのではないかとの疑問を抱かせる。

2. 核の傘なき日米同盟について

さて、本章1節で記したように核抑止そのものに、答えの見つかりにくい疑問点が少なくないが、日本にとっての核の傘にいくつもの疑問が宿る。では、核の傘を閉じたうえで、日米同盟の維持は可能なのか。ここではこの重い課題について、核の傘抜きにする場合のマイナス・プラス要因を概括しておくことにする。

⁶⁰ 日本への核攻撃による被害については、以下の2つの研究報告書を参考にした。

広島市国民保護協議会（会長は広島市長）・核兵器攻撃被害想定専門部会による「核兵器攻撃被害想定専門部会報告書」（2007年11月9日）

全文は以下のURLに掲載。<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/54623.pdf>

2013年度外務省委託「核兵器使用の多方面における影響に関する調査研究」（2014年3月）

全文は以下のURLに掲載。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000034833.pdf>

(a) マイナスの要因・・・同盟関係の弱体化／軍事予算拡大

既述のように、核の傘は軍事的安全保障政策の面からだけでなく、同盟管理上の重要な手段となってきた。とくに核保有国にとっては非核の同盟国を文字通り「傘下」に置いておくための重要な手段と言っても過言ではない。核保有国が核の傘受容国に核抑止論に基づく拡大抑止を提供するのは、同盟国を自陣に引きつけること、同盟国の核武装＝同盟崩壊を防ぐことを強く意識したものである。裏をかえせば、核の傘なき同盟にシフトすることは、同盟関係の弱体化を誘発する公算が大きいとの懸念が同盟国（核保有国・非核保有国の双方）にあると考えられる。

こうした懸念を意識したうえで、現状の安全保障環境が大きく変わらないという前提のもとでは、核の傘なき同盟にシフトする場合には、安全保障論の「常道」としては通常戦力の増強による補完措置がとられる公算が大きい。その想定から考えると、米国は核の傘停止を補う形で、同盟管理と安全保障確保のために、通常戦力の増強をはかる必要に迫られるだろう。日本から核の傘なき同盟を求めた場合、日本の通常戦力の「応分の負担」を求められることはほぼ確実だろう。その場合、日本では憲法 9 条との関連をどう考えるべきかといった論議が起こる可能性も高い。

ミサイル防衛を核の傘の代替手段にした場合、その抑止力としての信頼性、費用などがまず懸念材料となるが、ミサイル防衛が相手の攻撃力拡大を誘発する可能性が高いことを考えれば、地域の緊張をさらに高めることになりうる点も考慮すべきだろう。そもそもミサイル防衛が信頼にたつシステムかとの基本的な疑問に対しても多くの不確実性が残されたままである。したがって、核の傘からのシフトは、次のプラスの要因の中で記しているように、北東アジア地域での軍備管理を含む新たな安全保障の枠組みの構築を伴っていることが適正要件と考える。

(b) プラスの要因・・・核の戦場化のリスク消滅・極小化／新たな地域安全保障枠組みの構築

核の傘なき日米同盟へのシフトの効用の第一は、核の戦場化のリスクの消滅、あるいは極小化をはかれることである。核の傘からの脱却を何らかの方法で明確にし、韓国、さらには北朝鮮を含めた北東アジア非核兵器地帯を構築できるようになれば、法的拘束力のある形で消極的安全保証（核保有国が非核国で核攻撃しない法的義務）を制度化できることになる。そうした段階にまで進めれば、日本が核の戦場と化すリスクを消滅させる、あるいはニアゼロにまで極小化させることができる（委細は別稿の「北東アジア非核兵器地帯と地域安全保障」）。

第二の効用は、核の傘抜きの日米同盟でも平和維持を可能にするために、北東アジアでの新たな安全保障環境づくりに向けて、日米が外交努力を強化する必要に迫られることだろう。核の傘なき日米同盟へのシフトへの過程では、上記のマイナス要因を克服していく必要があるが、その中で中核となるのが新たな地域安全保障枠組みの構築への外交努力だろう。

歴史問題、領土問題を含めて周辺諸国との課題が残る中、①日本が周辺諸国との信頼醸成措置を積極的に繰り出し、平和の制度化をはかっていく、②米中による核先制不使用宣言、北東アジアでの危機管理と核軍備管理のための枠組みづくりを進める、といったチャレンジが求められる。さらには、朝鮮半島非核化の実現も想定範囲に入れながら、北東アジア非核兵器地帯設置への道筋を構想するなどして、地域の安全保障環境を好転させていく戦略も練っていく必要がある。

第三の効用は、TPNW 締約国となる条件に近づけることだろう。「核の傘」に頼らない選択をすることは、米国の核兵器による威嚇に依存しない安全保障に移行することであり、核兵器禁止条約の締約国としての法的要件を充足させられる立場となりうる。さまざまな課題がクリアされて、首尾よく日本が締約国として加われば、TPNW の締約国のさらなる拡大、普遍性向上に大きな貢献となると考えられる。

第四の効用は、日本が NPT の一員として、核保有国にさらなる核軍縮を促す立場を強めることができ、それが結局は NPT に基づくグローバルな核軍縮・不拡散政策の強化にもつながると思慮される。仮に TPNW の締約国となることが日米関係の利害から壁にぶつかったとしても、NPT 中での核軍縮努力のプロセスにおける発言力を強めることで、NPT が描く理想に近づく原動力となる外交を展開しやすくなるだろう。

上記のマイナス要因を克服のハードルは決して低くないが、プラス要因を原動力にしながらハードルをひとつひとつ越えていかないと、核の傘の役割を極めて低くし、核の傘があってなきがごとくの日米同盟には近づいていけない。唯一の戦争被爆国でありながら同時に核の傘に入っているというジレンマをできるだけ弱めていくためには、北東アジアの安定化をはかる外交・安全保障政策、近隣諸国との歴史問題への対応など多方面でのハードワークが必要になることは間違いない。

4. 核使用・威嚇の違法性

広瀬 訓

1. 国際法上の「核兵器」

核兵器の国際法上の位置づけとして、1996年の国際司法裁判所（ICJ）による核兵器の威嚇または使用の合法性に関する勧告的意見⁶¹は、核兵器そのものを明文で禁止する普遍的な条約は存在しないが、戦闘行為において戦闘員と非戦闘員との区別を求め、また、不必要な苦痛や殺りくを禁止する国際人道法の原則に「一般的に」違反するとした。しかし、「自衛の極端な状況」においては、核兵器の威嚇もしくは使用の合法性について、実際の事例に基づいて判断するしかないとして、一律に「違反」と断定することを避け、例外的に合法化される余地に含みを残した。さらに核軍縮交渉を完結させる義務を肯定したが、これは現時点でそのような核兵器を禁じる国際法が存在していないことの裏返し議論である。

2017年に国連で採択された核兵器禁止条約（TPNW）は核兵器そのものを禁止する画期的な条約であるが、現時点ではまだ発効しておらず、正式な国際法ではない。近い将来に発効することが期待されてはいるものの、現実にはすべての核兵器保有国はTPNWには参加しないという姿勢を示しており、条約は当事国の間でのみ法的拘束力を持つという国際法の大原則に従えば、発効しても法的には核兵器保有国の持っている核兵器をただちに違法化するものではない。

このような観点からすれば、核兵器を国際法上違法であると論証するのは容易なことではない。しかし、潘基文国連事務総長は、いくつかの異なる国際法を組み合わせることで核兵器禁止の枠組みを構築する可能性を示唆した⁶²。この視点は極めて重要であり、NPTやTPNWのような核軍縮・不拡散に関する条約だけでなく、それ以外の国際にも目を配ることで核兵器の違法性を指摘できる可能性も検討する必要がある。

2. 「国際人道法」の発展

核兵器に限らず、武力紛争一般について規制するための国際法は、現在では「国際人道法」と呼ばれることが多い。この国際人道法は、1996年の核兵器の合法性をめぐるICJの勧告的意見の中でも何度も言及されている。国際人道法は元々「戦時国際法」もしくは「戦争法」と呼ばれてきた国際法の中から、特に戦闘方法の規制や非戦闘員の保護などに関する条約や国際慣習法をまとめて呼称するものであり、厳密な定義があるわけではない。国際人道法という概念が一般的になったのは、1971年に国際赤十字委員会と国連が開催した「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展のための政府専門家会議」からである。なぜこの

⁶¹ LEGALITY OF THE USE BY A STATE OF NUCLEAR WEAPONS IN ARMED CONFLICT, ADVISORY OPINION OF 8 JULY 1996 <https://www.icj-cij.org/files/case-related/95/095-19960708-ADV-01-00-EN.pdf>

⁶² <https://www.un.org/disarmament/wmd/nuclear/sg5point/>

ような呼称が用いられるようになったのかという理由は、特に第二次世界大戦後、内戦や民族紛争、独立闘争のように、国家間の戦争以外の武力紛争が多発し、その犠牲者が増加したことで、国家間戦争以外の紛争にも「戦時国際法」の適用を拡大しようとする意図があったからである。つまり、元々の国際人道法の実態は戦時国際法の看板の掛け替えという側面が強かったと言わなければならない。

この戦時国際法そして国際人道法の古典的な条約である 1899 年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の前文では、「非常ノ場合ニ於テモ尚能ク人類ノ福利ト文明ノ駸駸トシテ止ムコトナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ」と戦争のような非常時においても、なお人類ノ福利ト文明による制約を求めながら、同時に「軍事上ノ必要ノ許ス限努メテ戦争ノ惨害ヲ軽減スル」と、軍事的な必要性に反しない限りという条件をつけて「明文ナキノ故ニ規定セラレサル総ベテノ場合ヲ軍隊指揮者ノ判断ニ委ヌルハ亦締約国ノ意思ニ非サリシナリ」として各国の軍隊が無制限、無条件に軍事力を行使できないとしている。ここで問題になるのは、それでは「軍事上ノ必要」があれば、すなわち「人類ノ福利ト文明」の要求は無視しうるのかという疑問である。「人類ノ福利ト文明」は現代で言えば「人道」と呼び変えても差し支えないであろうし、「軍事上ノ必要」とは国家の安全保障上の要求ということになる。伝統的な国際人道法は、この国家緊急の場合には、人道に反するような行為もやむを得ないという余地を否定しきれずに残していたのである。そのため、核兵器は国際人道法に完全に違反するとは言い切れない部分が残ってしまったとすることができる。

しかし、昨今の核軍縮における人道アプローチとその結果として作成された TPNW の前文では、国際人道法と国際人権法を併記することによって、核兵器の使用が例外なく人道に反するとしてその全面禁止を謳っており、そこには軍事的な必要性に対する考慮は含まれていない。その意味では、TPNW は伝統的な戦時国際法の延長線上に成立したものではない。むしろ基本的人権の普遍的な保障をめざす国際人権法の流れを組むものであると言うべきであろう。このような武力紛争という非常時においても最低限保証されるべき個人の権利と尊厳を謳う条約としては、対人地雷禁止条約やクラスター弾条約などを挙げることができる。これらは伝統的な戦時国際法の延長ではなく、国際人権法から発展した新しい国際人道法の潮流だと言える。そして、その新しい流れの中であらためて核兵器を解釈することで、核兵器の違法性を指摘できる可能性が高まるのではないだろうか。

3. 「国際人道法」と核戦略

1996 年の ICJ 勧告的意見は、核兵器が、非戦闘員の保護や不必要な苦痛の回避という国際人道法の原則に一般的に反するとしているが、現実には核兵器を国際人道法の原則に沿って使用する可能性はあるだろうか。実際の使用を考えた場合、現在までそのような方針で核兵器が開発、運用されてきたとは到底言えない。現在の核兵器保有国の配備している核兵器およびその運搬方法、基本戦略を見れば、現実には存在している核兵器の大半が、敵の戦闘員や軍事施設にその効果を限定するように設計、運用されているとはとても言えないであらう。

う。つまり、核兵器の使用は、必然的に多くの非戦闘員に被害を及ぼし、しかもその殺傷力が極めて高いだけでなく、深刻な後遺症を伴うという残酷な性格のものであることは明白なのである。この観点からすれば、核兵器の使用は、現在の核兵器の実態を考えるならば、「一般的に」というよりは、「必然的に」国際人道法に違反する可能性が極めて高いと言えるだろう。

さらに現在核兵器保有国およびその同盟国が核戦略の基本としている核抑止戦略の法的な性格についての議論は、実はあまり進んでいない。核抑止は、万が一敵の攻撃を受けた場合には、核兵器による反撃により敵に対して深刻なダメージを与える能力を有していることを予め示すことで、敵の攻撃を思い止まらせようとする戦略である。核抑止が機能している間は、平和が保たれるはずなので、問題は発生しないかもしれない。しかし、核兵器による先制攻撃は論外として、抑止戦略が失敗し、特に敵が先に核兵器を使用し、それに対し核兵器で反撃した場合、その反撃は国際法上どのように解釈されうるのかという問題はまだ十分に議論されていない⁶³。通常兵器による衝突とは異なり、核兵器によって敵の核攻撃を防ぐことは現実的ではない。その観点からすれば、第二撃能力を前提としての核抑止戦略が、敵の攻撃から自国を防衛するのに必要な範囲での武力行使という自衛の枠組みで正当化されるかどうかは大きな疑問である。核兵器は自国を物理的に防衛するものではなく、敵国を破壊するための性能を期待されている兵器だからである。核兵器を純粋に敵の軍事力のみにも効果を限定して使用する可能性は現在ではまず考え難い⁶⁴。従って現行の核兵器とその運搬手段の性能、および核兵器保有国のドクトリンを見る限り、核兵器の使用が純粋に自衛目的であるとは言い難い。

また、敵からの攻撃、特に核攻撃に対する報復として行われる核兵器の使用は国際人道法上認められるのであろうか。違法行為により被害を受けた国が自力救済に訴えることは、現行の国際法上一定の条件を満たした場合には「復讐」として認められている。しかし、武力を使って国際人道法に反する形での復讐は認められないとする意見も強い⁶⁵。具体的には、国際人道法の中核となっている1949年のジュネーブ4条約および1977年の第一追加議定書においては、傷病者、難船者、捕虜、文民および医療関係者に対する報復、復讐が禁止され、1970年に国連総会で採択された友好関係原則宣言においても国家は武力行使を伴う復讐行為を慎む義務を負っているとされている。さらに国連国際法委員会が作成し、2002

⁶³ 藤田久一 『核に立ち向かう国際法：原点からの検証』 法律文化社 2011年 p.145

⁶⁴ この点について1996年のICJ勧告的意見作成の際の裁判長だったモハメド・ベジャウィは軍事目標だけを破壊し、民間人を巻き込まない核兵器の開発の可能性を念頭において例外的に合法化される余地を残したが、現実にはそのような核兵器は開発されていないと指摘している。朝日新聞、「（国際平和シンポ）モハメド・ベジャウィ氏の基調講演」、2015年7月29日。

<https://www.asahi.com/articles/ASH7T6RQPH7TPTIL02F.html> 一方、現在開発中とされる小型核兵器では、そのような可能性を追求しているとも考えられるが、実現可能かどうかは不透明である。

⁶⁵ 吉田 脩 「戦時復讐」 国際法学会編 『国際関係法辞典 第2版』 三省堂 2005年 p.541-p.542

年に国連総会が採択した国家責任条文草案⁶⁶の第50条1項(c)において、復讐を禁止する人道的な義務は、他国の違法行為に対する対抗措置として正当化されないとしている。これらのことを考え合わせるならば、核抑止戦略は、自国の安全を保障するという防衛目的であっても、それが破綻し、核兵器が使用された瞬間に国際人道法違反に問われる可能性が極めて高いと言わなければならない。

4. 国際刑事法による責任の追及

実際に核兵器が使用された場合、それが国際人道法違反であれば、当然その責任が追及されるであろう。国際的な批判や何らかの制裁が科される可能性も高い。また、違反国に対し、被害を受けた国が賠償を要求するような事態も当然想定される。さらに国際刑事裁判所（ICC）規程によれば、文民や防衛されていない都市や町村を広範囲、組織的に攻撃し、文民を殺害したり、ジュネーブ条約に対する重大な違反行為があったりした場合、それを実行した者だけでなく、命令・教唆した者、協力した者も刑事責任を問われる旨が規定されている。ICCだけでなく、核兵器の使用により甚大な被害が発生した場合には、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所やルワンダ国際刑事裁判所のような臨時の国際法廷が設定される可能性もあるだろう。つまり、国家元首を含め、政府や軍の一員として核兵器の使用に関与した者は、個人としてもその責任を問われる可能性が高い。その場合、過去の戦犯法廷の先例に照らせば「命令だったから」「戦争だったから」という理由では法的責任は免れないだろう。つまり、核兵器の使用は、少なくとも国際人道法違反という結果を生む可能性が極めて高く、その結果核兵器の使用に関係した個人が刑事責任を問われることにつながる行為であり、核抑止は違法を前提として初めて成立する政策だと言える。

5. 米国の「核の傘」と日本の法的責任

それでは日米安保条約により、米国の核の傘の下にある日本に当てはめた場合、法的な責任はどうなるのであろうか。日本は1949年のジュネーブ4条約および1977年の第一追加議定書を批准しており、傷病者、難船者、捕虜、文民および医療関係者に対する報復、復讐の禁止を受諾している。従って多数の文民を巻き込むような核兵器の使用を法的に拒否する立場にある。従って日本としては、米国が日米安保条約に基づいて核兵器を使用し、傷病者、難船者、捕虜、文民および医療関係者に大きな被害を及ぼすような事態を要望し、協力するような選択はすべきではない。そのような行為は日本によるジュネーブ諸条約違反として、国際的に非難を浴びるだけでなく、賠償の要求やICJへの提訴など、法的な責任を追及される可能性があると言わなければならない。

また日本は国際刑事裁判所（ICC）にも加盟しているため、核兵器の使用により多くの文

⁶⁶ 草案であり、条約化されていないが、「この分野に関する権威ある文書として、国際裁判や学説などにおいて援用されてきた」 川崎 恭治 「国家責任条文」 国際法学会編 『国際関係法辞典 第2版』三省堂 2005年 p.386

民が犠牲となった場合、ICC 規程による文民を広範囲に攻撃した人道犯罪やジュネーブ条約で保護の対象となっている人々を攻撃した戦争犯罪が適用される可能性があることも指摘しておかなければならない。もし日米安保条約に基づいて日本政府が米国に核兵器の使用を要請すれば、それが人道犯罪や戦争犯罪の教唆、勧誘とみなされる可能性は否定できない。また核兵器の使用に際し便宜、援助を提供すれば、人道犯罪や戦争犯罪をほう助、援助し、その実行に寄与した責任も問われることになるであろう。ICC は人道犯罪や戦争犯罪に関わった個人の責任を追及するものであるため、米国が日米安保条約を理由として核兵器を使用した場合、それに関わった日本政府あるいは自衛隊関係者が人道犯罪、戦争犯罪の被疑者として ICC に訴追される可能性を排除することはできない。

具体的に言えば、日米安保条約第四条に基づき、日米が協議を通し、日本側の合意もしくは黙認のうえで米国が核兵器を使用した場合、また米国が日本への核兵器の配備について事前協議を求め、日本がそれに合意し、その核兵器が実際に使われたような場合、あるいは核兵器を搭載した米軍の艦船や航空機に対し日本が護衛や補給を提供し、米国による核兵器の使用を支援した場合⁶⁷、核使用の結果に対し、それに関わった日本人も責任を問われかねないということである。もちろん核兵器使用の最終判断と実行は米国の責任であるが、その過程で、日本の関係者が一定の役割を果たしたとみなされて法的な責任が追及されるような事態が発生しないという保証はない。ちなみに ICC 規程によれば、国家元首といえども法的な責任がある場合は免責されないとされているので、日本の法的責任が追及された場合、総理大臣や外務大臣、防衛大臣が被疑者に含まれる可能性までを視野に入れての対応を迫られかねない。

さらに付け加えるならば、米国自体は ICC への参加を拒否しているために、ICC は米国内での捜査や被疑者の身柄の拘束を要求することはできない。しかし、日本国内にいる米政府および米軍関係者の捜査や身柄の拘束に関し日本が協力を求められた場合、ICC 規程上日本は協力する責任を負うことになる。この点に関し米国政府は同盟国に対し米国民の ICC への引き渡しの拒否を求めているが、日本は自国内に居る米国民の ICC への引き渡しを行わない旨の二国間免責協定を米国とは結んではいない。つまり、ICC が日本国内にいる米国民の引き渡しと求めてきた場合、日本がそれに応じるか、拒否するかについて、現時点では日本は態度を明らかにしていないといえることができる。もし ICC が日本国内にいる米国民の引き渡しを求めてきた場合、日本政府は ICC の要求に応じて引き渡すか、あるいは米国の要求に応じて ICC 規程上の義務を怠る形で拒否するか、その場で判断を迫られることになる。そしていずれの判断をした場合でも、米国あるいは ICC のいずれかから強い非難を浴び、何らかの措置を受ける結果になることは容易に想像できるだろう。要するに、日米安

⁶⁷ ロシアや中国の動きを念頭に、米国はトランプ政権の下で 2019 年に中距離核戦力（INF）全廃条約を破棄し、巡航ミサイルの発射実験を行うなどの動きを見せている。もし米国が実際に中距離核ミサイルの再配備に踏み切った場合、中国および北朝鮮への牽制を念頭に、アジア太平洋地域の米軍艦船および基地への再配備を進める可能性は高く、日本もその影響を受けることは十分に考えられる。

保条約に基づいて米国が核兵器を使用するような事態に至った場合、日本は国としても、また政府や自衛隊の関係者が個人としても、法的に極めて困難な事態に直面する可能性があると言わなければならない。

5. 北東アジア非核兵器地帯と地域安全保障

吉田 文彦、鈴木 達治郎

核廃絶に向かう道筋において、非核兵器地帯（NWFZ）の拡大は重要な選択肢である。非核兵器地帯条約の主な特徴は、①核兵器の製造・取得・配備などの禁止、②核兵器国が NWFZ 内の非核兵器国に対して、核兵器使用・威嚇・攻撃を行わない消極的安全保証（NSA）を法的拘束力のある形で約束する、③条約の遵守を検証し、問題が生じた際には協議する機能を持つ——である。

NPT の関連文書も非核兵器地帯の拡大を促しており、たとえば 2010 年の NPT 再検討会議の「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」においては、「地域の関係諸国間の自由意志で合意された取り決めにに基づき、また、国連軍縮委員会の 1999 年指針にしたがい、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することが奨励される」との文言が盛り込まれた。同会議で議論された重要な論点などを整理した議長総括には、「地域の関係諸国の自由意志を基礎とし、国際的に認知された非核兵器地帯の設立が、世界及び地域の平和と安定を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的の実現に貢献することを確信する」⁶⁸と記されている。

世界ではすでに、ラテンアメリカ、南太平洋、アフリカ、東南アジア、中央アジアで非核兵器地帯が条約によって設置されており、モンゴルは「一国非核兵器地位」を国連で認知されている。NWFZ は NPT がめざす核不拡散政策の重要な補完措置になっているほか、NWFZ に参加する国の多くが TPNW 採択に賛成しているという現実もある。NWFZ はこれまでにそうであったように今後も、グローバルな核軍縮・不拡散政策において重要な位置を占め続けるだろう。

これらの NWFZ が設置された背景には、①NWFZ 実現を可能にした地域的な国際関係の変化とともに、②NWFZ を実現することで核戦争に巻き込まれるリスクを大幅に減少できるような安全保障環境をつくっていく、とのねらいもあった。そこで本節では、日本を取り囲む北東アジアの安全保障と、北東アジア非核兵器地帯（NEA-NWFZ）の設置に向けた課題や条件整備について考えたうえで、NEA-NWFZ がこの地域の安全保障にどのように貢献できるかについてもまとめることにする。

1. オーストラリアとニュージーランドの選択

ラテンアメリカに次ぐ非核兵器地帯条約となったラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）が発効したのは、1986 年である。米国やフランスが太平洋上で繰り返し核実験を行い、

⁶⁸ 2010 年核不拡散条約再検討会議 最終文書 第 1 巻第 1 部

1995 年再検討・延長会議において採択された諸決定及び決議ならびに 2000 年再検討会議最終文書に照らした条約第 8 条第 3 項に基づく条約運用に関する評価

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/importantdocument/un/no1/2-1>

放射能による環境汚染に対する懸念が強まったことなどから、NWFZ 設置へと動いた。

ラロトンガ条約が発効した後も、核保有国の存在が消えたわけではない。同条約の締約国となったオーストラリア・ニュージーランドは米国と、3 カ国の安全保障条約（ANZUS）を結び、互いに同盟関係にあるからだ。ただ、米国の核の傘への対応、ラロトンガ条約発効後の動きは、オーストラリア・ニュージーランドで異なるものとなった。

ニュージーランドでは、1986 年のチェルノブイリ原発事故のあと、核兵器や原子力発電への反対世論が高まった。それを受けて 1987 年に、当時のロンギ政権のもとでニュージーランド非核法が成立して、米国の核の傘から抜け出すことを宣言している⁶⁹。これとは対照的に、オーストラリアは核の傘を含む米国との同盟重視路線を維持した。オーストラリア内には、米国の核兵器システムの重要な一端を担う軍事情報通信施設が配置されており、米海軍、海兵隊とオーストラリア軍との共同作戦の展開も視野に入っている。こうした軍事施設を守ることも含めて、オーストラリアは米国の核の傘に入ったままである。

中国の軍事大国化が懸念される現状において、オーストラリア内の一部には独自核武装論もあるが極めて少数意見であり、オーストラリア政府としてはラロトンガ条約にとどまる基本方針は変えていない。その一方でオーストラリア政府は米豪同盟の強化をはかり、米国の西太平洋における海軍力の存在や、米国との軍事装備やインテリジェンスでの協力を前提としながら、オーストラリア自身の軍事装備・作戦上の「自助」を追求することによって米国の過剰負担を減らす計画も進めている⁷⁰。

オーストラリアとニュージーランドの事例は米国との同盟関係と NWFZ 条約の締約国であることが両立可能なことを示しているが、同時に、NWFZ 条約の締約国であることがすなわち、核の傘からの脱却や通常戦力の縮小を意味しないことも例示している。特に、オーストラリアの事例は、米国との同盟関係を維持し、核の傘も継続しながら、NWFZ の一員でいるという珍しい例である。これについては、核の傘に依存するリスクも考慮する必要もあり、日本や韓国が今後、NEA-NWFZ を考えていくうえで慎重に検討すべき事例とも言える。

2. 朝鮮半島非核化と北東アジアの安全保障環境

NEA-NWFZ にとって、核武装した北朝鮮を含めた朝鮮半島の非核化は、十分条件でないにしても、必要条件であることは論を持たないだろう。北朝鮮は公式には核兵器計画の廃棄

⁶⁹ ケイト・デュース、ロバート・D・グリーン「ニュージーランドと日本の『非核』を考える」、広島平和研究所（HPI）研究フォーラムでの報告、2000 年 3 月 14 日

https://www.hiroshima-cu.ac.jp/peace_j/category0006/c00006768/

⁷⁰ 中村桂子、「オーストラリアの『核の傘』依存政策と『南太平洋非核地帯』（SPNFZ）」、鈴木達治郎、広瀬訓、藤原帰一編『核の脅威にどう対処すべきか 北東アジアの非核化と安全保障』、法律文化社、2018 年、頁 24-39

条件を明らかにしており、朝鮮戦争終結とそれに伴う米国の敵視政策の放棄は中でも最も重要な条件としている。

ここでは首尾よく朝鮮半島の非核化が実現した場合を想定しよう。北東アジアの安全保障にとって大きな一歩に違いないものの、それが NEA-NWFZ に直結するとは限らず、残念ながらその保証もない。ただ、予断を許さない情勢が続く中であっても、NWFZ 構想を目標として掲げることが、地域の安全環境改善に役立つ側面があることは明記しておきたい。朝鮮半島の非核化が、NWFZ 条約として実現した場合、この韓国と北朝鮮が日本に NEA-NWFZ 構想に参加を要請してくる可能性もある。日本が、NEA-NWFZ 構想に消極的な姿勢を示し続けることは地域の安全環境にかえってマイナスとなることも十分に考えられる。

ただ、朝鮮半島の非核化を NEA-NWFZ につなげていくには、さまざまなハードルを越えていく必要があるのも現実である。最大の理由は、核武装した北朝鮮を含めた北東アジアでは、朝鮮半島の非核化に成功したとしても地政学的発想に基づく力のせめぎあい、ナショナリズム的な外交安全保障政策がすぐさま解消するとは考えにくいところにある。

日本は北朝鮮の核兵器開発問題とは別に拉致問題を抱えているほか、国交正常化や戦後処理問題にも向き合わないといけない。さらには中国とロシア、韓国との間で領土問題を抱えており、それが地政学的発想の動力にもなっている。朝鮮戦争終結、朝鮮半島非核化を受けて在韓米軍が縮小に向かった場合には、朝鮮半島での中国のプレゼンスが拡大するのではないかと懸念も日本政府内にはある。中国に対抗すべく、日米同盟は連携を深めて防衛力強化にさらに傾斜する可能性もあると思われる。その結果、北東アジアでは軍拡競争につながるシナリオも想定しうるが、そうなってしまえば地域が不安定化するリスクが高まる。

これらの厳しい安全保障環境を緩和する意味でも、将来の NEA-NWFZ 設置を念頭に置きながら北東アジア全体の安定と平和を構築していく、すなわち上記の問題にも対処できるようなこの地域での包括的安全保障の枠組みを NWFZ 設置構想と並行して進めていくことが必要と考えられる。

3. NEA-NWFZ と新たな安全保障の枠組み

2018 年には北東アジアの安全保障環境に変化の兆しが見えたことを念頭に置きながら、長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) と韓国・世宗研究所は、「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル」(PSNA、事務局・RECNA) の協力を得て、政策提言「朝鮮半島の平和から北東アジア非核兵器地帯へ」をまとめた。その中で、朝鮮半島の非核化を実現すると同時に、その過程において、NEA-NWFZ につながるような包括的な安全保障の枠組みを構築していく「複線的アプローチ」を提案した。その概要は以下の通りである。

- (a) 米朝非核化交渉 トランプ政権が採用してきた一括妥結の「オール・オア・ナッシング (全か無か)」の アプローチではなく、互惠的なステップ・バイ・ステップ (段階的) アプローチをとるのがいい。非核化交渉を複雑にしないために、核兵器の問題と、化学・生物兵器の問題 とを切り離し、別々に扱うのが得策である。米朝合意には、大

量破壊兵器関連技術・物資の非国家主体への密売防止のために、国連安保理決議 1540 に基づく義務に関して北朝鮮の政府高官や技術官を訓練することを含める。危機の回避、管理、解決に資するような、リアルタイムの軍事通信システム確保を交渉する。

- (b) 包括的な安全保障の枠組み 国境を越えた協力関係や、「政府レベル以外」の主体による共通課題についての調整と調和、さらには市場での標準や共生的な社会生活に関する制度のガバナンスを通じて、包括的な安全保障の枠組みを創設する。その際、市民社会の役割の強化を図る。新たな枠組みのもとで、地域における核軍備増強の緩和ならびに軍縮を目指す。地域のエネルギー安全保障を強めるような手段も進める。それによってエネルギーに関する地域の相互依存関係を活用・創生する共通戦略や協働計画を発展させることを目指す。政府高官や民間のエネルギー投資家、公益事業管理者が参加する地域エネルギー計画・インフラに関するタスクフォースの設置を通じて、地域のエネルギー安全保障を強化する。

こうした形で、朝鮮半島非核化と包括的な安全保障の枠組みづくりを並行して進めていくためにも、できるだけ早い時期に、米国、日本、韓国、北朝鮮は、北東アジア地域全体における和解、持続的な安全保障、平和、繁栄の達成を目指した北東アジアでの友好協力条約（TAC）の交渉開始を約束すべきであるとも提言した。参考にしたのは、東南アジア諸国連合（ASEAN）の TAC である。1976 年の ASEAN 首脳会議で、「ベトナム戦争後の東南アジア地域における永続的平和と安全を確保するための方法及びそのための地域協力のあり方についての法的枠組みの必要性」が提起された。その結果、同会議の場において当時の ASEAN 加盟国だったインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 5 カ国が TAC を締結した。東南アジアで NWFZ が設置されたのも、この TAC での協力関係構築の延長戦上の展開だったことから、北東アジアでもそれに倣う価値があると考えられる。

4. NEA-NWFZ がもたらす地域安全保障への効用

上記のようなプロセスが進むことで、地域の信頼醸成が構築されるメリットは大きいですが、NEA-NWFZ に安全保障上の明確で具体的な効用がないと、関係諸国は NEA-NWFZ には消極的な態度を向けたままとなる可能性がある。ここでは主に日本の視点から、国家安全保障、地域安全保障への効用について考えてみることにする。

(a) 既存の NWFZ は、核兵器国による消極的安全保証を法的に義務付ける議定書を伴っており、NEA-NWFZ も同様と考えられる。中国、ロシアが議定書を批准すれば、日本はこの両国から核攻撃は受けないという法的約束を得られることになる。核保有国の中で唯一、中国は「非核兵器国および非核地帯に対し、核兵器を使用もしくは使用の威嚇を行わないと

保証する」⁷¹と無条件での消極的安全保証を宣言している。5つのNWFZの議定書のうち、東南アジアに関するバンコク条約のみ未批准だが、あとの4つは批准済みである。中国は非核地帯以外の非核兵器国に対しても消極的安全保証を宣言しているが、一方的宣言であって法的拘束力もないため、信頼性に疑問を抱く意見が少なくない。仮にNEA-NWFZの議定書を中国が批准すれば、消極的安全保証は法的義務に格上げされることになり、中国の核使用に対する強力な抑止力になるだろう。消極的安全保証の信頼性を高めるために、中国の核政策について「透明性」向上を求める根拠を得ることにもなるだろう。ロシアの核戦略は核の先制使用を排除しておらず、仮にNEA-NWFZの議定書をロシアが批准すれば日本の安全保障にとって大きな効用となりうる。

(b) NWFZの大きな目的は域内に核兵器を配備しないことであり、日本が参加する場合もこれを遵守する法的な義務が発生する。この点は、同盟国の核兵器配備を容認しているNPTとは大きく異なる点である。

領域内の核兵器配備について日本は、非核三原則に基づいて禁止対象にしているが、法的拘束力まではともなっていない。野党が非核三原則の法制化を求めたこともあるが、日本政府は一貫して消極的であった。米国の核戦略への配慮が背景にあったと考えられるが、NEA-NWFZに入ることは、「国是」と位置付けながらも政治的な意思表示にとどめてきた非核三原則に対して、国際的に法的拘束力を持たせるのと同様であることを意味する。

これには安全保障の観点からは、賛否両論が展開されると考えられる。反対派の懸念として考えられるのは、やはり米国の核戦略への配慮が大きいと推定される。核抑止論では一般に、選択肢の幅を広げておくのが得策で、狭めるのはマイナスになるとの考え方が根強い。この考え方からするとNEA-NWFZは核の傘の機能に悪影響を与えたとの立論になると考えられる。しかしながら、後述するようにNEA-NWFZが設置されて日本が加わった場合には、そもそも核の傘の役割が大幅に低下する状況にあると考えられ、核の傘への悪影響はNEA-NWFZ参加を拒むほどの重大な理由にはなりにくいだろう。逆に日本が参加を拒むことで、地域の緊張関係が悪化する面も否定できない。

逆に、日本領域内に核兵器を配備しないことを法的に担保することは、上記の消極的安全保証の信頼性を高める効果を期待できる。非核三原則に法的拘束力がない状態では、中国やロシアは「いずれ日本も、かつての韓国のように米国の核配備を受け入れるのでは」との猜疑心を抱くだろう。NEA-NWFZに参加して、米国の核配備を違法化すればそうした猜疑心払拭に役立つだけでなく、日本を核攻撃する理由、根拠を減らすことにも資するだろう。それはすなわち、日本に対する消極的安全保証の信頼性を高める効用を生み出せる。

⁷¹ Thomas Bernauer "Nuclear Issues on the Agenda of the Conference on Disarmament", UNIDIR, 1991, p.8 <https://www.unidir.org/files/publications/pdfs/nuclear-issues-on-the-agenda-of-the-conference-on-disarmament-en-445.pdf>, accessed January 18, 2020

(c) 日本の安全保障の関連では、核の傘がどうなるかも大きな論点となるに違いない。中国やロシアが議定書によって消極的安全保証に法的義務を負えば、日本に対する核使用は第一に、この法的義務によって日常的に抑止される状態になる。仮に中国、あるいはロシアが消極的安全保証を反故にして日本に核攻撃した場合には、日米安全保障条約に基づいて米国が核で報復する可能性も、状況によってはありうるだろう。その限りにおいて、核の傘は残り続けるとも考えられる。先述のように、NWFZ 内にいるオーストラリアは引き続き、米国の核の傘を国家安全保障の中に組みとどめている。このケースと重ね合わせると、日本の場合も同様な状態に落ち着く選択肢も残される可能性はある。ただ、その場合でも、核の傘を日米同盟の中心的存在に位置付ける現在の姿とは大きく異なる状態になり、日本における安全保障上の核の傘依存度は大きく減少する公算が大きい。

米中ロの核保有国間の核抑止は NEA-NWFZ が実現した段階でも消えることがないと考えるのが現実的だろう。核軍拡競争は今、米中ロが三すくみで進んでいるような状態であり、それぞれが他の二国を見ながら核抑止を安全保障上の大きな柱として位置づけ続けるだろう。加えてトランプ政権の米国、プーチン政権のロシアは、非核兵器による大規模攻撃に対しても核兵器による報復を強く示唆し、核抑止の対象を拡大しているのが現況である。こうした核戦略のもとで考えられるシナリオとしては、消極的安全保証を約束している核保有国による同盟国（たとえば米国の同盟国である日本）への大規模な非核兵器による攻撃を抑止するために、核の傘活用の余地を残すべきとの意見が出てくることも予想される。

ただ、それでも、北朝鮮非核化を前提にした NEA-NWFZ が設置され、前記のような包括的な安全保障枠組みが機能するようになっていけば、核の傘の役割は実質的に大幅に低下すると考えられる。既存の NWFZ の締約国がおおむね核兵器との関わりを低下させる目的をもって NWFZ に加わってきた歴史的経緯と照らし合わせると、NEA-NWFZ が設置された段階では、この地域でも同様なことが現実化する公算は大きいと推察される。

(d) NEA-NWFZ は北朝鮮の非核化も伴っているだけに、北朝鮮の核を想定した配備されてきた日本のミサイル防衛政策にも大きな影響を与えられよう。北朝鮮が非核化したあとは対中向けのミサイル防衛に転換するアイデアも日本国内にあるが、中国が NEA-NWFZ の議定書を批准すれば、ミサイル防衛の必要性は著しく低下する。ロシアに対しても同様である。NEA-NWFZ 本体で北朝鮮非核化を担保し、議定書で中国、ロシアの日本への核攻撃を違法化すれば、①ミサイル防衛の縮小あるいは撤収、②核の傘の大幅縮小といった展開の可能性も考えあわせると、米中ロを含めた地域的な軍備管理交渉への条件整備にもつながると考えられる。また北朝鮮の非核化を検証する意味でも、NWFZ 条約の下で、法的拘束力をもった検証措置制度が地域で確立されることも重要だ。

NEA-NWFZ がまさに、「世界及び地域の平和と安定を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的の実現に貢献」（2010 年 NPT 再検討会議の議長総括）することが肝要で

ある。NEA-NWFZ によって域内が非核化され、域内の非核国への消極的安全保証が実現することにとどまることなく、核兵器の役割を低下させ、米中ロの新たな核軍縮を並走させ、促進するような機能を果たしていく必要がある。

それが、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」への傾斜が目立つ NPT を、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」へと軌道修正していくプロセスにおいて、非常に大きな貢献ともなるだろう。

Ⅲ章 アクター論：誰がどう行動するのか

1. 核保有国、核の傘国、核兵器禁止条約支持国

吉田 文彦

発効までの条件が徐々に整いつつある核兵器禁止条約（TPNW）と、半世紀にわたって核軍縮・不拡散政策の基盤になってきた核不拡散条約（NPT）のふたつが併存する時代が近づいている。それを前提に、どのようなアクター（行動主体）がどのように行動していくことが大切なのか。この章ではそこを主題に考えてみることにする。本節ではアクターの中でも引き続き重要な機能を担っている主権国家について、核保有国、核の傘国、核兵器禁止条約支持国の3つに分けて、果たすべき役割、とるべき行動について記すことにしたい。

1. 核保有国

NPT の第9条は、この条約で言う「核兵器国」とは1967年1月1日以前に「核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と規定しており、それがNPTによって核保有を「公認」されている米国、ソ連（ロシア）、中国、英国、フランスをさしている。この5カ国にとって、ここ半世紀におけるNPTに関する最大の成果は1995年にNPTの無期限延長が決定されたことだろう。これによって、核保有五か国は核廃絶にあたるか、自主的に核廃棄するまでの間、「公認」保有を継続できることになったわけだ。

NPTに加わっている非核国が無期限延長を受け入れたのは、これを契機に核保有国が軍縮にもっと本気に取り組むとの期待を込めてのことだった。1995年のNPT無期限延長・再検討会議で採択された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」には、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効とCTBT発効までの核実験の一時停止、核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の5年以内締結などとともに、核兵器国による核廃絶への「明確な約束」が盛り込まれた⁷²。これを新たな始点にして核軍縮が進むとの期待を抱いたのであった。1996年には国際司法裁判所（ICJ）が、「核兵器の使用・核兵器による威嚇」の違法性（合法性）について勧告的意見を出したが、その中で、NPT第6条の規定を踏まえて、「すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行い、かつ完結させる義務が存在する」との見解を示した⁷³。ただ交渉するだけではなく、核軍縮という「結論を義務付けている」との考えである。

しかし、現実には期待に迫いつかなかった。その後のNPT再検討会議でも核軍縮を促す意

⁷² 最終文書の全文は以下に掲載

https://unoda-web.s3-accelerate.amazonaws.com/wp-content/uploads/assets/WMD/Nuclear/1995-NPT/pdf/1995-NY-NPTReviewConference-FinalDocumentDecision_2.pdf

⁷³ ICJの勧告的意見の全文は以下に掲載

<https://www.icj-cij.org/files/case-related/95/095-19960708-ADV-01-00-EN.pdf>

見がたくさん示されたものの、残念ながら I 章で指摘されているように、核軍縮の進展は非核国の期待とは程遠い状態に陥っている。

1995 年の会議の議長として合意をとりまとめたジャヤンタ・ダナパラ氏（元スリランカ大使、元国連事務次長）は 2007 年の段階で、「あの時(1995 年の会議)の信頼は裏切られた」として、以下のように述懐していた。「核拡散による混乱を避けるため、無期限に延長したい。核保有国は軍縮に努力する。核保有国はそう働きかけてきた。NPT は元来不平等だが、彼らの言葉を信じた」。ダナパラ氏は交渉の裏舞台で精力的な説得工作を行い、無期限延長の採択に何とかこぎつけた。だが、「軍縮に努力する」との核保有国の言葉は期待値を下回る結果しか、生み出してこなかった。「これでは、95 年の約束は反故にされたようなものだ」⁷⁴。ダナパラ氏が今から 13 年前に抱いていた苦い思いは、2020 年の段階で多くの非核国が抱く不満と共鳴していることだろう。

無期限延長当時に、ウィリアム・ペリー氏は米国の国防長官を務めていた。ペリー氏は 2007 年に、ジョージ・シュルツ元国務長官、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官、サム・ナン元上院軍事委員長と連名で小論をウォールストリートジャーナル紙に寄稿し、「核のない世界」を目指すよう提言した。そのペリー氏が著書（近刊）で、NPT の無期限延長について以下のように記している。

「振り返って、NPT の無期限延長は誤りであったと明記しておこう。非核保有国は条約の延長に期限を切る権利を放棄すれば、大きな核軍縮の進展に向けた影響力を失うと懸念していた。彼らは正しかった。1995 年の主要な約束は CTBT[包括的核実験禁止条約]を実現することであったが、まだ達成されていない。新 START[新戦略兵器削減条約]を除けば、過去 25 年間、軍縮にはほとんど進展がないし、後戻りしていることも多い。こうした進展の後れが、核兵器禁止条約を求める運動の盛り上がりにつながった。2020 年か 2021 年に NPT 発効 50 年を迎える国際会議が開かれ、条約の効果が再検討される。我々はこのイベントが核保有国と非核保有国に分裂してのしり合うものになるだろうと予測している。25 年前は、核保有国が軍縮に関与することを説明し、条約延長のために非核保有国を説得しなければならなかった。今、条約は無期限であり、核保有国は実質的に NPT を無視しているので、この問題に国際的な関心を向ける大きな『てこ』のようなものを失っているのだ」⁷⁵。

もちろん、ダナパラ氏やペリー氏の見立てに異論もあるだろうが、共感する人たちも多いことだろう。無期限延長が「公認」核保有国にとって有利に作用し、NPT が「安全保障条約」の色彩を強めている大きな原因になっている。もはや、無期限延長は覆らないと考えられる。それが現実であるにしても、米国、ロシア、中国、英国、フランスが無期限延長決定の結果、自分たちの事情と判断で核軍縮を話し合えばよく、よって核軍縮のペースが遅くて

⁷⁴ 吉田文彦「核保有国に裏切られた」、朝日新聞夕刊、2007 年 12 月 8 日

⁷⁵ ウィリアム・ペリー、訳者・田井中雅人、監修・吉田文彦『核のボタン』朝日新聞出版、2020 年、p 253

も NPT に悪影響は及ばないと高をくくっているようでは、非核保有国の間で NPT 懐疑論が強まるだろう。ペリー氏が予測するように、次回の NPT 再検討会議が「核保有国と非核保有国に分裂してののしり合うものになる」とすれば、NPT の求心力が一気に弱まるリスクを秘めている。

「公認」核保有国はまず、多くの非核保有国にとって NPT が核軍縮・不拡散を徹底する「核廃絶に向けた軍備管理条約」であることを自覚し、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」への偏りを思い切って是正することが不可欠である。ペリー氏が記しているような、「条約は無期限であり、核保有国は実質的に NPT を無視している」状態が継続するようでは、非核保有国の NPT 軽視が加速し、最悪の場合は脱退が続出して、今度は「公認」核保有国があわてる事態となりかねない。

2. 核の傘国

核保有国の核の傘に依存する諸国にとっては、TPNW 交渉に参加するかどうかは、「踏み絵」を突きつけられたような状況でもあった。TPNW に加わると核の傘の提供国との関係悪化や核の傘からの脱却の問題などに直面する可能性があるが、その一方で、「核のない世界」に近づきたいとの思いを共有する核の傘国も少なくなかった。そうした中で、TPNW 交渉に参加するかどうかの判断を迫られた。日本の代表は交渉会議の冒頭で「核兵器国の参加なしにこのような条約を作ろうとする努力は、核兵器国と非核兵器国の間のみならず、非核兵器国間の分裂と分断を深め、ひいては国際社会を分裂させるでしょう。そして核兵器のない世界を達成するという私たちの共通の目標を遠ざけるでしょう」「これまでの議論と検討から、禁止条約というコンセプトでは核兵器国の理解も参加も得られないことが明らかです。さらにこの交渉は、核兵器国と協力して実際に核兵器の廃棄に導くように組み立てられていません。残念ながら現在の状況では、日本がこの会議に建設的かつ誠意をもって参加することは難しいといわねばなりません」との考えを示し⁷⁶、その後は参加しなかった。米国の同盟国の大半も交渉に参加せず、交渉に参加したオランダも条約採択の議決の際には反対票を投じた。

だが、NPT の非核保有国は核の傘国も含め核軍縮を求める立場をとってきており、核廃絶への動きも促してきた。日本などでつくる軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) にも核の傘国が 7 カ国参加しているが、たとえば 2019 年の外相共同声明で「我々は、核兵器廃絶の達成のために、2010 年の NPT 最終文書及び同行動計画に含まれている核兵器国の明確な約束への支持を再確認する」⁷⁷との姿勢を鮮明にしている。2010 年 NPT 再検討会議の最終文書には、「会議は、すべての加盟国が第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、

⁷⁶ 核兵器禁止条約交渉会議における高見澤将林軍縮大使の演説（抜粋訳）は以下を参照。

<http://www.peacedepot.org/nmtr/519-2-2-1/>

⁷⁷ 外相共同声明の全文は以下に掲載

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000541722.pdf>

不可逆性の原則に従い、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束が再確認されたことに留意する」⁷⁸と記されており、核廃絶への努力を核の傘国も基本的に支持していることを意味している。

こうした方針を誠実に進めていけば、核の傘国はいずれかの時点で核抑止依存からの脱却を真剣に検討せざるを得ない。そうでなければ核廃絶への道は開けないからであり、NPT内の非核兵器国は「どの時点でどのように核の傘国の立場を変え、核の傘国ではない非核兵器国と連携して核廃絶に進んでいくか」について、いずれは決断しなければならない立ち位置にある。TPNWによって核の傘国は、想像していたよりもずっと早くこの議論に向き合わざるを得なくなった形である。

日本も含めた核の傘国は現段階では「安全保障環境」が整ってからとの方針に固執し、すぐにはそれを変更しないと考えられるが、前述のように、核の傘にはマイナス面も多く、安全保障政策としても疑問点が多いことは十分に考慮されるべきである。

オバマ政権で大統領特別補佐官をつとめたジョン・ウォルフスタール氏とスティーブ・フェッター氏は、日米同盟について以下のように見方を示している。

「米国が核兵器先制使用のオプションを維持することで、通常兵器による日本への攻撃の抑止になっていると、日本政府は明らかに信じている。問題は、いかなる抑止を提供していて、その費用対効果がどうなのかである。通常兵器攻撃への核抑止はただではすまない。そうした脅しは信頼性に欠けているからだ。冷戦期の欧州に見られたように、核の威嚇の信頼性を上げれば、核戦争の恐れが高まる結果が伴う。通常兵力を強化するほうがはるかに良い。核使用に訴える理由がないし、より信頼できる抑止力を与えることになる」⁷⁹

まずは、拡大抑止における核への依存を減らす努力から始め、将来的には核の傘に依存しない安全保障の仕組みを構築していく必要がある。そうでないと核の傘国が核廃絶へ道を滞らせる主体になりかねない。

3. TPNW 支持国（非核保有国で核の傘にも入っていない国）の役割

核保有国・核武装国、それに日本を含む核の傘国の大半は TPNW の条文をつくる交渉にも参加せず、条約採択後も署名・批准に動いてはいない。対立構造の詳細は I 章の「核兵器禁止条約（TPNW）と NPT」に記されているが、この膠着状態から抜け出し、NPT を活用しながら、「核のない世界」への向かっていくには、TPNW 支持国側の柔軟な行動も求められる。

TPNW の交渉過程で重要な役割を果たした外交官の一人であるオーストリアのトーマ

⁷⁸ 2010 年 NPT 再検討会議の最終文書の引用は以下から。

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/importantdocument/un/no1/2-1>

⁷⁹ スティーブ・フェッター、ジョン・ウォルフスタール（翻訳・田井中雅人）、「核先制不使用と信頼性のある抑止力」山口響監修『核兵器禁止条約の時代』、法律文化社、2019 年、頁 127

ス・ハイノツィ氏は最近の論文の中で以下のように振り返っている。

「(TPNW の) 交渉では、核兵器不拡散条約 (NPT) との完全な両立性を確保するため、細心の注意が払われた。この目標は達成された」「NPT の他の柱と同様に、軍縮の柱の目的とする『核兵器のない世界』の達成は、さらなる法的手段なしには実現不可能である。NPT 第 6 条を完全に履行するためには、核兵器を禁止する法的拘束力のある規範の創設が不可欠である。2017 年 7 月 7 日の TPNW の採択は、このための法的文書をもたらした」⁸⁰

これは TPNW 支持国側が繰り返し強調していることだが、TPNW は NPT にとって代わるためにつくられたものではなく、核廃絶という目標を実現するために「完全な両立性を確保」を念頭に置いてきた。その基本線を端的に表現したのが、ハイノツィ論文での表現と言えるだろう。

では、核廃絶に向けたアクターとして、非核兵器国であり、かつ核の傘国ではない TPNW 支持国はどのような点に強く留意して行動していくのが得策なのだろうか。

こうした諸国にとって大事なことは、TPNW 締約国を早く拡大して、核兵器に「悪の烙印」を押すこと (stigmatization) であり、核兵器に頼る安全保障政策が合理的でない (delegitimization) との理解を広め、国際社会や安全保障政策における核兵器の居場所を少なくしていくこと、さらにはなくしていくことである。

TPNW の交渉会議で日本の代表は「もっとも重要なことは、核兵器国を含む国々の間に信頼と信用を構築し、そのことをとおした二国間、多国間の努力によって、核兵器を削減するための具体的な措置の合意など、様々な現実的で実際的な措置を積み重ねること」と強調したうえで、「核兵器国、非核兵器国を含むすべての国の行動をとおして、このような努力を積み重ねた後に、私たちの『漸進的アプローチ』がいう、核兵器の数が極めて少ない『最少化地点』に到達することが期待されます。この地点が手に届くようになって初めて、私たちは、核兵器のない世界に向かう最後のビルディング・ブロックとして、効果的で意味ある法的文書を作成することができるようになるでしょう」との見方をしている。

こうした立場は、stigmatization と delegitimization と真っ向から矛盾するものではなく、一定の時間をかけて核兵器への依存、核兵器の役割を減少させ、「漸進的アプローチ」を通じてやがて「最少化地点」に到達するためには、むしろ有効な方法と考えられる。核軍縮の進め方、その速度について TPNW 支持国と、核保有国・核の傘国との間に違いがあるのは事実だが、違いが「分断」という答えにしか結びつかないわけではないだろう。

以上のような成果をあげるにはまず、TPNW 支持国ができるだけ多くの核の傘国との連携を強めることが必要条件だろう。締約国会議に多くの核の傘国がオブザーバーとして参加できるようにし、連携に向けた率直な意見交換をすべきだろう。そこでは、核保有 5 カ国

⁸⁰ Thomas Hajnoczi, “The Relationship between the NPT and the TPNW”, *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Volume 3, 2020 – Issue 1, p.87

<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2020.1738815>

に核軍縮交渉義務を負わせている唯一の条約である NPT の第 6 条に基づいて行動を共にしていける内容について詰めていくことが必要だろう。NPT 第 6 条を基盤にして核保有 5 カ国に軍縮を促していく際、TPNW による核兵器の stigmatization, delegitimization の加速は、核の傘国とても必ずしもマイナスではないはずであり、連携強化のプラス作用を冷静に評価していくことが大切と考える。

2. これから被爆地が果たすべき役割

朝長 万左男

1. はじめに

今年は広島・長崎の原爆投下から 75 周年の節目である。その投下から 25 年目の 1970 年に NPT が発効した。この 25 年間には、幸い冷戦から世界大戦が勃発することはなく、また 3 度目の核兵器が使われることもなかった。今や核使用は許されないという国際規範も確立していると考えられる人も多い。

本稿は NPT 発効から 2017 年 7 月 7 日の核兵器禁止条約 (TPNW) 成立までの期間にヒバクシャを先頭に被爆地の市民社会が核兵器廃絶運動に果たしてきた役割を振り返るとともに、今後 TPNW が発効し新たな核軍縮のステージとも呼ぶべき時代が始まると予測して、そこで果たすべき被爆地の役割を考えてみたい。

2. NPT 発効までに被爆地が果たした役割

発効までの 25 年間には朝鮮戦争に始まり、ベトナム戦争や、キューバ核危機、中東戦争、イスラエルの核保有、印パ戦争、アフガニスタン紛争など重大な出来事が続いていた。この間も核軍縮を推進しようという世界の意思は強く、NPT が発効したことは人類史に刻まれるエポックであった。この間、核廃絶を求める世界の市民の訴えは、1955 年のラッセル・アインシュタイン宣言に始まり、広島、長崎の被爆地においても日本の戦後の復興が進むとともに、ヒバクシャの若者たちが、同じ人類に 3 度目の核被害を経験させたくないという必死の思いによって核廃絶運動が始まった。1954 年のビキニの水爆実験によりまたもや日本人漁船員が放射性降下物に被曝するという事態に、全国的に核廃絶運動が広がった。それは毎年、広島・長崎で世界大会を開催するまでになった。

ヒバクシャが国連の公式会議ではじめて演説をしたのは 1982 年の第 2 回国連軍縮特別総会における長崎の山口仙二氏であり、有名な「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ」の叫びが反響を巻き起こした。その後、ヒバクシャの国際会議への参加の機会は増えていき、NPT の発効後、5 年に 1 回開催される NPT 再検討会議にはその他の市民社会を代表する多くの NGO とともに参加し続けることとなった。このようにして被爆地のヒバクシャの悲惨な体験の証言は世界に広く発信されるようになり、核爆発の実相への理解が進んだ。

3. NPT のピーク

世界は部分核実験禁止条約 (PTBT) を 1963 年に成立させることに成功した。NPT レジーム下では、核兵器の中で最も大量に生産配備された中距離核戦力全廃 (INF) 条約が成立したのが 1988 年であり、冷戦終結とソ連邦の解体という世界史上の政治的大変動を背景にしたものであった。1996 年には包括的核実験禁止 (CTBT) 条約の署名 (未発効) がこれに続いた。米ソの核弾頭を中心に実質的な核軍縮が実現され、7 万発以上の核弾頭数は急速

に2万発を切るまでに減り、現在は約13,400発となっている。

これらの条約はNPTレジームにおける最も重要な成果であり、同時に今振り返るとこの時がNPTのピークの時期であったともいえる。2009年に大統領に就任した直後のオバマ氏のプラハ演説で、核廃絶の約束が表明され、一気に世界の機運が高まった。さらに米ロの和解が進み、2011年には新戦略兵器削減条約（新START）が発効し、世界は核軍縮の道を順調に歩むかに見えた。2016年には米国大統領としてはじめてオバマ大統領が広島市を訪問し、人類が科学の知恵で核兵器を作り出したが、その廃絶に成功するためには、倫理的知恵が必須であることを強調した。

以上のような重要な条約の成立・発効は、これまでの国連における被爆地からのヒバクシャおよび市民の国際的な活動の結果でもあったと言える。

4. NPT レジームの翳り

NPTの活動でもう一つの大きな課題である1993年にクリントン大統領が提案した兵器用核分裂性物質生産禁止（FMCT、いわゆるカットオフ）条約のジュネーブ核軍縮会議から翳りが見え始める。この軍縮会議における決議は全会一致とする規約の存在があだとなって、2010年になってもパキスタン1カ国の反対で一向に会議は行われなくなった。このような遅滞が次第に非核兵器国の間に不満がマグマのようにたまる原因となった。2010年頃より米国による冷戦終結後の一極支配が崩れ始め、核弾頭数の減少にもブレーキがかかるようになった。

非核兵器国ののみならず市民社会・ヒバクシャにおいても核保有国に対する不満とNPTレジームそのものに対する批判が強まっていった。ヒバクシャたちはそれでも声をからしての核廃絶を訴え続けていたが、核保有国には届かず、もう核廃絶はできないという悲観論がヒバクシャには蔓延していった。

5. 核兵器の非人道性に関する国際コンセンサスによる突破口

米国の一極支配も陰りを見せ始め、2010年頃より非核兵器国を中心に非人道性の国際コンセンサス形成の動きが出始めた。その運動は将来の核兵器禁止条約の成立を見据えたものになって行く。世界のNGOは核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）などに集結して非核兵器国のオーストリア、メキシコなどのリーダー国との強力な連帯が形成され、大きなうねりとなって、2013年のオスロにおける第1回核兵器の人道的側面に関する国際会議が開催された。当初躊躇した日本政府も参加を決断し、被団協の田中熙巳事務局長と長崎からは朝長が政府代表の一員として参加した。田中氏は核なき世界の実現を訴え、朝長は戦後半世紀にわたるヒバクシャの放射線被曝による後障害研究の結論として「後障害の生涯持続性がヒバクシャの放射線被曝による遺伝子損傷によること」を報告し、非人道性の証明を行った。

次いで2014年のメキシコ（ナヤリット）の第2回会議は、冒頭に2時間におよぶヒバク

シャの特別セッションがセットされ、ヒバクシャ証言と核なき世界の要求から始まった。同じ2014年の第3回のウイーン会議では人道的結末に関する国際共同声明によって核兵器の非人道性の国際コンセンサスがここに確立した。この会議にはそれまで出席していなかった米国と英国の代表が加わった。

6. 核兵器禁止条約（TPNW）の成立と被爆地の果たした役割

核兵器の非人道性の国際コンセンサス確立は2017年7月7日に成立した核兵器禁止条約（TPNW）に直結して行った。条約の国連での多国間交渉会議のあらゆる場においてヒバクシャと被爆地の市民社会は出席を重ね、その存在感を示した。今、条約は39カ国が批准し、発効が間近となっている。カナダのサーロー節子さんに代表されるヒバクシャとICANなどのNGOの国連の場における連帯は、非核兵器国のリーダーを激励し続け、ついに122カ国の賛成多数で条約は成立した。

7. TPNWをめぐる「分断」と被爆地の役割

TPNW 成立時から全く本条約を無視し続ける核兵器国とその核の傘のもとにある我が国や EU 諸国のような同盟国の署名拒否はその後も強固に続いており、非核兵器国と市民社会の連帯による核兵器国を巻き込む批准促進運動は成果が認められない。今や、2つのグループ間の対立はもはや「分断」と呼ぶべき様相を呈している。

TPNW は NPT において欠如していた核兵器の製造から配備までの禁止条項を設定した人類史上初の禁止条約である。にもかかわらず、国連の枠組みでは署名と批准をしない国々への条約発効後の効力はほとんどないといわれている。核兵器国に対してじわじわと条約の圧力がかかると期待する声もあるが、難しいのではないだろうか。

ICAN をはじめとする市民社会としては今後いかなる目標を自ら掲げてこの「分断」の難局に立ち向かうべきか、そろそろ真剣な検討を要する。これが NPT50 年目の核軍縮の運動の現実である。

国連の核軍縮の討議への市民社会の広範な参画は、TPNW の提案から採択に至る約5年間の最終ステージにおいて、その規模（人員）と影響力の強さにおいて、国連史上最高のレベルに達したことは間違いない。しかしこれからこの「分断」の克服は容易ならざるテーマになるであろう。

8. 核軍縮の新ステージを切り開く被爆地からの発信

日本政府（2017年当時の岸田外務大臣）はこの「分断」を克服するべく「核軍縮の実質的進展のための賢人会議」を設置し、16人のメンバーによる討議が2年間にわたって続けられ、2020年4～5月のNPT再検討会議に日本政府が提案すべき、6つの困難な課題を報告した。そのうちの最大の困難な課題は核抑止政策によって維持される核依存国の核体制の変更をいかにして実現するかである。そのためにはまずは分断の双方の対話による信頼

醸成を実現しなければならない。

NPT と TPNW の相互の並立する事態をいかに整理していくかも重要である。TPNW の禁止事項は NPT において欠落している部分であり、相互補完は、核軍縮の枠組みを完全なものとする非核兵器国や ICAN は主張する。このような補完体制のあり方の議論をどのような国際会議として行うか、市民社会を含む会議体制の確立は重要である。ヒバクシャからも進んで提案すべきである。これがこれからの核軍縮運動の新ステージである。

TPNW 発効後の同再検討会議にはオブザーバーとして核保有国およびその同盟国の代表を招いて、相互補完の対話と協議をもち、いかなる条件を満たせば、核保有国も TPNW に署名し、加盟できるかその方策の検討は喫緊の課題である。日本政府も積極的にこのような協議をリードすべきではないか。日本政府には「分断」克服のリーダーシップをとるよう要請し続ける。

9. 結び

被爆地では、ヒバクシャの平均年齢が 75 年目の今年 83 歳に達している。高齢化とヒバクシャの減少はこれからもますます進むが、生存する約 13 万人のヒバクシャのうち 0 歳児のヒバクシャは 75 歳であり、まだ元気な 70 才代のヒバクシャで活発に活動している方も多い。自らの被爆体験の証言は語れないものの、先輩ヒバクシャの悲惨極まる被爆体験の継承をしつつ、分断克服の先頭に立って活動できるものと確信する。日本国内でも、世界の各国でも次々に新たな世代が誕生してくる。彼らこそが「核なき世界」を実現する世代なのである。核廃絶の意思と知識を強固に持つよう彼らを「教育」することこそ被爆地の最大の責務であろう。

3. 被爆した新聞社の使命

宮崎 智三

最近だと、広島県選出の国会議員夫妻による大規模な買収事件の報道によって、中国新聞を知った人もいるだろう。もともと広島県以外の人には、それほど知られていなかった。それでも被爆地広島に拠点を置くメディアとして、戦後一貫して原爆・平和報道に力を入れてきたことは自負できる。

原爆、そして核による被害の実態に迫り、それを広く伝えることを原爆・平和報道の柱としてきた。特に被害については、たった一発の爆弾が多くの人を殺害し、街を破壊したということにとどまらない。原爆特有の放射線による人体影響もあり、両面から被害を追わないと、実態は解明できない。

当初の報道では、足元にいる被爆者にしか目が向いていなかった。やがて返還前の沖縄や軍事政権下の韓国にまで足を延ばし、広島・長崎の被爆者を取材するようになっていく。

1980年代には視野を世界にまで広げた。原爆被爆者だけではなく、ウラン採掘から原発まで、さまざまな背景を持つ被曝者（ひばくしゃ）を地球上のあちこちに訪ね歩き、連載「世界のヒバクシャ」を展開した。

原爆投下から75年の節目である今年は、「ヒロシマの空白」に迫る連載を走らせた。中心部に原爆が落とされ、街の機能は壊滅的打撃を受けた。そのため、原爆死没者の正確な人数など、今なお実態の分からないことが多く残る。

今年の連載は、1960年代に呼び掛けられた原爆被災白書づくりにも呼応している。原爆被害の全体像を国の責任で調査すべきだという運動を提唱したのが、私たちの大先輩で論説主幹を務めた故・金井利博氏（1914-74年）である。彼の残した次の言葉に、私たちが原爆報道に向き合うべきスタンスが示されている。「原爆は威力として知られたか。人間的悲惨さとして知られたか」

当時は東西冷戦下で、米国とソ連による核軍拡競争が激しさを増していた。核兵器はどれだけ敵に打撃を与えられるか、つまり威力だけで語られがちだった。核兵器の爆発によって生じる、きのこ雲の下で何が起きたかを知ろうとする視点を欠いていた。

投下直後の地獄のような惨状、たとえ生き延びたとしても生涯にわたって続く放射線による健康不安の恐れ…。「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」。そう訴える多くの被爆者に対し、核兵器保有国の指導者ら国際政治を動かす人々は、なかなか目を向けてこなかった。

だからこそ私たちは、原爆や核による被害の実態、つまりは人間的悲惨さを掘り起こし、広く国内外に伝えていくという、そんな重い責任を背負っていると考えてきた。

なぜそこまでするのか。中国新聞は、戦前から広島にあった多くの組織や企業と同様、原爆投下で多くの犠牲者を出した。当時の従業員のおよそ3分の1に当たる114人を亡くした。新聞社という組織ではあっても、自らを「被爆者」だと位置付けている。ひたむきな

原爆・平和報道は、悲惨な体験の中から培われた使命感に基づいているのだろう。

伝える点でも努力を重ねてきた。新聞を読んでいない人たちにいかに伝えるか。その対象として近年は、海外の人まで意識している。例えば連載「世界のヒバクシャ」は英語に翻訳して本にした。

21 世紀になると、インターネットという新たなツールを使い、日英 2 言語での国内外発信に乗り出した。自前のウェブサイト「ヒロシマ平和メディアセンター」を開設し、原爆・平和関連の中国新聞の記事や被爆者の証言、論評、コラムなどを英訳して載せている。もちろん、「世界のヒバクシャ」の英訳版 < *EXPOSURE – VICTIMS OF RADIATION SPEAK OUT* > も全て読める。

原爆投下から 70 年となる 2015 年を前に、中国語、フランス語、ロシア語に翻訳した記事の掲載もスタートさせ、今は日、英を含む計 5 言語で発信している。気付いた人もいるだろうが、日本語以外の 4 言語は、国連安全保障理事会の常任理事国でもある核兵器保有国、P5 の言語だ。核兵器を持つ国の人々に、自分たちが核で攻撃されたらどうなるかを知ってもらい、核の危険性を認識してほしいという思いの反映である。

今年 3 月で発効して半世紀になった核不拡散条約（NPT）の再検討会議も今や重要な取材対象だ。2000 年からは毎回、1 カ月にわたる会議の取材に記者を派遣している。

私自身は 2005 年の NPT 再検討会議を取材した。核軍縮に背を向けるブッシュ（子）米政権の下で、会議は「失敗」に終わった。核兵器なんて必要ない考える人は世界では多数派のはず。しかし、その願いの実現を阻む国際政治の壁の厚さを実感した。

縁もゆかりもなかった広島で記者になって今年春で 35 年になった。核廃絶を求める運動の先頭に立ったり、草の根活動を地道に続けたりしている多くの被爆者の取材を重ね、いま強く思う。核兵器は廃絶できる、と。しかも年々確かな思いになっている。

もちろん、被爆者たちが願うスピードでは進みそうにない。課題や不安材料を挙げれば、きりがなさそう。立ちの壁の分厚さや高さにめげそうになることはあったし、これから進む道も決して平坦ではなく、先行きは相当大変だろうと覚悟せざるを得ない。

それでも確信している。時間はかかるかもしれないが、多くの人が願い続ければ良い方向に向かうはずだ、と。

入社直前に訪れた、東西冷戦の象徴だったベルリンの壁を思い出す。堅牢で半永久的に存在し続けるとしか思えなかった。実際は、それから 5 年もたたないうちに崩壊した。冷戦も終わった。

壁なんか要らないと思う人が多ければ、いづれなくなる。多くの人が願えば、やがて実現する。核兵器も、人間がつくったという点ではベルリンの壁と同じ。なくそうという人々の思いが強くなれば、なくすことは可能なはずだ。

時代の流れは人々の意識を確実に変える。米国のスミソニアン航空宇宙博物館での原爆展を巡る騒動を振り返って思う。原爆投下から半世紀の 1995 年、原爆の被害についても展示しようとしたが、頓挫した。

米国の退役軍人たちが原爆被害の展示に激しく反対したからだ。原爆が戦争を終わらせたと信じているのに、いまさら原爆投下の是非を問うことは許せなかったに違いない。日米の原爆観の隔たりの大きさを浮かび上がらせた。その時は想像もできなかった。20 年余り後に米国の大統領が広島を訪れる日が来るなんて。

米大統領の被爆地訪問は、世代が代わるにつれて米国人であっても、原爆投下について、より客観的に見られるようになってきた証しではないか。「原爆投下は戦争を終わらせるのに必要だった」という米国政府の見解がいかに怪しいものかが、次第に広く浸透しつつあるのだろう。

そんなふうに、今は到底不可能に思えることでも、年月がたてば、あるいは多くの人が望めば、状況は変化する。確実に。

核兵器禁止条約も、その一例と言える。個人的には多くの国の賛成はなかなか得られず、実現は難しいと正直思っていた。だが実際は 2017 年 7 月に採択され、あと 11 カ国・地域が批准すれば発効する段階にまで達している。

かつて、核兵器がもたらす人間的悲慘さを強調してきた被爆地の訴えに対し、「そんな感情論では冷徹な国際政治は動かない」との批判を耳にしたこともあった。

しかし原爆による被害、とりわけ人間的悲慘さを被爆者らが広く伝えてきたことが禁止条約の実現につながった。もちろん「核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)」をはじめ NGO や、長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) のような研究組織などの尽力があったからこそだが。

核兵器禁止条約に対し、核保有国や、日本をはじめその「核の傘」の下にいる国はいまだに、そっぽを向いている。それでも発効は、もはや時間の問題だ。限界も指摘される NPT と相互補完しつつ、核兵器のない世界への道を切り開く土台にできるし、しなければならぬ。それを後押しするためにも、私たちは核被害の実態を国内外に伝え続ける必要がある。

4. 安全保障政策と市民社会：核兵器廃絶日本 NGO 連絡会を事例として

河合 公明

1. はじめに

日本は、①適切な防衛力の整備、②日米安全保障体制の堅持、③日本を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力や国際平和協力の推進を、安全保障政策の基本としている⁸¹。日本の同盟国であるアメリカは核兵器国であり、日本はアメリカが提供する拡大核抑止（核の傘）によって安全を保障されるという仕組みになっている。

他方で日本は、広島と長崎における原爆投下を経験した唯一の戦争被爆国であり、核兵器のない世界を実現するためのリーダーシップが期待されている。ここに、核兵器のない世界を希求しつつも核兵器に依存するという、日本の安全保障政策上のジレンマが生まれることとなった。そして 2017 年 7 月 7 日には、核兵器を禁止する初めての国際条約である核兵器禁止条約が、ニューヨークの国連本部で行われた交渉会議で採択された。日本の抱えるジレンマは深まるばかりである。

こうした状況下、日本の市民社会は、安全保障をめぐる政策過程でどのような活動を行い、どのような機能を果たしているのだろうか。そして今後の課題はどのようなものだろうか。この分野で活動する市民社会の組織や個人（行為主体）は多様であるが、本稿では、筆者も参与する核兵器廃絶日本 NGO 連絡会⁸²を事例に考察する。

2. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会の活動と機能

一般に政策過程に関与する市民社会の行為主体には、唱導（アドボカシー）の機能や人材育成の機能があるとされる。アドボカシーとは、公共政策や世論、人々の意識や行動などに一定の影響を与えるために、政府や社会に対して行われる主体的な働きかけの総称である。人材育成とは、多様な人々との自発的で豊かな交流を可能にする機会を提供することで、民主主義社会の維持に不可欠な様々な能力を備えた個人を育成する機能である。

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会の活動を見ると、まずあげられるのは、核兵器の問題に関する情報の集約、分析、提供である。例えば同連絡会のウェブサイトには、2019 年に国連本部で開催された NPT 再検討会議第 3 回準備委員会に関する記事が 8 本掲載されている。2017 年の核兵器禁止条約交渉会議については 15 本の記事が掲載されている。これらの記事では、核兵器の廃絶を目指す市民社会の行為主体の視点からの分析と情報提供が行われている。こうした活動は、政府に対する政策提案と一般市民やメディア等に対する意識喚起というアドボカシーの機能を果たすものと見ることができる。

次に、政策過程の主要行為主体である政府（政府セクター）への働きかけである。同連絡

⁸¹ 日本の安全保障政策については、以下を参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kokusai.html>。

⁸² 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、2010 年に発足した核兵器廃絶に向け日本国内で活動する NGO・市民団体の連絡組織。詳細は、以下を参照。<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/about/>。

会は、外務省や政党⁸³等との意見交換を行なっている。また、核兵器をめぐる国際社会の現状と、日本の国会で議論されるべき主たる検討課題についてまとめた国会議員向けのパンフレットを作成している⁸⁴。さらに同連絡会は、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の活動を紹介している⁸⁵。これは、核兵器の問題に取り組む国際的なネットワークの活動を日本国内に紹介することを通じて、日本の市民社会に国際的な文脈と連携の契機を提供しており、地球的な視野でのアドボカシーの機能を果たしていると見ることができる。

働きかけの対象は政府セクターに限らない。市場・経済セクターへの働きかけもある。例えば、三菱 UFJ フィナンシャル・グループが、企業に対する投融資指針を改定して核兵器の製造への融資を禁止すると明記したことが、本年 6 月に報道されている⁸⁶。欧米諸国を中心に核兵器を含む非人道的な兵器の製造への投融資を自制する動きが強まっており、日本でも昨年来、りそなホールディングスなど指針に示す銀行が出始めているが、メガバンクでは初めてである。

この背景には、オランダの NGO である PAX が ICAN への貢献として発表してきた「Don't Bank on the Bomb（核兵器に投資するな）」というレポート⁸⁷の存在がある⁸⁸。これは、国連による 2001 年の人権の保護等を目指すグローバルコンパクト（UNGC）⁸⁹や 2006 年の責任投資原則（PRI）⁹⁰を背景とした取り組みとして理解される。「グローバルコンパクト」は、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みである。「責任投資原則」は、金融業界に対して提唱されたもので、機関投資家の意思決定プロセスに、ESG 課題すなわち（環境：environment、社会：social、企業統治：governance）を受託者責任の範囲内で反映させるべきとした、世界共通のガイドラインである。責任投資原則に定められた ESG の評価項目は今日、欧米の機関投資家を中心に高い関心を集めており、日本の金融機関の取り組みもこの文脈上にあるものと考えられる。

⁸³ 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、2018 年 1 月 16 日、衆議院第一議員会館の国際会議室で、討論集会「核兵器禁止条約と日本の役割」を主催している。以下を参照。

<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2018/02/13/dietroundtable20180116/>.

⁸⁴ 以下を参照。 https://nuclearabolitionjpn.files.wordpress.com/2019/12/jana_diet_20191205.pdf.

⁸⁵ ICAN は 2017 年度のノーベル平和賞を受賞した。その記念講演なども紹介されている。

<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2017/12/11/nobelweek2017-2-nobelpeacepriceceremony/>.

⁸⁶ 以下を参照。

https://this.kiji.is/642248764491007073?fbclid=IwAR1WL5EPCcDwrgPyIfBrK6BBZUtlc9_SdnPbfyzW0wEV7dhhb58XbWgoBL4/.

⁸⁷ 以下を参照。 <https://www.dontbankonthebomb.com>.

⁸⁸ これは核兵器廃絶日本 NGO 連絡会そのものによる活動ではないが、ICAN に関連する取り組みとして同連絡会のウェブサイトで紹介されている。以下を参照。

<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2019/04/29/icanmeeting/>.

⁸⁹ 以下を参照。 <http://www.ungcn.org/gc/>.

⁹⁰ 以下を参照。 <https://www.unpri.org/download?ac=6300>.

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は本年 3 月に、「大使館応援ツアー2020～めざせ核兵器禁止条約発効～」という活動を行なっている。これは、核兵器禁止条約への批准を求め、学生と被爆者が中心となって在京大使館を訪問する取り組みであった。参加した学生の一人は、「若者が被爆者と交流しながら、核兵器廃絶などの社会問題について、深く思考していく過程でもありました。このような機会は、若い世代が自ら取り組む学びの場、教育の場になりうる」⁹¹と述べている。これは、市民社会の行為主体による人材育成の機能の一例として見ることができる。

3. 今後の課題

以上、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会の活動とその機能を駆け足で見てきたが、紙幅の関係でその詳細な分析と評価は別の機会に譲らざるを得ない。核兵器の廃絶を目指す市民社会の今後の課題を考えるならば、それは、日本の安全保障政策上のジレンマの根幹にある拡大核抑止の検討を、政策過程のアジェンダとしてどのように設定できるかにあると思われる。

この課題を考える前提として、極めて簡略にはあるが、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会と日本政府の立場を整理⁹²する。まず、①唯一の戦争被爆国としての日本の役割、②核兵器廃絶という目標、③NPT の重要性が、共通点としてあげられる。次に、④核兵器禁止条約に対する評価、⑤安全保障政策における核兵器に対する評価、⑥日米同盟における核兵器の位置づけ、⑦核兵器禁止条約に加入することのメリットやデメリットに関する事実ベースでの調査の扱いが、明示的または黙示的相違点としてあげられる。そして相違点について見ると、記述的分析に委ねられる論点（それはどのようなになっているのかという記述的な問いに関わるもの）と規範的分析に委ねられる論点（それは望ましいかという問い（価値評価）に関わるもの）が指摘できる。

4. 課題へのアプローチ

以上の整理を念頭に置いた上で、市民社会による戦略策定に当たっては、「フレーム分析」のアプローチが一つの手がかりを与えるように思われる。「フレーム」とは、社会的な運動において人々の行為を方向付ける信頼や意味のセットのことである。こうしたフレームが共有されることによって、人々は社会的な運動に触発され行動するというのが、フレーム分析の基本的な考え方である⁹³。しかし現実社会においては、フレームが人々の間で共有されているとは限らない。むしろ、異なるフレームを持つさまざまな人々が存在しているのが現

⁹¹ 以下を参照。

https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2020/05/14/embassy_visiting_summary_report/.

⁹² ここでの整理と比較は、脚注 83 で言及した討論集会「核兵器禁止条約と日本の役割」の議事録に基づく。

⁹³ Robert D. Benford and David A. Snow, “Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment,” *Annual Review of Sociology*, Vol. 26 (Annual Reviews, 2000), p. 614.

状だろう。そこで人々の間で異なるフレームをどのように調整するかが問題となる（「フレーム調整」）⁹⁴。

提案されている調整方法の第一は、価値レベルで親和的だが構造レベルで結びついていない複数のフレームをつなぐ「フレーム架橋」である。例えば、地球の未来という価値で親和的な核兵器廃絶運動と環境運動を構造的に結びつけることで、運動の裾野を広げる試みがそれに当たる。第二は、問題に関する解釈フレームを明確化し強化する「フレーム増幅」である。取り組む課題の意義をはっきりさせることで、より多くの人々の意識を喚起する試みである。例えば、核兵器の問題は過去の問題ではない。今の問題である。なぜならこれまで核爆発が起きなかったことは、幸運以外の何ものでもなかったからだと指摘することは、それと関連しよう。

第三は、あるフレームに反応しない人々を引き寄せるために元のフレームを広げる「フレーム拡張」である。例えば、「核抜きの日米同盟は可能か」という問いを立てることにより、日米安保条約を所与の条件とした議論ならば参加する人々を引き寄せることが可能になるかもしれない。第四は、既存の価値に基づくフレームに代わる新しい価値を提示する「フレーム転換」である。「核兵器は安全を保障する」ことを前提とする伝統的な安全保障観に対し、「それは本当に安全を保障するのか」と前提そのものを問うことは、フレーム転換につながる潜在力を持っている。

また、新しい規範と既存の規範とのつながりを示し説得する、「グラフティンク（接ぎ木）」⁹⁵といった戦略も手がかりとなろう。人間はある意味で保守的な存在であり、新しいことに対しては概して警戒的である。それゆえ、既存の価値に関連づけて新しい価値を提示することにより、異なる立場からの理解を得るハードルを下げるという戦略である。核兵器禁止条約をNPT第6条における「効果的措置」と位置付けることは、こうした戦略との関連で理解することも可能である。

5. おわりに

現今の新型コロナウイルス感染症の問題は、安全保障とは何かについて深く考える機会を提供している。そこで浮き彫りになっているのは、国家や国民にとって重要なのは、生命や幸福といった価値だということである。そうした状況下で、核兵器がこうした価値に奉仕するのかという問いは、新鮮な響きを生むであろう。そしてこの問いはさらに、核兵器と安全保障とを同一視することは妥当であろうかとの問いを生みうる。責任ある安全保障政策の形成という観点からは、こうした問いに向き合うことが不必要だとすることは困難であろう。

⁹⁴ David Snow, et al., “Frame Alignment Processes, Micromobilization and Movement Participation,” *American Sociological Review*, Vol 51, No.4 (American Sociological Association, 1986), pp. 467-476.

⁹⁵ Richard Price, “Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines,” *International Organization*, Vol. 52, No. 3 (The MIT Press, 1998), p. 617.

以上の問いは、安全保障に関する本質的な問題意識を深めることに役立つものと思われる。そして上述のアプローチや戦略は、こうした問題意識に基づく国民的な議論にも役立つのではないか。政策過程のアジェンダ設定のためには、そうした国民的な議論が不可欠である。

IV章 未来構想論

吉田 文彦、鈴木 達治郎、広瀬 訓、中村 桂子

前章までの論考で、発効から半世紀を迎えた核不拡散条約（NPT）が、相当程度の成果を残しながらも多くの課題を抱えていることが浮き彫りになった。グローバルな核軍縮・不拡散政策の基盤である NPT の今後についての基本的問題認識と、実行すべき政策を整理しておくことにする。

1. 基本的問題認識

- (1) NPT は「ふたつの顔」を持ってきた。ひとつは、核軍縮・不拡散を徹底する「核廃絶に向けた軍備管理条約」としての顔。もうひとつは、「核保有国・核の傘国に役立つ安全保障条約」としての顔である。しかし、安全保障条約の側面が強くなり、特に無期限延長を決めた 95 年以降は「軍備管理条約」の側面がより弱体化していることが問題だ。もともと不平等な条約である NPT が持続可能性を保つには、軍備管理条約の機能をさらに強めて「究極的」な目標である核廃絶に向かっていく必要がある。NPT が「歴史的な」と言っても過言ではないほどの変曲点に直面している今日、本来の軍備管理条約の路線強化への修正を急ぐ必要がある。
- (2) NPT がめざす「究極的」な核廃絶という目標は、換言すると、核兵器国・核の傘国が核抑止依存から脱却していくことを想定した目標設定である。そのためには、核兵器国はもとより、非核国である核の傘国の安全保障政策の修正・転換も欠かせない。NPT 第 6 条には「各締約国」が、「全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と記されている。「各締約国」に非核国である核の傘国が含まれていることを強く意識し、自らも「誠実に交渉」する立場にあることをこれまで以上に自覚すべきである。
- (3) NPT のもう一つの柱である「原子力平和利用と核不拡散」についても、発効 50 年を経過して見直しの時期に来ているといえる。原子力平和利用の「奪いえない権利」を維持しつつも、軍事転用が直接可能な核物質在庫量の増加や、ウラン濃縮・再処理技術・施設の拡散が新たな課題となっている。さらに核セキュリティのリスクなども含め、NPT だけでは対応できない課題について、新たな国際協力や国際規範が必要とされている。
- (4) 核兵器による安全保障の拠り所である核抑止論には、II 章で示したように数々のリスクが宿る。広島、長崎のあとに核兵器が使用されなかったのは、核抑止が効果的だった証拠との議論もあるが、むしろその反論の方が説得力を持つ⁹⁶。加えて、サ

⁹⁶ ウォード・ウィルソン「核兵器をめぐる 5 つの神話」法律文化社、2013 年、69-115 頁

イバーや宇宙、AI（人工知能）などの先端技術が次々と軍事利用される新たな転換期を迎えており、核兵器が抱えるリスクは一段と高まる恐れが出てきている。核兵器国・核の傘国には、核抑止依存そのものが国や人々の安全をかえって危うくしかねない状況を直視し、核抑止に対する考え方の洗い直しを速やかに進めるべきだ。

- (5) 日本は、唯一の戦争被爆国でありながら、核の傘に依存するというジレンマの中に身を置いてきた。日本政府は、核廃絶を目指すことと核抑止に依存することの二つは、「矛盾しない」と繰り返してきた経緯もある。中国の核兵器近代化、北朝鮮の核武装など、冷戦後の北東アジアの安全保障環境はむしろ不安定化しており、核抑止が必要だとの考えも日本政府内では根強い。しかしながら、「この矛盾が解消されない限り、新たに核保有をもくろむ国家を説得しようとしても、また既存の核兵器国に核軍縮を主張しても、その説得力が半減してしまう」⁹⁷側面が強いのは否めない。II章で記したように、核の傘が日本の安全にどこまで資するのかも心もとない。北東アジア非核兵器地帯の設置も含めて、この地域の安全保障環境を改善し、脱核抑止に近づいていけるような政策構想や行動計画を日本自ら発信していくべきだ。
- (6) 核兵器禁止条約（TPNW）は、「各締約国は・・・全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について誠実に交渉することを約束する」とした NPT 第 6 条の延長線上の産物であると考えられる。にもかかわらず、TPNW は国際社会を分断するなど主張して、TPNW を無視・軽視、さらには敵視するような核兵器国・核の傘国の姿勢はむしろ、NPT を傷めることになりかねない。他方で、「NPT と両立可能」を前提に TPNW 採択に動き、批准も済ませている諸国には、NPT と TPNW を効果的に連動させる方策を示していく使命がある。「全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約」が TPNW へと収斂していくのか、今後新たな方策や条約を積み重ねて核廃絶に向かうのか。NPT と TPNW が併存する時代を迎えるにあたり、核廃絶へのプロセスを今まで以上に具体的に議論していく時期に来ている。
- (7) 日本は核兵器国と非核兵器国の「橋渡し役」を果たすことを公言している。その一助として、日本の外務省が設置した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は 2019 年 10 月に議長レポートをまとめ、公表した⁹⁸。議長レポートの本文には、「橋渡し役」としての日本外交の根本に据えておくべき言葉がいくつかある。ひとつは、広島、長崎以降の「核兵器不使用の規範」に関するもので、「今後も国際社会全体によって守られなければならない」と指摘し、「核兵器のない世界をいかに実現するかについての見解の相違にもかかわらず、不使用の慣行を継続することは、核兵器のな

⁹⁷ 向和歌奈「日本と核軍縮の複雑な関係ー核廃絶と核抑止の狭間で」、東京大学政策ビジョン研究センターの安全保障研究ユニットのウェブサイト <http://pari.ifi.u-tokyo.ac.jp/column/column141.html>

⁹⁸ 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議：議長レポート」（日本語仮訳）、2019 年 10 月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000529774.pdf>

い世界を実現するための柱の一つである」との見方を示している。もうひとつは核抑止への強い警鐘である。「核抑止は、特定の環境における安定性を強化するかもしれないが、世界の安全保障にとって危険な基盤」であることから、核抑止の「賛成派及び反対派は、意見の相違を橋渡しすることに粘り強く取り組まなければならない」とも論じている。唯一の戦争被爆国である日本が核廃絶に向けた政策を進めていくうえで、いずれも肝に銘じておくべき言葉だろう。NPT 再検討会議に向けた提言にも、「核兵器の人道上的リスクと結末についてのより深い理解を育むための広島・長崎への訪問、並びに被爆者のレガシー（被爆者から受け継いだもの）への敬意」が盛り込まれていることにも特記しておきたい。

上記のような基本的問題認識のもとで政策を決定し実行していくことが、唯一の戦争被爆国としての責任ある選択と考える。

2. 今後実行すべき政策

前述の「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は議長レポートの中で、2020 年の NPT 再検討会議（新型コロナ感染拡大のため、2021 年に開催延期）までと、2025 年の NPT 再検討会議までの二段階で講じるべき対策を列挙している。その概要は表 2（81 頁）のようなもので、それぞれの政策が重要なものであり、着実に前進させていくことが必要だろう。

だが、実行すべき多くの政策は NPT の外での外交交渉、条約交渉などで前進させることが可能になるものである。その結果、議長レポートが示した「今後実行すべき政策」を誰がどの交渉の場に問題提起して、効果的な議論に結び付けたうえで成果にとどりつけるのか——といった課題を避けて通れないのが実情である。以下でいくつかの主だった課題について記しておきたい。

- (a) **ジュネーブ軍縮会議（CD）以外の選択肢**——議長レポートは兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の再活性化を促しているが、ここ四半世紀にわたってずっと NPT 再検討会議での議論で繰り返しその重要性が指摘され続けてきた課題でもある。そもそも FMCT はどのような範囲まで規制対象に含めようとしているのか、条約発効後の生産のみを禁止するのか、過去に生産したものの廃棄も含まれるのかといった主要な意見の相違が存在するのは事実だが、それ以前に、コンセンサス方式での意思決定しか認めていないジュネーブの軍縮会議（CD）が大きな壁になってきた。コンセンサス方式にも利点があるのは確かだが、1996 年に包括的核実験禁止条約（CTBT）の条文をまとめて以降、何ひとつ条約を生み出していない現実がある。その理由の最たるものが、何を議題に取り上げるかの手続き的な事項までコンセンサス方式にしている点である。

対人地雷、クラスター爆弾、核兵器の禁止条約はいずれも既存の交渉会議である CD や特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議（意思決定はコンセンサス方式）

の外で交渉され、採択されたものである。少なくとも FMCT については CD 以外での交渉の道を真剣にさぐるべきだろう。TPNW の場合がそうであったように、国連総会決議（多数決による意思決定）に基づいて交渉の場を設定し、そこで核廃絶に必要な条約をつくっていく選択肢をもっと広げていくことが、NPT 以外の場合、核兵器国・核の傘国とその他の非核国との意見交換の機会を増やすことにもつながるだろう。

- (b) **条約から政府間合意や行動規範へ**——NPT 外での条約づくりの努力は、約束の法的安定性を考慮すると非常に大切なことである。その一方で条約交渉には時間がかかり、せっかく合意しても各国での批准が滞って発効が大幅に遅れる事態もある。また、核軍縮交渉に関しては、米ロ間だけでなく中国を加える場合、核兵器の数だけでなく、核兵器システムの構成も大きく異なっていることから、条約づくりのハードルは極めて高い。核兵器システムに悪影響を及ぼす危険のある最先端技術の軍事利用の規制についても、ほとんどが汎用技術であることなどから、法的拘束力のある条約による規制にまで持ち込むのは困難であり、かつ時間をかけて交渉しているうちにどんどん技術進歩が加速してしまうといったジレンマもある。こうした事情を考えると、「条約にできるものは条約をめざす」という原則は維持しながらも、早い時期に現実的な実効性を得るという視点からは、政府間合意、行動規範（Code of Conduct）に基づく政策実行も重要な選択肢と積極的に位置づけるべきだろう。そこでの成果と信頼醸成が核廃絶に向けたさらなる（関連条約も含めた）合意形成、核抑止に依存しない（あるいはその前段階で依存を極力抑える）安全保障枠組みの構築への伏線になることも期待できる。

- (c) **多様なアクターの参加・関与**——上記の議長レポートは締めくくり近くで以下のように記している。「核兵器の廃絶は国際政治の構造における変化を構成し、幅広い政治的なモメンタムの構築なしには実現され得ない・・・避けられない政治的課題を克服するためには、核兵器の非人道的結末のための旗を掲げる政治的・社会的運動が必要である・・・政治的・社会的運動はモメンタムを生み出し得るが、新しい国際安全保障秩序と核兵器のない世界に向けた同時進行の動きのためには、漸進的な戦略と組み合わせられなければならない」。

約めて表現すれば、核廃絶に向けては「政治的・社会的運動」のモメンタムを生み出す市民社会の力と、そうした運動と核廃絶への「漸進的な戦略」を形成・実践する政府やエピステミック・コミュニティ（専門家集団）の力の組み合わせが不可欠だということである。NPT を基盤に核廃絶に向かっていくには、これまで命を懸けて訴えてきた被爆者の方々だけでなく、人道や人権を意識した NGO や企業など市民社会における多方面からのモメンタム拡大が求められるだろう。並行して、専門家集団が政治家や政党・官僚組織などと政策論議を重ね、核廃絶に必要な様々な政策を具体化し、優先順位をつけながら実現していく努力が必要である。

3. パンデミックの教訓

さて、新型コロナウイルス感染拡大がついにはパンデミックとなり、2020 年 4-5 月に予定されていた NPT 再検討会議は 2021 年に延期される事態となった。パンデミックから学ぶべき、核軍縮の視点からの教訓とは何だろうか。

国連の中満泉事務次長・軍縮担当上級代表は以下のような考えを示している。第一は、「想定外」の現実化だ。直前まで想定していなかった状況が実際に起こりあるものであり、しかも危機的状況が瞬く間に全世界を覆いつくしていく。気候変動であれ、核兵器の問題であれ、想定しえないことも考えて、それを防ぐために最大限の努力をしないといけないことをパンデミックが教えた。第二は、国際協力の重要性だ。すべての人が安全でなければ誰も安全でない。そこがパンデミックの特徴で、国際協力で感染症の対策にあたるしかない。国際協力の重要性というのをまざまざと見せつけてくれたのが、実はコロナ危機だった。核兵器も含めた安全保障の問題は、国際的な緊張関係が厳しい地域で検討されがちな分野である。であればこそ、共通項を見出せるような外交努力や対話の努力を続け、国際社会が一致協力して成果を上げていかないといけない。第三は、人間の安全保障の大切さだ。目に見えないウイルスがこれだけの危機を世界中にもたらしたわけで、軍事力のみに頼った安全保障がいかにもろいものか、世界のあり方がいかに脆弱であったかというのをまざまざと見せつけたのが、今回の危機だった。やはり安全保障の概念、考え方の中心に人間を据えていかなければいけない。領土保全だけの安全保障だけではなく、人間の安全保障をもっと真剣に考える必要がある。これもコロナ危機の大きな教訓だった⁹⁹。

新型コロナウイルスによるパンデミックが今後、実際にどのように国際安全保障、国家安全保障に影響を与えるかは未知数ではあるが、軍縮を進めるためには、中満事務次長が指摘した教訓を広く共有すべく努力していくことが求められる。そうした展開になれば、TPNW がもたらそうとしている「安全保障観」のパラダイムシフトが加速し、NPT 発効 50 年の 2020 年のグローバルな激変が、NPT を基盤にした核軍縮・不拡散政策を強化する方向で地殻変動をもたらす可能性も秘めている。

核廃絶にとってプラスなこと（好機）もマイナスなこと（危機）も、想定外と考えていたことがある日、突然のごとく現実になる可能性がある。未来への転換点がいつ訪れるとも限らないことを踏まえて、プラス面を最大化しマイナス面を最小化する戦略を、多様なアクターが常に練っておくこと。それが、奇しくもパンデミック発生と重なった NPT 発効 50 年の節目における、大きな「学び」ではないだろうか。

⁹⁹ 核兵器廃絶長崎連絡協議会主催「被爆 75 年対談シリーズ 核・コロナ・気候変動」の収録（2020 年 6 月 19 日）の中満事務次長の発言要旨。



中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表
(2017年8月8日、長崎にて。撮影：RECNA)

表-2 NPT 再検討プロセスで講じるべき対策¹⁰⁰

2020 年以前に着手され得る行動

- a. 新 START（新戦略兵器削減条約）の延長及び後継条約を含め、核軍備管理及び戦略的安定性に関する米露間の対話の再開
- b. 安全性及びセキュリティ措置を含め、核兵器使用のリスクの低減の確保、並びにそうした情報の国際社会との共有
- c. 核態勢及び抑止と国際人道法との整合性に関する、まずは核兵器国による、続いて他の国際社会との情報共有
- d. CTBT（包括的核実験禁止条約、未発効）及び FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約、未交渉）を含む多国間核軍縮措置の再活性化
- e. 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准、消極的安全保証の再確認
- f. 中東非 WMD（大量破壊兵器）地帯に関する今後の方策、特に継続的な対話のためのプラットフォームの更なる追求、並びに（イラン核開発防止のための）JCPOA（包括的共同作業計画）の存続
- g. 地域安全保障の文脈における核不拡散・軍縮の促進（北朝鮮、イランを含む中東、及び南アジア）
- h. 橋渡し及び共通基盤の模索のための、若い世代の関与
- i. 市民社会の一層の関与、並びに政治指導者と社会運動との間のパートナーシップの涵養
- j. 核兵器の人道上のリスクと結末についてのより深い理解を育むための広島・長崎への訪問、並びに被爆者のレガシー（被爆者から受け継いだもの）への敬意

2020 年から 2025 年の間にとられ得る行動

- a. リスク低減と核セキュリティを強化するための協力的措置の実施に非 NPT 核保有国を関与させ、他国と情報を共有する方法の検討、並びに核政策・戦力態勢が国際人道法に整合的であるかの説明
- b. 核軍縮に向けた NPT 上の義務を果たすべく、更なる自発的な措置をとるために自己申告に基づくコミットメントの実施、並びに 2020 年から 2025 年の運用検討プロセス（再検討プロセス）の間におけるその履行状況の定期的な報告
- c. 安全保障のジレンマを緩和し、その二国間／三国間の関係において基本的な水準の戦略的安定性を達成する一大国が核兵器の大幅な削減に合意する時まで極めて重要である一ための手段の検討
- d. 核・非核の「絡み合い」（ミサイルが核も通常兵器も搭載可能なタイプで、通常戦力の攻撃であっても相手が核攻撃と混同しかねない状態）と、戦略的安定性及び軍備管理モダリティ（様式）に対する新興技術の影響への対応
- e. 民生・軍事利用双方の核分裂性物質の管理
- f. 核兵器の事故及び使用に対する法的責任メカニズムの検討

* 翻訳は RECNA。訳文中の（ ）内の追記は RECNA による。

¹⁰⁰ 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の議長レポートの全文は以下

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000529774.pdf>

資料

1. 核関連年表
2. 核兵器の不拡散に関する条約

1. 核関連年表

1945 年 7 月 16 日	米国が世界初の核実験
8 月 6 日	広島に原爆投下
8 月 9 日	長崎に原爆投下
1949 年 8 月 29 日	ソ連が初の核実験
1952 年 10 月 3 日	英国が初の核実験
11 月 1 日	米国が初の水爆実験
1953 年 12 月 8 日	アイゼンハワー米大統領が「Atoms for Peace」演説
1954 年 3 月 1 日	米国のビキニ環礁水爆実験で第五福竜丸が被曝
1955 年 7 月 9 日	ラッセル・アインシュタイン宣言
11 月 22 日	ソ連が初の水爆実験
1957 年 7 月 29 日	国際原子力機関（IAEA）発足
1959 年 12 月 1 日	南極条約署名（61 年 6 月 23 日発効）
1960 年 2 月 13 日	フランスが初の核実験
1962 年 10 月	キューバ危機
1963 年 8 月 5 日	部分的核実験禁止条約（PTBT）署名（10 月 10 日発効）
1964 年 10 月 16 日	中国が初の核実験
1967 年 2 月 14 日	ラテンアメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）署名開放（68 年 4 月 22 日発効）
1968 年 7 月 1 日	核不拡散条約（NPT）署名開放（70 年 3 月 5 日発効）
1971 年 2 月 11 日	海底核兵器禁止条約署名開放（72 年 5 月 18 日発効）
1972 年 4 月 10 日	生物兵器禁止条約（BWC）署名開放（75 年 3 月 26 日）
5 月 26 日	米ソ、第一次戦略兵器制限条約（SALT I）／対弾道ミサイル（ABM）システム制限条約署名
1974 年 5 月 18 日	インドが核実験
1977 年 9 月 21 日	原子力供給国グループ（NSG）発足
1979 年 6 月 18 日	米ソ、SALT II 署名
1985 年 8 月 6 日	南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）署名開放（86 年 12 月 11 日発効）
1986 年 4 月 26 日	チェルノブイリ原発事故
1987 年 7 月 31 日	米ソ、第一次戦略兵器削減条約（START I）署名（94 年 12 月 5 日発効）
12 月 8 日	米ソ、中距離核戦力（INF）全廃条約署名（88 年 6 月 1 日発効）
1991 年 12 月 31 日	南北朝鮮、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」署名（92 年 2 月 19 日発効）

1993 年 1 月 3 日	米ロ、START II 条約署名
1 月 13 日	化学兵器禁止条約（CWC）署名開放（97 年 4 月 29 日）
1994 年 10 月 21 日	米朝「枠組み合意」署名
1995 年 5 月 11 日	NPT 無期限延長を決定
1995 年 12 月 15 日	東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）署名開放（97 年 3 月 27 日発効）
1996 年 4 月 11 日	アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンドバ条約）署名開放（09 年 7 月 15 日発効）
7 月 8 日	核兵器使用の合法性に関する国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見
9 月 24 日	包括的核実験禁止条約（CTBT）署名開放
1997 年 3 月 21 日	米ロ、START III の枠組みに合意
12 月 3 日	対人地雷禁止条約（オタワ条約）署名開放（99 年 3 月 1 日発効）
1998 年 5 月 11・13 日	インドが核実験
5 月 28・30 日	パキスタンが核実験
2002 年 5 月 24 日	米ロ、モスクワ条約（SORT）署名（03 年 6 月 1 日発効）
2003 年 1 月 10 日	北朝鮮、NPT 脱退を宣言
2005 年 5 月 2 日～27 日	第 7 回 NPT 再検討会議開催。最終文書に合意ならず。
9 月 19 日	6 カ国協議、初の共同声明を発表
2006 年 9 月 8 日	中央アジア非核兵器地帯条約署名開放（09 年 3 月 21 日発効）
10 月 9 日	北朝鮮が初の核実験
2008 年 10 月 10 日	米印、原子力協定に署名（09 年 12 月 6 日発効）
12 月 3～4 日	クラスター弾禁止条約（オスロ条約）署名開放（10 年 8 月 1 日発効）
2009 年 4 月 5 日	米オバマ大統領、プラハで演説
2010 年 4 月 8 日	米ロ、新 START 条約に署名（11 年 2 月 5 日発効）
5 月 3 日～28 日	第 8 回 NPT 再検討会議開催。64 項目行動計画を含む最終文書に合意
2011 年 3 月 11 日	東京電力福島第一原発事故
2015 年 4 月 27 日～5 月 22 日	第 9 回 NPT 再検討会議開催。最終文書に合意ならず
7 月 14 日	イランと P5+1 が包括的共同行動計画（イラン核合意、JCPOA）締結
2017 年 7 月 7 日	核兵器禁止条約（TPNW）採択（9 月 20 日署名開放）
2018 年 4 月 27 日	南北首脳、「板門店宣言」を発表
5 月 8 日	米トランプ政権がイラン核合意からの離脱を宣言
6 月 12 日	初の米朝首脳会談。共同宣言に署名。
2019 年 8 月 2 日	INF 全廃条約が失効

2. 核兵器の不拡散に関する条約

昭和 43 年 7 月 1 日 ロンドン、モスクワ及びワシントンで作成
昭和 45 年 3 月 5 日 効力発生
昭和 45 年 2 月 3 日 我が国署名
昭和 51 年 5 月 24 日 国会承認
昭和 51 年 6 月 8 日 批准書寄託
昭和 51 年 6 月 8 日 公布及び告示（条約第六号及び外務省告示第 112 号）
昭和 51 年 6 月 8 日 我が国について効力発生

この条約を締結する国（以下「締約国」という。）は、

核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮し、

核兵器の拡散が核戦争の危険を著しく増大させるものであることを信じ、

核兵器の一層広範にわたる分散の防止に関する協定を締結することを要請する国際連合総会の諸決議に従い、

平和的な原子力活動に対する国際原子力機関の保障措置の適用を容易にすることについて協力することを約束し、

一定の枢要な箇所において機器その他の技術的手段を使用することにより原料物質及び特殊核分裂性物質の移動に対して効果的に保障措置を適用するという原則を、国際原子力機関の保障措置制度のわく内で適用することを促進するための研究、開発その他の努力に対する支持を表明し、

核技術の平和的応用の利益（核兵器国が核爆発装置の開発から得ることができるすべての技術上の副産物を含む。）が、平和的目的のため、すべての締約国（核兵器国であるか非

核兵器国であるかを問わない。）に提供されるべきであるという原則を確認し、

この原則を適用するに当たり、すべての締約国が、平和的目的のための原子力の応用を一層発展させるため可能な最大限度まで科学的情報を交換

することに参加し、及び単独で又は他の国と協力してその応用の一層の発展に貢献する権利を有することを確信し、

核軍備競争の停止をできる限り早期に達成し、及び核軍備の縮小の方向で効果的な措置をとる意図を宣言し、

この目的の達成についてすべての国が協力することを要請し、

1963 年の大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締約国が、同条約前文において、核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止の達成を求め及びそのために交渉を継続する決意を表明したことを想起し、

厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約に基づき核兵器の製造を停止し、貯蔵されたすべての核兵器を廃棄し、並びに諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去することを容易にするため、国際間の緊張の緩和及び諸国間の信頼の強化を促進することを希望し、

諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと並びに国際の平和及び安全の確立及び維持が世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用を最も少なくして促進されなければならないことを想起して、

次のとおり協定した。

第一条

締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第二条

締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又

は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する。

第三条

1. 締約国である各非核兵器国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、この条約に基づいて負う義務の履行を確認することのみを目的として国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾することを約束する。この条の規定によって必要とされる保障措置の手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質につき、それが主要な原子力施設において生産され、処理され若しくは使用されているか又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず、遵守しなければならない。この条の規定によって必要とされる保障措置は、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、適用される。

2. 各締約国は、(a) 原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は (b) 特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、この条の規定によって必要とされる保障措置が当該原料物質又は当該特殊核分裂性物質について適用されない限り、平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する。

3. この条の規定によって必要とされる保障措置は、この条の規定及び前文に規定する保障措置の原則に従い、次条の規定に適合する態様で、かつ、締約国の経済的若しくは技術的發展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力（平和的目的のため、核物質及びその処理、使用又は生産のための設備を国際的に交換することを含む。）を妨げないような態様で、実施するものとする。

4. 締約国である非核兵器国は、この条に定める要件を満たすため、国際原子力機関憲章に従い、個々に又は他の国と共同して国際原子力機関と協定を締結するものとする。その協定の交渉は、この条約が最初に効力を生じた時から 180 日以内に開始しなければならない。この 180 日の期間の後

に批准書又は加入書を寄託する国については、その協定の交渉は、当該寄託の日までに開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日後 18 箇月以内に効力を生ずるものとする。

第四条

1. この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を發展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2. すべての締約国は、原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、また、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開発途上にある地域の必要に妥当な考慮を払って、平和的目的のための原子力の応用、特に締約国である非核兵器国の領域におけるその応用の一層の發展に貢献することに協力する。

第五条

各締約国は、核爆発のあらゆる平和的応用から生ずることのある利益が、この条約に従い適当な国際的監視の下でかつ適当な国際的手続により無差別の原則に基づいて締約国である非核兵器国に提供されること並びに使用される爆発装置についてその非核兵器国の負担する費用が、できる限り低額であり、かつ、研究及び開発のためのいかなる費用をも含まないことを確保するため、適当な措置をとることを約束する。締約国である非核兵器国は、特別の国際協定に従い、非核兵器国が十分に代表されている適当な国際機関を通じてこのような利益を享受することができる。この問題に関する交渉は、この条約が効力を生じた後できる限り速やかに開始するものとする。締約国である非核兵器国は、希望するときは、二国間協定によってもこのような利益を享受することができる。

第六条

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

第七条

この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を及ぼすものではない。

第八条

1. いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託国政府に提出するものとし、寄託国政府は、これをすべての締約国に配布する。その後、締約国の三分の一以上の要請があつたときは、寄託国政府は、その改正を審議するため、すべての締約国を招請して会議を開催する。

2. この条約のいかなる改正も、すべての締約国の過半数の票（締約国であるすべての核兵器国の票及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の票を含む。）による議決で承認されなければならない。その改正は、すべての締約国の過半数の改正の批准書（締約国であるすべての核兵器国の改正の批准書及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の改正の批准書を含む。）が寄託された時に、その批准書を寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の時に効力を生ずる。

3. 前文の目的の実現及びこの条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討するため、この条約の効力発生五年後にスイスのジュネーヴで締約国の会議を開催する。その後5年ごとに、締約国の過半数が寄託国政府に提案する場合には、条約の運用を検討するという同様の目的をもって、更に会議を開催する。

第九条

1. この条約は、署名のためすべての国に開放される。この条約が3の規定に従って効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2. この条約は、署名国によって批准されなければならない。批准書及び加入書は、ここに寄託国政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

3. この条約は、その政府が条約の寄託者として指定される国及びこの条約の署名国である他の40

の国が批准しかつその批准書を寄託した後に、効力を生ずる。この条約の適用上、「核兵器国」とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。

4. この条約は、その効力発生後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5. 寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日、会議の開催の要請を受領した日及び他の通知を速やかに通報する。

6. この条約は、寄託国政府が国際連合憲章第102条の規定に従って登録する。

第十条

1. 各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し3箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

2. この条約の効力発生25年後に、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するため、会議を開催する。その決定は、締約国の過半数による議決で行う。

第十一条

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とし、寄託国政府に寄託される。この条約の認証謄本は、寄託国政府が署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1968年7月1日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書3通を作成した。

（出典：外務省条約局、条約集（多数国間条約）昭和51年、403-413頁）

RECNA注：一部の表記を漢数字から算用数字に改めた。

著者紹介（執筆順）

吉田 文彦 (YOSHIDA, Fumihiko)

センター長・教授

1955 年京都府生まれ。東京大学文学部卒、朝日新聞社入社。2000 年より論説委員、論説副主幹。その後は、国際基督教大学 (ICU) 客員教授、米国のカーネギー国際平和財団客員研究員、笹川平和財団常務理事など経て現職。大阪大学にて博士号（国際公共政策）。

広瀬 訓 (HIROSE, Satoshi)

副センター長・教授

専門は国際法、国際機構論。国連開発計画 (UNDP) プログラム担当官、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部専門調査員、宮崎公立大学教授等を経て、2012 年より現職。

中村 桂子 (NAKAMURA, Keiko)

准教授

2012 年 4 月の RECNA 開設にともない、長崎大学に赴任。2012 年 3 月までは特定非営利活動法人ピースデポ(横浜)の事務局長として、核軍縮・不拡散問題に取り組んでいた。

鈴木 達治郎 (SUZUKI, Tatsujiro)

副センター長・教授

1951 年生まれ。75 年東京大学工学部原子力工学科卒。78 年マサチューセッツ工科大学プログラム修士修了。工学博士（東京大学）。2010 年 1 月より 2014 年 3 月まで内閣府原子力委員会委員長代理を務めた。核兵器と戦争の根絶を目指す科学者集団パグウォッシュ会議評議員として活動が続けている。

朝長 万左男 (TOMONAGA, Masao)

客員教授

元日本赤十字社長崎原爆病院院長/核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会委員長
1943 年長崎市生まれ。2 歳のときに、母親とともに爆心地から 2.7km の距離で被爆。長崎大医学部卒、同大で 40 年間血液内科医として被爆者医療および白血病の研究にあたる。

宮崎 智三 (MIYAZAKI, Tomomitsu)

中国新聞社論説主幹

1962 年生まれ。京都大文学部卒業。1985 年中国新聞社に入社。防長本社編集部長、編集局ヒロシマ平和メディアセンター長など歴任。2019 年 2 月から論説主幹。

河合 公明 (KAWAI, Kimiaki)

1965 年生まれ。創価学会平和委員会事務局長等を務めた後、2019 年 10 月より戸田記念国際平和研究所主任研究員。核兵器廃絶日本 NGO 連絡会（事務局）。国際政治学修士（青山学院大学）。現在、長崎大学大学院多文化社会科学研究科博士課程（後期）在学中。

RECNA Policy Paper (REC-PP-11)

NPT発効50年：「核のある世界」に立ち向かう

著 者 吉田文彦・鈴木達治郎・広瀬訓・中村桂子・朝長万左男・
宮崎智三・河合公明

発 行 者 吉田文彦

発 行 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL: 095-819-2164 FAX: 095-819-2165

E-mail recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp

Website <https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>

著作権 © 2020 RECNA

発行日 2020年7月16日

I S B N 978-4-910507-01-9

※本電子書籍の出版データの利用に関する権利は、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)に
帰属しています。本書の無断転載、複製、頒布、公衆送信、翻訳、翻案等を禁じます。

**Research Center for Nuclear Weapons Abolition,
Nagasaki University(RECNA)**
長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)

1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki, 852-8521, Japan
〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL. +81 95 819 2164 / FAX. +81 95 819 2165
[E-mail] recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp>